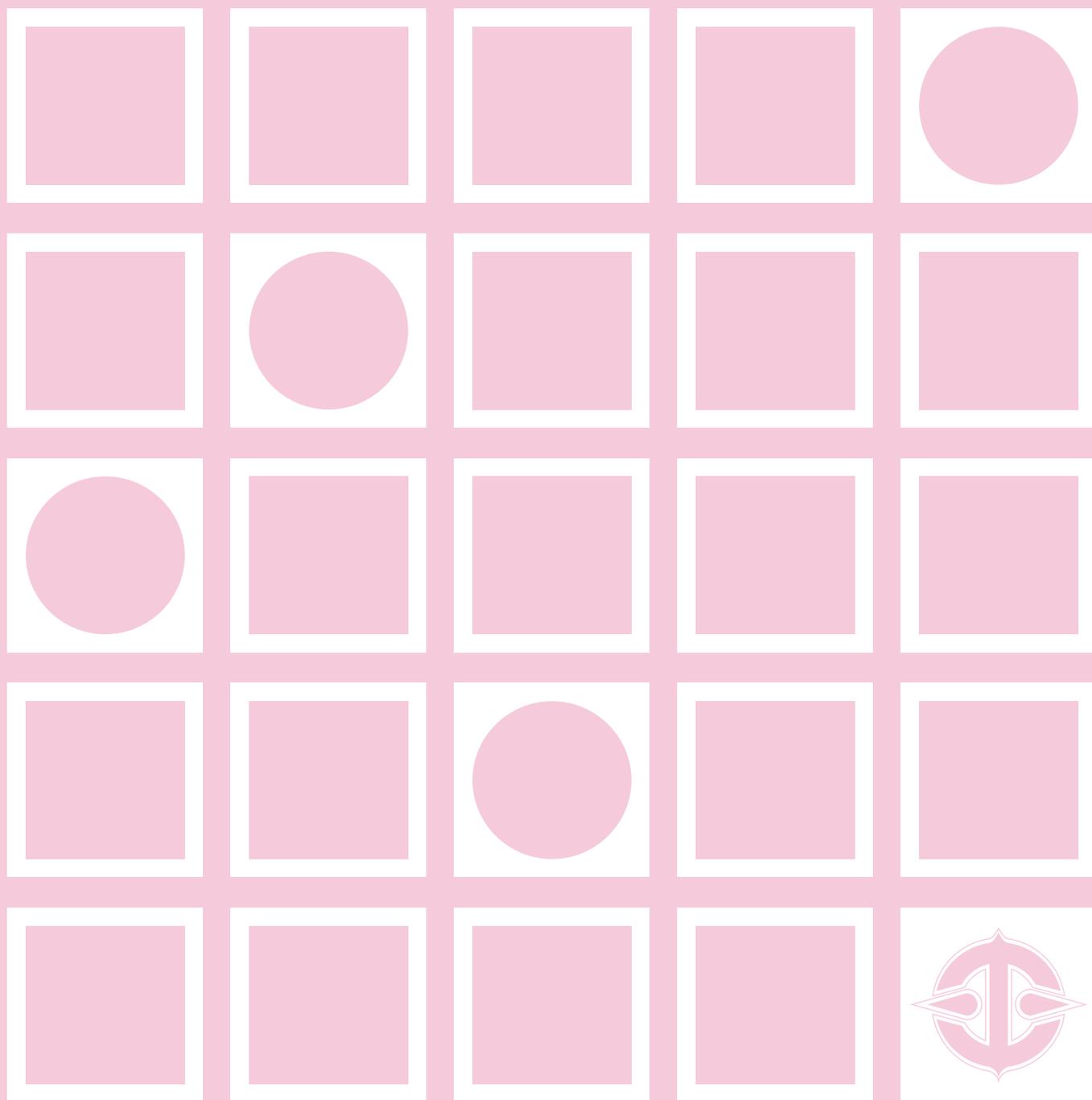


平成20年度

金融の手引



石川県中小企業団体中央会

発刊にあたって

最近の我が国経済は、戦後最長といわれた好景気が終焉し、国際経済の減速や国内消費の伸び悩みなどにより厳しい状況となっております。

中小企業においても、原油・原材料価格の高騰が続き、これを容易に価格転嫁できず、企業収益が圧迫もあり、先行きへの不安感が一段と増しております。

本会では、企業の資金調達の円滑化や中長期の取り組みを支援するため、金融機関、国、県、市・町及び公的機関等の融資制度を取りまとめた平成20年度版「金融の手引き（第30号）」を編集いたしました。

企業活動の拡充や新たな事業展開に向けご活用いただければ幸いに存じます。

特に、今年度は、原油・原材料価格の高騰や倒産防止にかかる緊急融資制度についても、新たに紹介いたしました。

終わりに、本書発刊にあたり、ご寄稿賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成20年9月

石川県中小企業団体中央会

目 次

I 政府系金融機関の融資制度

(1) 商工組合中央金庫	1
(2) 中小企業金融公庫	5
(3) 国民生活金融公庫	11
(4) 日本政策投資銀行	25
(5) 国際協力銀行	31
(6) 住宅金融支援機構	33
(7) 農林漁業金融公庫	35

II 地方公共団体等の融資制度

(1) 石川県制度金融	43
(2) 各市の制度金融	49
(3) 各町の制度金融	79
(4) 設備資金貸付制度	83
(5) 設備貸与制度	85
(6) 延払による機械設備貸与制度	87

III 中小企業高度化資金	89
---------------------	----

IV 独立行政法人による融資制度

(1) 中小企業基盤整備機構	127
----------------------	-----

V 信用保証制度

	135
--	-----

連鎖倒産防止融資制度一覧	154
--------------------	-----

原油等価格高騰対策一覧	156
-------------------	-----

[付 録]

・関係機関所在地一覧表	160
-------------------	-----

50 音 順 索 引

〈あ〉	
IT活用促進資金	8,15
〈い〉	
いしかわ事業者版環境ISO登録企業支援ローン	4
異分野連携新事業分野開拓関連保証	139
〈お〉	
恩給担保貸付	23
温泉利用環境保全資金	73
〈か〉	
海外展開（投資）支援	2,8,32,135
環境（・エネルギー）対策支援	2,8,17,19,47,55,73,135
観光関係設備資金融資（観光振興）	47,53,65,71
〈き〉	
機械設備近代化資金	53
企業活力強化資金	8,13
企業間連携支援	3
企業体質改善資金	69
企業立地促進融資	47,49,55,57,63,67
季節資金	51,55,65,69,71,79,135
記名国債担保貸付	23
教育貸付	23
金融環境変化対応資金	9,13
勤労者育児・介護休業融資	47,57,65,67,69,71
勤労者貸付資金	61,67
〈く〉	
九谷焼後継者定着化支援資金	73
組合支援	2,55,63
〈け〉	
経営安定（特別）支援融資	45,49,53,59,69,73,81
経営改善貸付	11
経営革新等支援融資	43,137
経営環境変化（対応）資金	9,13
経営基盤強化関連保証	137
経営資源活用関連保証	137
下水道宅内工事促進資金	57
〈こ〉	
広域ネットワーク整備事業	30
公害防止（施設整備）資金	65,135
公衆浴場施設改善事業費	73
公衆浴場施設整備資金	73
厚生年金等担保貸付	23
小売商業近代化支援	75
国際見本市出展事業奨励金	73
小口融資	45,51,53,57,61,63,65,67,69,71,77

小口零細融資	45,57,135
子育てファミリー向け貸付住宅融資	33

〈さ〉

災害貸付	19,135
企業（事業）再生支援	2,9,19,137,139
再挑戦支援資金	8,11,139
財務向上サポート資金	15
財務リスクマネジメント・BDP支援	3
産業振興資金	49
産業廃棄物処理施設整備資金融資	47

〈し〉

事業者カードローン当座貸越根保証	137
事業承継支援	3,9
事業転換支援融資	43
資金繰り円滑化借換保証	137
下請振興関連保証	139
住宅建設資金融資	71
周辺産業育成資金	53
周辺地域整備関連保証	139
省エネ・リサイクル支援保証	137
小規模企業共済契約者貸付制度（一般貸付け）	127
小規模企業共済契約者貸付制度（傷病災害時貸付け）	128
小規模企業共済契約者貸付制度（創業転業時貸付け）	129
小規模企業共済契約者貸付制度（新規事業展開貸付け）	130
小規模企業共済契約者貸付制度（福祉対応貸付け）	131
小規模企業共済契約者貸付制度（緊急経営安定貸付け）	132
商工会青年部特別融資	71
商工観光業振興近代化資金	81
商工（業）振興（対策）資金	75,81
商工業緊急支援融資	79
商店街活性化支援	75
商店街振興資金	65
商店街整備等支援関連保証	137
商店街並びに商店近代化資金	75
消費生活協同組合資金	65
食品関連貸付	17,35,41,42
女性・若者/シニア起業家資金	11,55
女性の社会進出・少子化対策支援	3
新規開業資金	11
新規開発事業転業資金	36
新規用途事業等資金	63
新事業育成資金	8
新事業開拓保証	135
新事業活動促進資金	8,11
新事業分野開拓関連保証	137

〈す〉

水産加工資金	38
--------	----

<p style="text-align: center;">〈せ〉</p>	
生活衛生貸付	19
設備資金貸付制度	83
設備貸与制度	85

<p style="text-align: center;">〈そ〉</p>	
創業・新事業進出支援	2

<p style="text-align: center;">〈ち〉</p>	
地域活性化・(地域)雇用促進資金	8,15
地域経済振興事業	26
地域下水道排水施設工事促進資金	57
地域再生・活性化支援	1
地域産業(資源活用)活性化資金	81,139
地域資源活用支援	3
地域新事業創出関連保証	137
地域社会基盤整備事業	28
地域商工業活性化融資	43,75
地域伝統芸能等保証	137
中堅企業特別保証	139
中高年齢者等職業訓練奨励金	73
中山間地域活性化資金(下降流通施設)	40
中小企業緊急支援資金	55
中小企業高度化資金	53,55,89
中小企業情報化推進資金	49
中小企業振興資金	55
中小企業振興特別資金	49
中小企業振興特別資金(原油・原材料価格高騰対策分)	49
中小企業設備等近代化資金	77
中小企業創業者支援融資	45,49,69,137
中小企業倒産防止共済(連鎖倒産防止)	9,13,45,133
中小企業特定社債保証	139
中小企業特別支援融資資金	69
中小小売商業関連保証	137
中心市街地(商業等)活性化事業資金	49,137
長期経営資金保証	135

<p style="text-align: center;">〈て〉</p>	
手形割引保証	135
伝統産業工房等整備資金	49
伝統的工芸品振興保証	137
店舗改装資金	53
店舗近代化資金	69

<p style="text-align: center;">〈と〉</p>	
当座貸付根保証	135
特定研究開発等関連保証	139
特定信用状関連保証	139
特定農産加工資金	39
都市計画事業設備資金	55

<p style="text-align: center;">〈に〉</p> 乳業施設資金	37
<p style="text-align: center;">〈の〉</p> 延払機械設備貸与資金（機械工業構造改善事業貸付金） 能美市制度資金	51,53,57,61,67,73,77,87 75
<p style="text-align: center;">〈は〉</p> 排水設備工事促進資金 羽咋市経営支援融資貸付金 バリアフリー対応貸付住宅融資	57 67 34,47
<p style="text-align: center;">〈ひ〉</p> 被災企業の復旧・復興を緊急支援	47
<p style="text-align: center;">〈ふ〉</p> 風俗営業飲食業保証	135
<p style="text-align: center;">〈ほ〉</p> 防災設備等整備資金	55
<p style="text-align: center;">〈み〉</p> 未組織労働者信用保証料補助金 民宿整備資金	73 61,65
<p style="text-align: center;">〈む〉</p> 無担保クイック保証 無担保当座貸越根保証	135 135
<p style="text-align: center;">〈も〉</p> ものづくり支援	3
<p style="text-align: center;">〈ゆ〉</p> 誘致工場建設資金（一般分） 輸出金融	69 31
<p style="text-align: center;">〈り〉</p> 流通業務総合効率化関連保証 流動資産担保融資保証	139 137
<p style="text-align: center;">〈ろ〉</p> 労働者生活資金 労働者福利厚生資金 労働力確保関連保証	57 57 137
<p style="text-align: center;">〈わ〉</p> ワークライフバランス応援ローン	4

商 工 組 合 中 央 金 庫

【融資業務】

商工中金では、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の皆さまが事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

融資対象	商工中金に出資していただいている下記掲載の中小企業団体（所属団体）とその構成員の皆さまをご融資先としています。また、中小企業を主要なメンバーとする共同出資会社、および所属団体とその構成員の海外現地人などの皆さまのご相談にも応じています。
融資形態	<p>商工中金は組織金融機関として、組合や構成員の皆さまに対して次のような融資を行っています。</p> <p>◆組合貸：共同事業資金…共同生産、共同加工、共同販売など、商工中金の所属団体が行う共同事業に必要な資金を融資するものです。また、高度化事業に必要な資金についても積極的に取り扱っています。</p> <p>転貸資金………構成員の事業に必要な資金を、組合を通じて融資するものです。</p> <p>◆構成員貸：商工中金所属団体の構成員に直接融資するものです。</p>

★商工中金所属団体

- 中小企業等協同組合/事業協同組合・事業共同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合
- 協業組合
- 商工組合・同連合会
- 商店街振興組合・同連合会
- 生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合
- 酒造組合・同連合会・同中央会
- 酒販組合・同連合会・同中央会
- 内航海運組合・同連合会
- 輸出組合・輸入組合
- 市街地再開発組合

【一般的な融資】

使 途	設備資金、運転資金
融 資 限 度	事業年度毎に総代会で決定することになっています。 なお、平成19年度は原則として1組合200億円、1構成員20億円となっています。
融 資 期 間	原則として 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
返 済 方 法	分割返済または期限一時返済
融 資 利 率	金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談下さい。
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

【商工中金独自の総合支援策】

商工中金では、独自性のある総合金融サービスの提供により、中小企業の皆さまの各種経営ニーズに積極的に対応しています。総合支援策は商工中金の有する総合金融サービスをより効果的に提供するために、融資のみならず各種情報提供等を通じて、中小企業の皆さまの事業活動を総合的に支援していくことを目的としています。

地域再生・活性化支援（リージョン21）

ね ら い	地域再生・活性化のために、経済産業局、地方公共団体、中小企業団体中央会、商工会議所、地域金融機関等との連携を深めながら、地域経済に密着し、重要な役割を担う事業者の皆さまを応援します。
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> ① 「地域再生計画」に関連する事業に取組む事業者の皆さま ② 「中心市街地活性化法等」の規定に基づく事業に取組む事業者の皆さま ③ 「経済特区」において特定事業を営む事業者の皆さま ④ 「JAPANブランド育成支援事業」採択案件に係る事業に取組む事業者の皆さま ⑤ その他、地域の基幹産業や地場産業等の地域経済に密着し、重要な役割を担う事業者の皆さま
融 資 内 容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情 報 提 供	助成金や各種施策情報の提供を行っています。また、本部では全国各支店の有効事例を蓄積し、他地域における支店での類似の取組みに有効な情報還元を行う等、本支店一体となって推進しています。

組合支援（コーポラティブ21）

ねらい	組合事業の活性化、組合運営上の課題解決のために、組合の皆さまを支援します。
対象となる方	① 共同経済事業の活性化に取り組む組合の皆さま ② 金融事業を新たに実施する組合の皆さま ③ 新たな事業を開始する新設組合の皆さま ④ 経営革新・創業・環境問題など中小企業を取り巻く新たな課題に取り組む組合の皆さま
融資内容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	新規共同事業提案、補助金情報提供、組合設立支援、有効事例等の還元等を行っています。

創業・新事業進出支援（イノベーション21）

ねらい	成長が見込まれる事業の創造に取り組む事業者の皆さま、新規性がある事業の振興を促進するために、創業ステージ等の事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	創業しようとする、または創業7年以内（再チャレンジ支援は5年以内）の事業者の皆さま 事業に「新規性」が認められる事業者の皆さま
融資内容	創業若しくは創業後の事業の継続・拡大に必要な設備資金・運転資金 新たな事業を行うために必要となる設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	助成金、税制、信用補完制度などの各種施策情報の提供や経営アドバイスのほか、株式会社日本商工経済研究所との間で組成する投資事業組合を通じたVC投資も行っています。

再生支援

ねらい	本来存続・発展可能性のある事業の円滑な継続に支障を来たしている事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	経営内容が悪化しているものの、計画的に経営改善を進めることで、将来の見通しのある事業者の皆さま
融資内容	再生に必要な設備資金・運転資金
情報提供	経営改善支援のほか、中小企業再生支援協議会など外部機関との連携や、DDS、DIPファイナンスなど多様な再生手法を活用しつつ、早期再生を支援しています。

海外展開支援（オーバーシーズ21）

ねらい	海外進出に取り組む事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	海外進出を行う、または進出済の中小企業の皆さま（海外現地法人を含む）
融資内容	海外進出に伴い必要となる設備資金・運転資金（海外現地法人への貸付金、出資金）、海外現地法人の必要とする設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	現地金融にかかる保証、親子間の資本取引、貿易取引に加え、商工中金海外拠点などを活用した海外進出支援、海外投資ガイド等による情報提供も行っています。

環境対策支援

ねらい	環境問題への対応を促進するために、企業の社会的責任（CSR）の一つとして注目されている環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む事業者の皆さま ② 廃棄物の適正処理に取り組む事業者の皆さま ③ 大気汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ④ 水質汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ⑤ RoHS指令やPRTTR制度に対応して、特定化学物質の排除や管理体制の整備に取り組む事業者の皆さま ⑥ 土壌汚染防止に取り組む事業者の皆さま ⑦ その他産業公害防止に取り組む事業者の皆さま ⑧ 省エネルギーに取り組む事業者の皆さま ⑨ 新エネルギー（天然ガス利用、風力発電等）の利用に取り組む事業者の皆さま ⑩ 環境配慮型経営に係る第三者認証等を取得した事業者の皆さま
融資内容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	省エネルギー診断に係る情報の提供、助成金、各種施策情報の提供を行っています。

商工組合中央金庫

女性の社会進出・少子化対策支援

ねらい	女性の社会進出を支援するために、女性起業家および女性の社会進出等に貢献している事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	① 女性起業家（創業7年以内） ② 女性の社会進出効果がある事業（家事・育児関連事業、介護・福祉関連事業等）に取り組む事業者の皆さま ③ 女性従業員、男女雇用機会均等、少子化対策等への配慮を厚く行っている事業者の皆さま
融資内容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	株式会社日本商工経済研究所に「女性のための経営相談窓口」を設置しています。その他、助成金、各種施策情報の提供を行っています。

財務リスクマネジメント・BCP支援

ねらい	自社の財務リスクや災害リスクをコントロールし、経営の安定化を図る事業者の皆さま、平時より防災対策を講じ、災害から資産を守り企業価値の保全を図るために、BCP（※）の策定や防災対策を行う事業者の皆さまを支援します。 （※）BCP（Business Continuity Plan：緊急時企業存続計画）
対象となる方	バランスシートの改善、資金調達が多様化、各種リスクヘッジ等に取り組もうとする事業者の皆さま 「中小企業庁BCP策定運用指針」等、BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組む事業者の皆さま、地震、台風及び豪雨等、自然災害に対する防災対策に取り組む事業者の皆さま
融資内容	債権流動化、不動産の有効活用、シンジケートローン、ABL、現地法人貸付・スタンドバイクレジット、各種デリバティブ、為替予約などのスキームをご提供します。 BCP策定や防災対策に伴い、必要となる設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	経営アドバイス、各スキームのご案内、提供のほか、施策情報の提供、株式会社日本商工経済研究所を通じての情報提供・コンサルティングを行っています。

ものづくり支援

ねらい	ものづくり基盤技術の高度化や様々な経営課題の解決に取り組む事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	① 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を有する業種に属する事業者の皆さま ② 特定ものづくり基盤技術を有する事業者の皆さま
融資内容	技術の高度化への取組みや事業拡大に必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	中小ものづくり高度化法に基づく計画認定支援、技術別指針等の各種施策情報の提供を行っています。

企業間連携支援

ねらい	企業体質の強化のために、多様な連携により事業化に取り組む事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	① 企業の売買・合併等（M&A）に取り組む事業者の皆さま ② 販路拡大や業務提携等（ビジネスマッチング）に取り組む事業者の皆さま ③ 技術の高度化や新技術・新製品開発等に取り組む事業者の皆さま ④ 複数の異なった分野の事業者等が連携して事業化に取り組む事業者の皆さま
融資内容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	ビジネスパートナーの紹介や各種施策情報の提供を行っています。

事業継承支援

ねらい	円滑な事業のために、後継者等に課題を抱える事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	事業承継に取り組む事業者の皆さま
融資内容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情報提供	事業承継にかかる各種施策情報の提供に加え、株価評価等、自社株対策やM&A等による解決手段の提供を行っています。

地域資源活用支援（農商工連携含む）

ねらい	地域資源を活用した事業展開に取り組む事業者の皆さま、農林漁業者と連携して新商品の開発等を行う事業者の皆さまを支援します。
対象となる方	都道府県が指定する地域資源等を活用した商品開発、生産等を行う事業者の皆さま 農林漁業者と連携して新商品の開発等を行う事業者の皆さま

融 資 内 容	上記の取組みに必要な設備資金・運転資金を融資します。
情 報 提 供	中小企業地域資源活用促進法や農商工等連携促進法に基づく計画認定支援や、各種施策情報の提供を行っています。

【金沢支店独自の取組】

いしかわ事業者版環境ISO登録企業応援ローン

1. 運転資金

対 象 者	「いしかわ事業者版環境ISO」の登録企業で、石川県中小企業団体中央会の推薦がある組合及びその組合員をはじめとした事業者の皆さま
資 金 使 途	環境配慮に資する運転資金
金 額	5,000万円以内
貸 付 期 間	5年以内（据置2年以内）
金 利	当金庫所定の利率から0.2%優遇します。
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

2. 設備資金

対 象 者	上記. 1に同じ
資 金 使 途	環境配慮に資する設備資金
金 額	1億円以内
貸 付 期 間	10年以内（据置2年以内）
金 利	当金庫所定の利率から0.2%優遇します。 （ただし、貸付期間5年超は長期プライムレートを下限とします。）
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

ワークライフバランス応援ローン

1. 運転資金

対 象 者	「ワークライフバランス登録企業」または、「プレミアム・パスポート事業協賛企業」
金 額	5,000万円以内
貸 付 期 間	5年以内（据置2年以内）
金 利	当金庫所定の利率から0.2%優遇します。
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

2. 設備資金

対 象 者	上記. 1に同じ
金 額	1億円以内
貸 付 期 間	10年以内（据置2年以内）
金 利	当金庫所定の利率から0.2%優遇します。 （ただし、貸付期間5年超は長期プライムレートを下限とします。）
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

上記のほか、国の施策に基づく特別貸付（平成20年9月30日まで）なども取り扱っています。詳しくは下記窓口にお問い合わせ下さい。

お申込・ご相談は、次の窓口までお願いいたします。

商工組合中央金庫 金沢支店

金沢市本多町3-1-25 TEL (076) 221-6141



中小企業金融公庫－1

1. 融資制度の概要

中小企業金融公庫の融資の特長は、

- ・超長期（最長で20年）でご利用いただけます。
- ・固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ・長期資金のご融資のほか、一定の要件の下で、無担保の社債（新株予約権付）の取得による資金供給を行っています。
- ・比較的大きな設備資金ニーズにも対応できます。（一般貸付で最高4億8千万円まで、特別貸付を組み合わせると更に大きな金額をご利用いただけます。）
- ・融資に加えて、企業診断などのコンサルティングサービスが受けられます。

ご利用いただけるかた

幅広い業種の中小企業のかたにご利用いただけます。ご利用いただけるかたの範囲は、お客様の業種及び資本金・従業員数により定められておりますので、2.融資対象をご覧ください。

融資制度の種類

一般貸付 事業に必要な、設備資金や長期運転資金に幅広い用途でご利用いただけます。

特別貸付 中小企業の皆様のニーズや国の政策に沿って設けられており、ご計画の内容に応じて、一般貸付より長期・低利でご利用いただけます。（制度により、直接貸付のみのお取扱いとなるものがあります）

お申し込み方法

融資をご利用いただくには、次の2つの方法があります。

直接貸付 中小公庫の営業部店の窓口にご直接お申し込みいただく方法です。比較的大きな金額のご利用が可能のほか、ご融資と合わせて「わかりやすい企業診断」や「ビジネスマッチング」など各種のコンサルティングサービスをご利用いただけます。

代理貸付 民間の金融機関を通じて中小公庫資金をご利用いただく方法です。すべての手続きを金融機関の窓口で行いますので、日頃、お取引のある金融機関にお申し込みいただけるのが特長で、比較的、少額のご利用の際に適しています。

中小企業金融公庫－2

2. 融資対象

対 象 業 種	対 象 規 模
<input type="checkbox"/> 製造業*1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
<input type="checkbox"/> サービス業*2（一部、対象とならない業種があります）	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

*1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

*2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

次の業種のかたは、当公庫の融資等の対象になりません。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療・福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

中小企業金融公庫－3

3. 一般貸付

一般貸付の概要

貸付方式	直接貸付	代理貸付
資金使途	設備資金・長期運転資金	
融資限度額（注1）	4億8千万円（うち運転2億4千万円）	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	
融資期間 （うち据置期間）	設備：原則10年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（1年以内）	設備：原則7年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（6カ月以内）
ご返済方法	据置期間の後、原則として元金均等割賦返済	
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資額相当の担保が必要です。 ・担保の種類はご相談の上決めさせていただきます。 ・担保余力があれば、順位は問いません。 	代理店の窓口でご相談ください。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、社長などの経営責任者の方 ・個人事業者の場合は、経営に協力している方など 	

注1 次の業種または資金使途の場合は、直接貸付における融資限度額が7億2千万円となります。

業種：不動産賃貸業（特定のもの）、水運業、倉庫業、旅館業（特定のもの）、簡易ガス事業
使途：一定の要件を満たす、工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金

注2 融資期間について、特に必要とする場合、設備資金は15年以内（特定業種は※18～20年以内）、運転資金は7年以内。

※不動産賃貸業（特定のもの）、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業（店舗の新設）のかたは、最長20年まで、旅館業（店舗の新設以外）のかたは最長18年までご利用いただけます。（直接貸付のみ）。

保証人特例

一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除する保証人特例をご利用いただけます。

5年経過ごと金利見直し制度

すべての融資制度において、最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

期限前弁済手数料制度

平成8年7月1日以降の契約による新規ご融資について、当公庫の承諾を受けて繰上償還をされる場合には、所定の算式による期限前弁済手数料をお支払いいただきます。（公庫の承諾がない場合や期限前弁済手数料をお支払いいただけない場合には、繰上償還はできませんので、ご注意ください）

中小企業金融公庫－４

4. 特別貸付

制度名 資金名	ご利用いただけるかた (概要)	融資限度 (特別利率適用限度)	融資期間 (最長)	主な利率
新企業育成貸付				
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円 (6億円)	〈固定金利型〉 設備15年 運転7年	〈固定金利型〉 特別利率③ ただし、6年目 以降は 基準利率+0.2%
			〈成功払い型〉 7年	〈成功払い型〉 0.3% ただし、3年目 以降は成功度合 いに応じた利率
再チャレンジ支援融資 (再挑戦支援資金)	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円	〈固定金利型〉 設備15年 運転7年	〈固定金利型〉 基準利率
			〈成功払い型〉 7年	〈成功払い型〉 0.3% ただし、3年目 以降は成功度合 いに応じた利率
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率①③
企業活力強化貸付				
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率①③
IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備15年 運転7年	特別利率①③
海外展開資金	特定の業種に属し、海外展開を行う方	2億5千万円 (別枠)	設備15年	基準利率
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた方など	7億2千万円 (5億4千万円)	設備20年 運転7年	特別利率①②③ 特別利率③-0.4%
環境・エネルギー対策貸付				
環境・エネルギー対策資金	特定の石油代替エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円 (4億円)	設備15年 運転7年	特別利率①②③ 特代エネ対策 特省エネ利率

中小企業金融公庫－5

セーフティネット貸付

経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	一般貸付と合わせて、4億8千万円	設備15年 運転7年	基準利率
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	2億円 (別枠)	運転7年	基準利率
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円 (別枠)	運転7年	基準利率

企業再生貸付

事業再生支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	7億2千万円	1年	基準利率＋2.5%
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備10年 運転5年	基準利率＋1.0%
企業再建・事業承継支援資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転10年	基準利率＋0.3% 特別利率①

上記の他、女性、若者/シニア起業家支援資金、社会環境対応施設整備資金、災害復旧貸付の融資制度があります。

◆特別貸付における返済方法、担保、保証人については、一部の制度を除き一般貸付と同様のお取り扱いとなります。ただし、一定の要件を満たす場合には、担保の免除が受けられる制度や経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度もあります。

◆新企業育成貸付及び企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、一定の要件を満たす場合には、財務体質強化のための資本金（劣後ローン）を供給する制度もあります。

◆複数の制度を併用される場合の融資限度額は、原則として1企業あたり12億円となります。（別枠と表示のある制度は、別途ご利用いただけます。）

代理貸付

当公庫代理店の窓口にご相談ください。（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です。）

貸 付 利 率 表

(平成20年9月10日現在)

単位：%

主な貸付利率 貸付期間	基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
5年以内	2.15	1.75	1.75	1.75
5年超6年以内	2.25	1.85	1.75	1.75
6年超7年以内	2.25	1.85	1.75	1.75
7年超8年以内	2.25	1.85	1.75	1.75
8年超9年以内	2.35	1.95	1.75	1.75
9年超10年以内	2.45	2.05	1.80	1.75
10年超11年以内	2.45	2.05	1.80	1.75
11年超12年以内	2.55	2.15	1.90	1.75
12年超13年以内	2.55	2.15	1.90	1.75
13年超14年以内	2.65	2.25	2.00	1.75
14年超15年以内	2.75	2.35	2.10	1.85
15年超16年以内	2.75	2.35	2.10	1.85
16年超17年以内	2.85	2.45	2.20	1.95
17年超18年以内	2.85	2.45	2.20	1.95
18年超19年以内	2.95	2.55	2.30	2.05
19年超20年以内	2.95	2.55	2.30	2.05

(注1) ご融資に際しては、ご契約日時点での貸付利率が適用されます。

(注2) 上記は、主な貸付利率です。詳細は、窓口へお問い合わせください。

国民生活金融公庫－１

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
普通貸付	普通貸付	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	運転資金
			設備資金
			特定設備資金
経営改善貸付	経営改善貸付 〔無担保〕 〔無保証人〕	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方	運転資金 設備資金
新企業育成貸付	新規開業資金 (取扱期限：H24.3.31)	新たに事業を始める方、又は事業開始後おおむね5年以内の方	新たに事業を始めるために必要な資金または事業開始後に必要な資金
	女性・若者／シニア起業家資金 (取扱期限：H21.3.31)	女性又は30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方、又は事業開始後おおむね5年以内の方	創業又は創業後の事業に必要な設備資金または運転資金
	新事業活動促進資金 (取扱期限：H21.3.31)	経営多角化、事業転換などにより第二創業などを図る方	運転資金 設備資金
	再挑戦支援資金 (取扱期限：H21.3.31)	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	新たに事業を始める為、又は事業開始後に必要とする資金

融 資 限 度	利率 (年) ^(注) <small>[貸付期間に応じて異なる利率が適用]</small>	融 資 期 間	据 置 期 間
4,800万円	基準	④ 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内 ⑤ 10年以内	④ 6ヵ月以内 〔必要な場合〕 1年以内 ⑤ 2年以内
7,200万円		20年以内	2年以内
1,000万円	特利F	④ 5年以内 ⑤ 7年以内	6ヵ月以内
7,200万円 (④ 4,800万円)	〔固定金利型〕 基準 特利C	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	⑤ 3年以内 〔④ 6ヵ月以内 特に必要な場合 1年以内〕
	〔実績連動型金利型〕 特利H (据置期間中は0.3%)	7年	2年
7,200万円 (④ 4,800万円)	〔固定金利型〕 基準 特利A 特利B 特利C	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合7年 以内〕	⑤ 2年以内 (④ 1年以内)
	〔実績連動型金利型〕 特利H (据置期間中は0.3%)	7年	2年
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利C	⑤ 15年以内、(特に必要な場合20年以内) 〔④ 5年以内 特に必要な場合7年 以内〕	⑤ 2年以内 〔④ 1年以内 特に必要な場合3年 以内〕
2,000万円	〔固定金利型〕 基準	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 (特に必要な場合 7年以内)〕	⑤ 3年以内 〔④ 1年以内〕
	〔実績連動型金利型〕 特利H (据置期間中は0.3%)	7年	2年

国民生活金融公庫－２

	融資の種類	融資の対象者	資金の用途
セーフティネット貸付	金融環境変化資金	①取引金融機関が業務停止命令を受けた方 ②取引金融機関が実質的に経営破たんの状態等にある方 ③取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された方などで、経営利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 ④経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方 取扱期限 ① } ② } H24.3.31 ③ } ④ H21.3.31	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
	取引企業倒産対応資金 (取扱期限：H24.3.31)	取引企業の倒産などにより、経営に困難を来している方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金
	経営環境変化資金 (取扱期限：H24.3.31)	売上が減少するなど業況が悪化している方	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金
企業活力強化貸付	企業活力強化資金 (取扱期限：H21.3.31)	①中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食店又はサービス業（旅行業を含む。）を営む方 ②①以外の卸売業者、小売業者、飲食店又はサービス（旅行業を含む。）業者	①② 店舗・倉庫等の新築・増改築・買取り、機会設備の更新・増設、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、新分野への進出等に必要な資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
別枠 4,000万円 〔貸付限度を別枠3,000万円から別枠4,000万円に引き上げる取扱期間はH21.3.31まで〕	基準	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	1年以内 (特に必要な場合 2年以内)
別枠 3,000万円	基準	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	1年以内
普通貸付と合わせて 4,800万円	基準	15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔④ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
7,200万円 (④ 4,800万円)	①は 特利C ②は 基準 特利A 特利C	20年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)

国民生活金融公庫－3

融資の種類	融資の対象者	資金の用途
IT資金 (取扱期限：H21.3.31)	①情報技術を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方 ②他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方 ③企業内業務の情報技術の水準を取引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする方 ④情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方 ⑤デジタルコンテンツの制作、流通又は上映を行うことにより効果的な業務改善及び情報交換等業務の高度化を行う方 ⑥以上①から⑤を組み合わせる等、情報技術等を高度に活用する方	情報化投資を構成する設備等の取得等に必要な資金
財務向上サポート資金 (取扱期限：H21.3.31)	経営状況が一定の要件に該当する方であって、次のいずれかの取組を行うことにより、収益性の向上が見込まれる方。 1. 合理化のための設備資金 2. 生産能力拡大のための設備資金 3. 販売能力拡大のための設備資金	融資の対象者に該当される方が、1～3の取組を行うために必要な資金
地域雇用促進資金 (取扱期限：H21.3.31)	①企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地又は事業高度化への取組を行う方及び行おうとする方 ②企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、同基本計画で定める指定集積業種に属する事業を行う方及び行おうとする方 ③事業所全体で新たに2名以上（従業員20人以下の企業の場合又は特定業種に該当する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる方 ④次のいずれかの地域において3名以上の雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方 ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条に定める過疎地域 イ 半島振興法第2条に定める半島振興対策実施地域 ウ 離島振興法第2条に定める離島振興対策実施地域 エ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に定める奄美群島 オ 小笠原諸島振興特別措置法第2条に定める小笠原諸島 カ 山村振興法第7条に定める振興山村 キ 豪雪地帯対策特別措置法第2条に定める特別豪雪地帯 ク 前①の過疎地域を市町村数で30%以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村、又は過疎地域に隣接している非過疎市町村など	①承認企業立地計画等に従って事業を行うために必要な設備資金及び運転資金 ②生産、経営基盤の強化のための設備資金などを行うために必要な設備資金および運転資金 ③、④雇用創出効果の見込まれる設備の取得（改造、更新を含む）に必要な資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 ④ 4,800万円	基準 特利A 特利C	15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)
1,500万円	基準 特利A	10年以内 〔特に必要な場合 15年以内〕 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)
7,200万円 (④ 4,800万円)	①は 基準 特利O ②は 基準 ③は 特利A ④は 基準 特利A 特利B	①、② 15年以内 特に必要な場合 20年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕 ③、④ 15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)

国民生活金融公庫－４

融資の種類	融資の対象者	資金の用途
<p>食品貸付 (取扱期限：H21.3.31)</p>	<p>①食料品小売業者（青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、パン・菓子、料理品） ②食品製造小売業者 ③総合食料品小売業者（スーパー、コンビニエンスストア等） ④花き小売業者</p>	<p>店舗・倉庫等の新築・増改築、機械設備の更新・増設等に必要な設備資金、共同購入運転資金 新規開業または開業後の事業に必要な資金</p>
<p>環境エネルギー対策資金 (取扱期限：H21.3.31)</p> <p>環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 貸 付</p>	<p>①一定の省エネルギー効果のある省エネルギー設備を設置する方（リース・レンタル事業者の方も一部ご利用いただけます。）または特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う方 ②ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方またはアスベストの飛散防止などを行う方 ③汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方 ④超低騒音型、低振動型、排出ガス対策型またはCO₂排出低減建設機械等を取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。） ⑤低公害車を取得する方、または低公害車を取得しリースする方 ⑥自動車NO_x・PM法の規制強化に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える方、排出基準適合車を取得しリースする方、または排出基準非適合車にNO_x・PM低減装置を装着させる方 ⑦産業廃棄物をリサイクルするための設備等を導入する方 ⑧産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方 ⑨エコアクション21の第三者認定を取得した方および取得が見込まれる方ならびに第三者から協力・助言を得た温室効果ガス排水削減計画に基づき温室効果ガス排出削減に取り組む方</p>	<p>省エネ設備の取得（更新・改造を含みます。）するために必要とする資金 ばい煙、揮発性有機化合物などの防止設備、アスベストの除外費用など 水質汚濁（汚水、廃液など）防止設備 超低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械、CO₂排出低減建設機械および特定特殊自動車 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または新長期規制適合者（ディーゼル車に限ります。） 排出基準適合車 NO_x・PM低減装置 廃棄物の排出抑制施設、廃棄物・使用済み物品等の再利用関連施設 産業廃棄物の処理関連設備 認証を取得する上で掲げた環境目標などを達成するために必要な設備資金および運転資金など温室効果ガス排水削減効果が見込まれる設備の取得に必要な設備資金および当該設備の運用に関する運転資金</p>

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 [事業協同組合等は 1億1,000万円]	基準 特利A 特利B 特利C	原則13年以内 [新規開業支援設備資 金等は原則15年以内]	2年以内 [新規開業支援設備 資金等は原則3年以 内]
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利B 特利C 特利J	15年以内 [④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内]	2年以内 [④ 1年以内 特に必要な場合 2年以内]

国民生活金融公庫－5

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
環境・エネルギー対策貸付	社会環境対応施設整備資金 (取扱期限：H21.3.31)	①事業所内託児施設を整備する方 ②高齢者や身体障害者等が容易に利用できるバス・タクシー等の整備を行う方であって、主として運輸業を営むもの ③自ら策定した事業継続計画（BCP）に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	①事業所内託児施設を整備する為に必要な設備資金 ②高齢者・身体障害者等が容易に利用できるバス・タクシー等の整備を行うために必要な設備資金 ③事業継続計画（BCP）に基づき、防災に資する施設等の整備を行うために必要な設備資金
	企業再建資金 (取扱期限：H21.3.31) 事業承継支援資金	①株式会社整理回収機構（RCC）または中小企業再生支援協議会の関与のもとで企業の再建を図る方 ②民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方 ③後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業の譲渡等により事業を取得する方	①及び②企業の再建を図るうえで必要となる設備資金及び運転資金 ③事業継承を行うために必要な設備資金及び運転資金
災害貸付	災害貸付	公庫が指定した被災地域内で事業を営む方で、次のいずれかに該当する方 (1) 災害により直接被害を受けた方 (2) 前(1)以外の方で、売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	設備資金 運転資金
生活衛生貸付	生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方 〔飲食店営業、喫茶店営業・食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興業場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業〕	設備資金
		振興事業貸付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員が5人以下の方	設備資金 運転資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円	①基準 ②、③特利B	15年以内	2年以内
7,200万円 (④ 4,800万円)	①基準 ②特利Z ③特利A	15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔④ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
それぞれの融資制度の融資 限度の額に、1災害につき 3,000万円を加えた額(ただ し、異例の災害の場合はそ のつど定めます。)	それぞれの融資制度 の利率 (ただし、異例の災害 の場合はそのつど定 めます。)	10年以内	2年以内
7,200万円 〔特別な場合は、7,200 万円を超えることも できます。〕	基準 特利B 特利C 特利E	13年以内 〔特別な場合はこれを 超えることもできま す。〕	1年以内 (融資期間7年超は2年 以内)
1億5,000万円 〔特別な場合は、1億 5,000万円を超えるこ ともできます。〕	基準 特利B 特利C	18年以内 〔店舗新設資金の一部 については20年以内〕	2年以内
5,700万円	基準 特利A	5年以内 〔特に必要な場合〕 〔7年以内〕	6カ月以内 〔特に必要な場合〕 〔1年以内〕
1,000万円	特利F	⑤ 7年以内 ④ 5年以内	6カ月以内

国民生活金融公庫－6

融資の種類		融資の対象者	資金の用途	
生 活 衛 生 特 例 付 貸	生活衛生セーフティネット貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者で次のいずれかの方	運 転 資 金	
		経営環境変化資金 売上が減少するなど業況が悪化している方		
		金融環境変化資金 取引金融機関の破綻等により資金繰りに困難を来している方	運 転 資 金	
	生活衛生災害貸付	生活衛生関係の事業を営む方で災害により被害を受けた方	設 備 資 金	
	健康福祉増進貸付			
		福祉増進資金 (H21. 3. 31)	生活衛生関係業者で生活衛生営業指導センターから「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた方	高齢者等の利用の円滑化を図る為、及び高齢者等に対し、訪問サービスを提供する為に必要な設備資金
		受動喫煙防止資金 (H21. 3. 31)	生活衛生関係業者のうち、飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業及びサウナ営業の方	顧客の受動喫煙による影響を排除、減少させる為に必要な設備資金
		環境対策関連貸付		
		防災・環境対策資金 (H21. 3. 31)	生活衛生関係の事業を営む方（その他公衆浴場業を除く）及び理容師・美容師養成施設を開設している方	防火安全の確保、アスベストの飛散防止及び耐震改修を行うために必要な運転設備資金
	事業安定等貸付			
雇用安定資金 (H21. 3. 31)		振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係の事業を営む方であって事業の拡大等を行うことにより、従来に比べて事業所全体で新たに2人以上（中小企業信用保険法の特定業種に該当する業種の場合又は従業員規模20人以下の場合は1人以上）の人材確保が見込まれる方	設 備 資 金	
衛生環境激変特別貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、食中毒の発生等による衛生環境の著しい変化に起因して、資金繰りに支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する方	運 転 資 金		

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
振興事業貸付(運転資金)と合わせて 5,700万円	基準	5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	1年以内 (特に必要な場合は 2年以内)
別枠 4,000万円 (H21.4.1からは3,000万円 (別枠)となる)	基準	5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	1年以内 (特に必要な場合は 2年以内)
生活衛生貸付の融資限度額 に1災害につき3,000万円を 加えた額 (ただし、異例の災害の場 合はそのつど定めます。)	生活衛生貸付と同じ (ただし、異例の災 害の場合はそのつど 定めます。)	10年以内 (ただし、異例の災 害の場合はそのつど 定めます。)	2年以内 (ただし、異例の災 害の場合はそのつど 定めます。)
3,000万円(上乗せ) (2資金合計で3,000万円) 生活衛生貸付の融資限度額 に3,000万円を加えた額	⑤ 基準、特利B、 特利C 特利B、特利C	⑤ 15年以内 〔一般公衆浴場業(振興 事業設備貸付に上乗せ するものを除く)にかか るものは30年以内。振 興事業設備に上乗せす る場合は18年以内〕	1年以内 (融資期間が7年を超え るもの、振興計画に基づ くものは2年以内) 6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)
3,000万円(上乗せ) (2資金合計で3,000万円) 生活衛生貸付の融資限度額 に3,000万円を加えた額	⑤ 特利B 特利C 特利E ④ 基準	⑤ 15年以内 〔一般公衆浴場業(振興 事業設備貸付に上乗せ するものを除く)にかか るものは30年以内。振 興事業設備に上乗せす る場合は18年以内〕 ④ 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	⑤ 1年以内 (融資期間が7年を超え るもの、振興計画に基づ くものは2年以内) ④ 6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)
3,000万円(上乗せ) 生活衛生貸付(振興事業貸 付に限る)の業種ごとの融 資限度額に3,000万円を加え た額	特利C	18年以内 〔一般公衆浴場業にかか る一般貸付に上乗せす る場合は30年以内〕	2年以内
別枠 1,000万円	特利C 基準	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)

国民生活金融公庫－ 7

融資の種類	融資の対象者	資金の用途										
教 育 貸 付	<p>教育貸付</p> <p>①ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯の年間収入（所得）が次表の金額以内の方</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">子供の人数</td> <td style="text-align: center;">給与所得者（事業所得者）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">790万円（590万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">890万円（680万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">990万円（770万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人以上</td> <td style="text-align: center;">「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）</td> </tr> </table> <p>（注）1 「子供の人数」とは、お申しいただく方が扶養しているお子さま等の人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。 2 子供の人数が2人以下の、世帯で年間収入（所得）が上記の金額を超える方であっても、世帯の年間収入が990万円（所得770万円）以内であれば、お申込みいただける場合がございます。取扱内容については、詳細が決まりしだいホームページ等でご案内いたします。</p> <p>②教育積立郵便貯金の預金者で日本郵政公社のあっせんを受けた方郵貯貸付</p>	子供の人数	給与所得者（事業所得者）	1人	790万円（590万円）	2人	890万円（680万円）	3人	990万円（770万円）	4人以上	「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）	<p>①入学時に必要な費用 〔入学金等学校納付金、受験のための費用、学生の国民年金保険料、その他入学のために必要な費用〕</p> <p>②在学中に必要な費用 〔授業料等学校納付金、下宿代等住居にかかる費用、通学に要する交通費、学生の国民年金保険料〕</p>
子供の人数	給与所得者（事業所得者）											
1人	790万円（590万円）											
2人	890万円（680万円）											
3人	990万円（770万円）											
4人以上	「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）											
恩 給 担 保 貸 付	<p>恩給担保貸付</p> <p>恩給、共済年金などの受給者</p>	<p>事業資金 消費資金 〔住宅、レジャーなどの〕 資金</p>										
記 名 国 債 担 保 貸 付	<p>記名国債担保貸付</p> <p>国債の記名者</p>	<p>事業資金</p>										
療 育 機 構 か ら の 受 託 業 務	<p>厚生年金等担保貸付</p> <p>※平成16年4月1日付で労災年金担保貸付にかかる業務が事業団から機構に承継されたことにより融資の種類が1制度となりました。</p> <p>厚生年金、船員保険、国民年金又は労災年金の受給権を有し、現に年金を受けている方</p>	<p>事業資金 消費資金 〔住宅、レジャーなどの〕 資金</p>										

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
<p>①教育一般貸付 学生・生徒お1人につき 200万円以内</p> <p>②郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立 額の範囲内で、学生・生 徒お1人につき200万円 以内</p>	<p>2.65%</p> <p>(平成20年7月10日現在)</p>	<p>10年以内</p> <p>〔交通遺児家庭又は母 子家庭の方について は1年以内の延長が 可能〕</p>	<p>在学期間以内</p> <p>〔ご融資期間に含まれ ます。〕</p>
<p>250万円</p> <p>ただし、恩給などの支給金 の3年分以内</p>	<p>1.65%</p> <p>(平成20年6月11日現在)</p>	<p>4年以内</p>	<p>_____</p>
<p>それぞれの国債によって融 資限度が異なります。</p>	<p>6年以内 1.65%</p> <p>7年以内 1.65%</p> <p>8年以内 1.65%</p> <p>9年以内 1.65%</p> <p>9年超 1.65%</p> <p>(平成20年6月11日現在)</p>	<p>国債最終償還日までの期 間</p>	<p>_____</p>
<p>貸付金額は、次の3つの要 件を満たす額の範囲内とな ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円～250万円の範囲内 ・受けている年金額(年額) の1.2倍まで ・1回あたりの返済額(2 ヶ月毎に受けている年金 支給額の全額又は1万円 単位の定額)の12倍以内 (元金相当分) <p>※ただし、各期の最低返済 額は、各期支給額の1割 (1万円単位)で、を下 限とする。</p>	<p>2.6%</p> <p>ただし、労災年金に ついては0.9%</p> <p>(平成20年6月11日現在)</p>	<p>4年以内</p>	<p>_____</p>

日本政策投資銀行－ 1

平成20年度上期融資制度一覧

日本政策投資銀行は、平成20年10月1日に株式会社日本政策投資銀行となり、政策金融機関ではなくなるため、以下の融資制度は、平成20年9月30日限りとなります。

融 資 制 度		金 利	融 資 比 率	対 象 事 業
地域再生支援	地 域 経 済 振 興	Ⅱ I	30～50%	地域経済振興事業
	地 域 社 会 基 盤 整 備	高 公 中 Ⅱ I	30～50%	地域社会基盤整備事業
	広域ネットワーク整備	高 Ⅱ I	15～50%	広域ネットワーク整備事業
環境対策・生活基盤	環 境 対 策	Ⅱ I 一般	30～50%	地球環境対策事業
				環境配慮型社会形成促進事業
				環境配慮型経営促進事業
	生 活 基 盤	Ⅱ I	30～50%	資源開発・供給機能整備
				原子力開発
				防災対策
				福祉・高齢化対策
技術・経済活力創造	先 端 技 術 ・ 経 済 活 性 化	技 Ⅱ I 一般	40～50%	経済社会的有用事業資金調達円滑化支援等
				新産業創出・活性化事業
				新技術開発事業
	経 済 社 会 基 盤 整 備	事 日 Ⅱ I 一般	20～50%	事業再生支援事業
				安全対策支援等
				経済構造改革支援事業
地域再生低利	地 域 再 生 低 利	各制度の 融資比率		地域主導事業推進
				地域連携促進

高：高度デジタル特利 公：公共特利 事：事業再構築特利 日：対日アクセス特利 技：新技術特利
中：中心市街地特利

環境対策における事業については、対象事業者が環境配慮型経営促進事業における環境スコアリングを経た場合には、同事業の利率区分のとおり金利設定を行うことができる。

日本政策投資銀行－2

○地域再生支援融資のご案内

(1) 地域経済振興事業

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域産業 立地促進 事業	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または既存施設の拡充事業	政策金利 I	50%
一極集中是正	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区	各法律に基づく整備計画等に基づき整備される中核的施設もしくは産業業務施設等	政策金利 I	40%
	関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の区域			
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域			
外客誘致に資する 宿泊施設設備	外客誘致に必要と認められる施設として、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けた宿泊施設であって、外国人観光旅客の受入に適確に取り組む宿泊施設として国土交通省の確認を受けた宿泊施設の整備事業		政策金利 I	40%
寒冷地産業 活動活性化事業	寒冷地資源活用事業	寒冷地の地域資源及び寒冷地において創出された技術を活用した事業。対象施設等が寒冷地にある場合に限る。	政策金利 II	50%
	寒冷地交流施設整備事業	国又は地方公共団体の地域振興等に関する計画に適合するものであって、寒冷地の地域資源を高度に活用した交流施設等の整備事業		

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域産業振興 ・ 雇用開発	下記の各地域に立地する事業（既立地企業含む） ①各法律に定められる過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯 ②地域経済活性化対策実施要綱に基づく、同対策推進地域 ③過疎地域市町村を30%以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村 地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域における地域雇用開発計画適合事業	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業	政策金利Ⅱ	50%
大規模基地活性化	企業立地・基地関連施設整備促進（面積が5,000ha以上の大規模基地）		政策金利Ⅱ	50%
自立型地域 創造支援	地域の産業振興、都市基盤整備等地域経済の自立的発展に役立つ事業		政策金利Ⅰ	50%
地域競争力 強化支援	①地方自治体が作成した基本計画などに、今後地域の中核業種として振興していくべき産業として明記されている業種に係る事業 ②各地域の特色を形成し明らかに集積が進んでいる中核業種で自治体の産業育成政策に反しない業種に係る事業		政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ*1	40% 50%*1
地域金融 機能高度化	地域の金融機能の高度化に資する事業（地域経済の自立的な発展に役立つ事業に対し支援等を行う事業、買収等により事業の維持・継続を図る事業、地域中堅企業の合理化・効率化による事業維持・継続に必要な資金、地域企業向け与信の維持・継続等に必要な資金）		政策金利Ⅰ	30% 40% 50%
地域再生支援	地域再生計画に基づく事業		政策金利Ⅱ	50%
景観・歴史的 建造物活用事業	景観重要建造物、歴史的建造物等の活用・整備・保全		政策金利Ⅰ	30%
駐車場整備	自動車駐車場（200台以上（機械式50台以上））、自転車駐車場（500台以上）		政策金利Ⅰ	30%
海上輸送関連 物流施設整備	倉庫、荷役施設、複合一貫輸送施設、省力化対応倉庫		政策金利Ⅰ	40%
食品流通対策	食品の流通機能高度化等に必要な施設		政策金利Ⅰ	30%
飼料供給体制 合理化	配合飼料の製造及び流通の合理化に資する施設		政策金利Ⅰ	40%
高度道路交通システム 実用化・普及促進	高度道路交通システム（ITS）機器等の製造設備、関連設備・システムの取得		政策金利Ⅰ	30%

*1 地方自治体が作成した中核業種に関する具体的な産業振興計画に該当する事業。または、地方自治体が策定した雇用計画等に若年失業に対する支援策が盛り込まれ、かつ地方自治体から雇用等に関連する予算措置を受けた事業者が行う事業

(2) 地域社会基盤整備事業

融資制度	対 象 事 業	金 利	融資比率
市街地再開発 ・ 特定街区等	市街地再開発事業（保留床買い取り資金、テナントの負担する入居保証金も対象）	政策金利Ⅱ	50%
	特定街区内建築物、総合設計建築物、地区計画等区域内建築物、都市再生特別措置法に基づき指定される「都市再生緊急整備地域」において行われる建築物整備事業、不動産流動化事業	政策金利Ⅰ	40%
	特定民間都市基盤施設整備事業（公共施設を伴い都市機能の増進に資する建築物等の整備事業、都市計画施設特許事業、認定都市再生事業、多極分散型国土形成促進法に基づく業務施設集積地区における中核的施設整備事業）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ 公共特利	30% 40% 50%
中心市街地活性化	改正中心市街地活性化法に基づき市町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画で定められた中心市街地において行われる商業・サービス業施設、建築物の共同・協調建替等	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ ※一部中心市街地活性化特利有り	40% 50%
民間資金活用型 社会資本整備	PFI法に定められた公共施設等の整備事業	政策金利Ⅱ	50%
公営事業民間化 等 促 進	地方公共団体等が行う事業・資産（ガス、バス、病院等）の民間化等を行う事業	政策金利Ⅱ	50%
遊休地等有効活用	国等が地方公共団体との協議等により策定する地区計画等の条件に従い整備する事業、独立行政法人都市再生機構が行う土地有効利用事業に係る土地において行われる建築物整備	政策金利Ⅰ	30% 40%
港湾機能高度化	港湾の機能の高度化に資する中核的施設、次世代高規格コンテナターミナル施設、バリアフリー施設	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40% 50%
地 方 私 鉄	三大都市圏、福岡市およびこれに近隣する地域以外の地域で、民鉄事業者により行われる事故防止工事、交通弱者対応工事、近代化・合理化事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	50%
バス施設整備	三大都市圏における輸送力増強に必要なバス施設の整備（10バス未満の一般バスターミナル等を除く）	政策金利Ⅰ	30%
	三大都市圏以外の地方圏におけるバス事業施設（地方バス補助対象車両を除く）	政策金利Ⅱ	40%
	バリアフリー施設（ノンステップバス、スロープ付きバス等）の整備	政策金利Ⅱ	50%

融資制度	対 象 事 業	金 利	融資比率
地 方 航 空 ネ ッ ト ワ ー ク	空港施設（旅客ターミナル等）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ*2	50%
	通勤用航空事業に必要な施設	政策金利Ⅱ	50%
地 域 冷 暖 房	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ*3	40%
地 域 情 報 化	放送型CATVシステム整備事業、テレトピア指定地域内事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ ※一部高度デジタル特利有り	40% 50%

*2 離島の旅客ターミナルビル、バリアフリー施設整備事業、新規参入事業者が整備するもの

*3 未利用エネルギーを活用するもの

(3) 広域ネットワーク整備事業

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
大都市圏・基幹鉄道整備事業	三大都市圏	安全防災対策、輸送力増強、利用者利便性向上、大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	50%
関西国際空港、中部国際空港、東京国際空港等空港関連施設整備事業	三大都市圏	空港関連施設、航空機の安全運行体制整備、バリアフリー施設	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40% 50%
流通基盤整備事業	流通業務団地、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺等に立地する倉庫、荷捌施設等、生産財配送センター、大量消費財配送センター等		政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40%
海上輸送基盤施設整備事業	外航船舶		政策金利Ⅱ	50%
高度情報化	電気通信事業用通信システム整備		政策金利Ⅱ 高度デジタル特利	30% 40% 50%
	衛星通信・放送・管制施設		政策金利Ⅱ	40%
	地上デジタル放送施設・制作環境整備		政策金利Ⅱ 高度デジタル特利	30% 40% 50%
	賃貸用教育向けコンピュータ等整備		政策金利Ⅱ	40%
	業務の生産性向上が見込まれる情報処理設備・システム導入		政策金利Ⅰ	40%
	電子商取引に必要な情報処理・通信システムの整備		政策金利Ⅰ	40%

国際協力銀行 - 1

融 資 制 度 名	輸出金融（国内企業に対する貸付）	
融 資 対 象	日本国内で生産された機械・設備等の輸出又は日本からの技術の提供に必要な資金	
融 資 条 件	融 資 額	延払資金の5～7割限度
	融 資 期 間	OECDガイドラインに準じて決定致します。（通常2～10年程度）
	利 率	輸出入契約時金利固定（円CIRR）：2.06%（償還期間5年以下） 2.35%（償還期間5年超8.5年以下） 2.49%（償還期間8.5年超） （平成20年8月13日現在）
	担保・保証人	原則として、輸出代金債権の提供をお願いするとともに、（独）日本貿易保険の輸出代金保険の保険金請求権に質権を設定させていただきます。
備 考	<p>(1) 貸付は原則として申込企業の取引先金融機関と協調して行います。</p> <p>(2) 必要に応じ、外貨建（米ドル等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。</p>	
照 会 先	<p>国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F (06) 6346-4770</p> <p>※10月1日より 株式会社日本政策金融公庫 西日本国際営業部 大阪市北区曾根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング10階 (06) 6311-2520</p>	

国際協力銀行 - 2

融 資 制 度 名	海外投資金融（国内企業又は日系合弁企業に対する貸付）	
融 資 対 象	<p>(1) 国内企業に対する貸付 日系合弁企業に対する出資、貸付などに要する資金</p> <p>(2) 日系合弁企業に対する貸付 日系合弁企業の必要とする長期借入金</p> <p>なお、事業の内容については特段の制限はありませんが、詳細については下記にご照会下さい。</p>	
融 資 条 件	融 資 額	所要資金（長期）の5～7割限度
	融 資 期 間	事業のキャッシュフロー等を勘案して決定します。（通年5～10年程度）
	利 率	<p>投資仕向け国、案件の内容、意義等を勘案の上、財政投融資金利をベースに個別に決定します。</p> <p>基準金利：2.1%</p> <p>特別金利：1.55～1.8%</p> <p>但し10年（3年据置後7年均等半年賦返済の場合）（平成20年8月13日現在）</p>
	担保・保証人	担保・保証については御相談の上決めさせていただきます。
備 考	<p>(1) 財投金利の改定等によって同利率も改定されますので、詳細は下記までご照会下さい。</p> <p>(2) 必要に応じ、外貨建（米ドル・ユーロ等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。</p>	
照 会 先	<p>国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F (06) 6346-4770</p> <p>※10月1日より 株式会社日本政策金融公庫 西日本国際営業部 大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング10階 (06) 6311-2520</p>	

住宅金融支援機構－1

融 資 制 度 名		子育てファミリー向け賃貸住宅融資					
敷地、建物の条件		敷 地	建 て 方	構 造	地上階数	建 物 延べ面積	一戸当り の床面積
		敷地面積が 165㎡以上	一戸建以外 の建て方	耐 火 ・ 準 耐 火 (省令準耐火 構造含む。)	制限なし	住宅部分が 200㎡以上	専有面積が 原則 50㎡以上
融 資 条 件	融 資 期 間	35年以内					
	利 率	年4回の受付期間（備考参照）ごとに改定し、各受付期間終了後約2か月後に決定します。 平成20年9月 参考金利 35年固定 3.25% 15年固定 2.80%					
	融 資 手 数 料	無料 ※適合証明機関による設計及び竣工検査証明については有料となります。					
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証（(財)住宅改良開発公社）					
申 込 先	住宅金融支援機構北陸支店 営業推進グループ 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル TEL (076) 233-4254						
備 考	受付期間 第2回 平成20年7月14日～平成20年9月30日 ※第3回以降の受付期間等は未定です。 詳細につきましては住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/) でご確認ください。						

農林漁業金融公庫－1

融資制度名		食 品 流 通 改 善 資 金		
		卸売市場近代化資金	食品生産販売提携 事業施設資金	食品生産製造提携 事業施設資金
融資対象者		<ul style="list-style-type: none"> ・開設者（地方公共団体を除く） ・卸売業者 ・仲卸業者 ・卸売業者等の組織する法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品販売業者又はその組織する法人 ・農林漁業者又はその組織する法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業者又はその組織する法人 ・農林漁業者又はその組織する法人
資金使途		<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場施設 付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設 ・卸売業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、場内事務所 ・仲卸業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、配達センター、仲卸店舗設備 	集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は、情報処理施設	食品製造業と農林漁業者が提携して行う設備資金 ①農林水産物生産に必要な施設 ②農林水産物生産に必要な共同利用施設 ③農業生産法人への出資 ④農林漁業関連事業を行う法人への共同出資 ⑤加工に係る事業用資産の取得 ⑥①～⑤と併せて行う加工食品の製造・流通・研究施設
融 資 条 件	限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場施設 事業費の80%以内 ・卸売業者施設 事業費の70%以内か次の額のいずれか低い額 一般 1億3,000万円 特認 5億5,000万円 (中小企業以外 一般 8億8,000万円 特認 10億8,000万円) ・仲卸業者施設 事業費の70%以内か次の額のいずれか低い額 一般 3,900万円 特認 2億5,100万円 (3人以上共同事業、大規模組合の場合、別途加算) ・大企業の場合 事業費の40%以内 (限度額は上記と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等 事業費の80%以内 ・大企業 事業費の40%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等 事業費の80%以内 ・大企業 事業費の40%以内
	融資期間 (据置期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場施設 25年以内 (5年以内) ・卸売業者施設、仲卸業者施設 15年以内 (3年以内) 	15年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)
	利率	融資期間ごとに設定(※) 10年 15年 2.10 2.25	融資期間ごとに設定(※) 10年 15年 中小企業 1.60 1.75 大企業 2.10 2.25	融資期間ごとに設定(※) 10年 15年 中小企業 1.60 1.75 大企業 2.10 2.25
	担保・保証人	原則として必要（各資金共通）		
申込先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号（朝日生命金沢ビル5F） TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）		
備考		※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。		

農林漁業金融公庫－２

融 資 制 度 名	新 規 用 途 事 業 等 資 金		
融 資 対 象 者	特定農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者		
資 金 使 途	「特定農林畜水産物」について行う新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に係る事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得		
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大企業 事業費の40%以内	
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)	
	利 率	○融資期間ごとに設定(※) 10年 15年 2.10 2.25	
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要	
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号 (朝日生命金沢ビル5F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)		
備 考	<p>「特定農林畜水産物」 米、麦、うんしゅうみかん、その他のかんきつ類、こんにゃく芋、りんご、トマト、たまねぎ、てん菜、さとうきび、小豆、いんげん、落花生、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、生乳、鶏肉、鶏卵、豚肉、しろざけ、かつお、いか、間伐材、しいたけ</p> <p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>		

農林漁業金融公庫－3

融 資 制 度 名	乳 業 施 設 資 金						
融 資 対 象 者	乳 業 を 営 む 者						
資 金 使 途	飲用牛乳用処理施設、乳製品製造施設又は牛乳若しくは乳製品の流通の合理化に資する事業に必要な施設の改良、造成又は取得						
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の70%以内 大企業 事業費の40%以内					
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)					
	利 率	○融資期間ごとに設定 (※)	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">2.10</td> <td>2.25</td> </tr> </table>	10年	15年	2.10	2.25
	10年	15年					
2.10	2.25						
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要						
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号 (朝日生命金沢ビル5F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)						
備 考	※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。						

農林漁業金融公庫－４

融 資 制 度 名	水 産 加 工 資 金										
融 資 対 象 者	水産加工業を営む者及び団体										
資 金 使 途	<p>農林水産大臣が指定した都道府県の区域内において</p> <p>１．「指定水産動植物」を原材料とする食用水産加工品について行う次の事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 製造又は加工の共同化、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲受け</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新製品・新技術の開発又は導入</p> <p>２．食用に通常供されない指定水産動植物の部位を原材料とする非食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p>										
融 資 条 件	限 度 額	<p>中小企業等 事業費の80%以内</p> <p>大企業 事業費の40%以内</p>									
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)									
	利 率	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">○融資期間ごとに設定 (※)</td> <td style="padding: 0 10px;">10年</td> <td style="padding: 0 10px;">15年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">一般</td> <td style="padding: 0 10px;">1.75</td> <td style="padding: 0 10px;">1.90</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">特利</td> <td style="padding: 0 10px;">1.60</td> <td style="padding: 0 10px;">1.75</td> </tr> </table> <p>※特利は融資額が1億2千万円までで、小型魚又は未利用部位を利用する事業の場合に適用されます (国庫補助事業及び大企業は除く)。</p>	○融資期間ごとに設定 (※)	10年	15年	一般	1.75	1.90	特利	1.60	1.75
	○融資期間ごとに設定 (※)	10年	15年								
一般	1.75	1.90									
特利	1.60	1.75									
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要										
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号 (朝日生命金沢ビル5F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)</p>										
備 考	<p>資産用途の1. 「指定水産動植物」とは… あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、はたはた、かに、ほたてがい及び海藻類</p> <p>2. の部位等は別途規定あり</p> <p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>										

農林漁業金融公庫－５

融 資 制 度 名		特 定 農 産 加 工 資 金																					
融 資 対 象 者		特 定 農 産 加 工 業 ^(※1) を 営 む 者 及 び 関 連 農 産 加 工 業 者 ^(※2) 等																					
資 金 使 途		<p>次に掲げる事業に必要な施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 新商品・新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 事業の転換</p> <p>(3) 生産の共同化、合併又は営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これに準ずるもの</p>																					
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大 企 業 事業費の40%以内																					
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3 年以内)																					
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○融資期間ごとに設定 (※)</td> <td style="width: 10%;">10年</td> <td style="width: 10%;">15年</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>・ 中小企業等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">融資額 2 億7,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">1.60</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">融資額 2 億7,000万円超</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> <td style="text-align: center;">1.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 大企業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		○融資期間ごとに設定 (※)	10年	15年		・ 中小企業等				融資額 2 億7,000万円以下	1.60	1.75		融資額 2 億7,000万円超	1.75	1.90		・ 大企業			
	○融資期間ごとに設定 (※)	10年	15年																				
・ 中小企業等																							
融資額 2 億7,000万円以下	1.60	1.75																					
融資額 2 億7,000万円超	1.75	1.90																					
・ 大企業																							
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要																						
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町 1 番 8 号 (朝日生命金沢ビル5F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)																						
備 考	<p>※1 特定農産加工業 かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬れいしょでん粉製造業、牛肉調製品製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業</p> <p>※2 関連農産加工業 果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬れいしょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、牛・豚肉以外の食肉調製品製造業</p> <p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>																						

農林漁業金融公庫－6

融 資 制 度 名	中山間地域活性化資金（加工流通施設）																	
融 資 対 象 者	農林畜水産物の加工、流通、販売業を営む者																	
資 金 使 途	<p>国が指定した中山間地域で産出される農林畜水産物を利用した事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 新商品又は新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 需要の開拓（アンテナショップ、展示場等）</p>																	
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大企業 事業費の40%以内																
	融 資 期 間 (据置期間)	15年以内（3年以内）																
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○融資期間ごとに設定（※）</td> <td style="width: 25%;">10年</td> <td style="width: 25%;">15年</td> </tr> <tr> <td>・中小企業等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 融資額2億7,000万円以下</td> <td>1.60</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td> 融資額2億7,000万円超</td> <td>1.85</td> <td>2.00</td> </tr> <tr> <td>・大企業</td> <td>2.10</td> <td>2.25</td> </tr> </table>		○融資期間ごとに設定（※）	10年	15年	・中小企業等			融資額2億7,000万円以下	1.60	1.75	融資額2億7,000万円超	1.85	2.00	・大企業	2.10	2.25
	○融資期間ごとに設定（※）	10年	15年															
・中小企業等																		
融資額2億7,000万円以下	1.60	1.75																
融資額2億7,000万円超	1.85	2.00																
・大企業	2.10	2.25																
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要																	
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号（朝日生命金沢ビル5F） TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）																	
備 考	中山間地域 全国の市町村の54%が指定されている 山間地域及びその周辺の市町村 ※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。																	

農林漁業金融公庫－7

融 資 制 度 名	食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）														
融 資 対 象 者	食品の製造又は加工の事業を営む者														
資 金 使 途	<p>HACCP手法の導入を図るため、指定認定機関（※1）の認定を受けた高度化計画に基づき実施する下記の事業又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>① 建物の整備 ② 衛生管理設備の設置</p> <p>③ 監視制御システムのための機械・設備の設置</p> <p>④ ①～③と併せて、認定高度化計画の下で一体的に導入する生産施設</p>														
融 資 条 件	限 度 額	<p>・中小企業等 事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額</p> <p>・大企業 事業費の40%以内又は20億円のいずれか低い額</p> <p>ただし、資金使途(4)の事業費については、下式により算出される既存処理能力に相当する事業費の1.5倍（大企業は1.0倍）を上限とする</p> $A = B \times C \div D$ <p>A：既存処理能力に相当する事業費 B：資金使途(4)の事業費 C：HACCP手法導入前の処理能力 D：HACCP手法導入後の処理能力</p>													
	融 資 期 間 (据置期間)	15年以内（3年以内）													
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○融資期間ごとに設定（※2）</td> <td style="width: 10%;">10年</td> <td style="width: 10%;">15年</td> </tr> <tr> <td> 中小企業等 2億7,000万円以下</td> <td>1.60</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td> 資金使途④</td> <td>1.75</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td> そ の 他</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>		○融資期間ごとに設定（※2）	10年	15年	中小企業等 2億7,000万円以下	1.60	1.75	資金使途④	1.75	1.90	そ の 他	}	
	○融資期間ごとに設定（※2）	10年	15年												
中小企業等 2億7,000万円以下	1.60	1.75													
資金使途④	1.75	1.90													
そ の 他	}														
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要														
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号（朝日生命金沢ビル5F） TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）</p>														
備 考	<p>※1 指定認定機関とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受け、食品の種類ごとに高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行う事業者団体をいう。</p> <p>※2 貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>														

農林漁業金融公庫－ 8

融 資 制 度 名	食品安定供給施設整備資金																	
融 資 対 象 者	食品・飼料の製造、加工、流通の事業を営む者																	
資 金 使 途	次の事業を行うのに必要な施設の改良、造成、取得 (1) 基礎食料素材（穀粉、糖類、油脂、でんぷん、飼料）の製造・流通の合理化 (2) 食品の流通機能高度化・高品位流通（一般・高度化） (3) バイオテクノロジーを応用した食品製造 (4) 新規事業育成のための技術開発（一般・特定） (5) 食品残さの再資源化 (6) (1)～(5)の施設の整備に関連して必要となる費用																	
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の20%から50%の間で資金用途により決定 (大企業は20%から40%)																
	融 資 期 間 (据置期間)	(1)～(5) 15年以内（3年以内） (6) 5年以内（1年以内）																
	利 率	○融資期間ごとに設定（※） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">15年</td> </tr> <tr> <td>(1)、(2) 一般、(5)</td> <td style="text-align: center;">2.10</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>(2) 高度化、(3)、(4) 一般</td> <td style="text-align: center;">1.95</td> <td style="text-align: center;">2.10</td> </tr> <tr> <td>(4) 特定</td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;">1.95</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td style="text-align: center;">2.40（5年以内）</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>			10年	15年	(1)、(2) 一般、(5)	2.10	2.25	(2) 高度化、(3)、(4) 一般	1.95	2.10	(4) 特定	1.80	1.95	(6)	2.40（5年以内）	-
		10年	15年															
(1)、(2) 一般、(5)	2.10	2.25																
(2) 高度化、(3)、(4) 一般	1.95	2.10																
(4) 特定	1.80	1.95																
(6)	2.40（5年以内）	-																
担保・保証人	原則として必要																	
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市尾山町1番8号（朝日生命金沢ビル5F） TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）																	
備 考	※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。																	

石川県制度金融－1

制度名	融資対象	資金使途	融
			限度額〔千円〕
地域商工業 活性化融資	[一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、 店舗設備等の導入を行う者で投資総額500万円以上の者	設備資金	50,000 (特認200,000)
	[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小企 業者等で上記の設備投資を行うもの	事業資金	50,000 (特認200,000) 〔ただし、運転資金 は10,000千円まで〕
	[企業活性化支援分] ① 新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行う もの ② 受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③ 企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善 を行うもの	運転資金	30,000 〔ただし、一般分、 商業振興分と併用 する場合は、合計 200,000千円の範 囲内〕
(設備投資、経営革新、 新規創業等に) 経営革新等 支援融資 構造改革支援資金	[経営革新支援分] 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は経済産 業大臣の承認を受けたもの	事業資金	200,000 〔ただし、運転資金 は50,000千円まで〕 経営革新支援分につ いて、ニッチトップ 企業等育成事業の認 定を受け、知事の推 薦を受けた企業※ 400,000 〔ただし、運転資金 は100,000千円まで〕
	[格差対策分] 経営革新支援分の対象企業で、次のいずれかに該当するもの ① 小規模企業（従業員20人(商業・サービス業5人)以内) ② 不況業種（主たる事業が中小企業信用保険法第2条第4項 第5号の指定業種） ③ 過疎地域（事業の主たる実施場所が、過疎地域自立促進 特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準 ずる地域として知事が認めた地域）		
	[海外展開支援分] 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での 生産等に係る事業所の設置や、販路開拓等を行うもの		
	[情報技術活用支援分] 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産 工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術 (IT)化投資を行う者で、その投資額が500万円以上である もの		
事業転換 支援融資	[一般分] 3年以上同一の事業を行っている者で、 ① 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現 在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ② 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売 上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが 見込まれるもの	事業資金	50,000 (特認200,000) 〔ただし、運転資金 は20,000千円まで〕
	[格差対策分] 一般分の対象企業で、次のいずれかに該当するもの ① 小規模企業（従業員20人(商業・サービス業5人)以内) ② 不況業種（現行の主たる事業が中小企業信用保険法第2条 第4項第5号の指定業種） ③ 過疎地域（転換後の新事業の主たる実施場所が過疎地域 自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又は これに準ずる地域として知事が認めた地域）		

(H20.7.31.現在)

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率(年) [%]	担 保	付保	保証料 (年)			
15年以内 (2年以内)	2.45以内(付保の場合2.05) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利2.15以内(付保の場合1.75) 【産学・産業間連携支援分、 子育て環境改善分】 2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.41～ 1.43)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	経
設備 15年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55)						
5年以内 (1年以内)	2.45以内 (付保の場合2.05)						
設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55) 【格差対策分の場合】 ①小規模企業、②不況業種、 ③過疎地域のいずれかの条件を ・1つ充足の場合2.15以内(付保の場合1.75) ・2つ充足の場合2.05以内(付保の場合1.65) ・3つ充足の場合1.75以内(付保の場合1.35) ただし、期間が10年超の場合は、 ・1つ充足の場合、変動金利1.85以内 (付保の場合1.45) ・2つ充足の場合、変動金利1.75以内 (付保の場合1.35) ・3つ充足の場合、変動金利1.45以内 (付保の場合1.05)	金 融 機 関 所定の扱い 〔左記※の企 業について 保証付きの 場合 無担保枠 180,000千円〕	任意	保証協 会の定 める率 (0.60)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	経営革新計画の承 認書を添えて取扱 金融機関	支
						知事の認定書と経 営革新計画の承認 書を添えて取扱金 融機関	
						知事の認定書を添 えて取扱金融機関	
設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55) 【格差対策分の場合】 ①小規模企業、②不況業種、 ③過疎地域のいずれかの条件を ・1つ充足の場合2.15以内(付保の場合1.75) ・2つ充足の場合2.05以内(付保の場合1.65) ・3つ充足の場合1.75以内(付保の場合1.35) ただし、期間が10年超の場合は、 ・1つ充足の場合、変動金利1.85以内 (付保の場合1.45) ・2つ充足の場合、変動金利1.75以内 (付保の場合1.35) ・3つ充足の場合、変動金利1.45以内 (付保の場合1.05)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.35)	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	援	
設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55) 【格差対策分の場合】 ①小規模企業、②不況業種、 ③過疎地域のいずれかの条件を ・1つ充足の場合2.15以内(付保の場合1.75) ・2つ充足の場合2.05以内(付保の場合1.65) ・3つ充足の場合1.75以内(付保の場合1.35) ただし、期間が10年超の場合は、 ・1つ充足の場合、変動金利1.85以内 (付保の場合1.45) ・2つ充足の場合、変動金利1.75以内 (付保の場合1.35) ・3つ充足の場合、変動金利1.45以内 (付保の場合1.05)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.41～ 1.43)	商工会議所、商工 会又は(財)石川県 産業創出支援機構 の認定書を添えて 取扱金融機関	課	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

石川県制度金融－2

制度名	融資対象	資金使途	融	
			限度額〔千円〕	
構造改革支援資金	創業者支援融資	[一般分] 新たに中小企業者として事業を開始する者（開業後1年未満の者を含む。）であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであり、かつ、小口零細融資（創業者支援分）の融資残高を有しない者であること（ただし、創業支援プログラム対象企業及び革新的ベンチャー企業創出育成支援事業対象企業を除く。）。 ただし、事業開始前の場合は、事業費の1/5以上の自己資金が必要（創業支援プログラム及び革新的ベンチャー企業創出支援事業の対象企業は事業費の1/10以上の自己資金が必要）	事業資金	20,000 〔ただし、運転資金は10,000千円まで〕
	[中高年齢者創業支援分、過疎地域支援分] ① 中高年齢者創業支援分 一般分の対象となるもので、45歳以上の者による開業であるもの ② 過疎地域支援分 一般分の対象となるもので、事業の主たる実施場所が過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの			【創業支援プログラム対象企業等の場合】 40,000 〔ただし、運転資金は20,000千円まで〕 〔ただし、小口零細融資（創業者支援分）との合計で40,000千円（運転資金については20,000千円）を超えないものとする。〕
（売上げ減少、災害対策等経営安定に） 経営安定支援資金	小口零細融資	[零細分] 小規模事業者（従業員20人（商業・サービス業5人）以内） [創業者支援分] 新たに小規模事業者として事業を開始する者（開業後1年未満の者を含む。）であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであるもの	事業資金	12,500 〔ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高と併せて、12,500千円の範囲内〕
	小口融資	① 商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって従業員40人以内（商業・サービス業10人以内） 〔・特別小口（無保証人）の場合 小規模企業者（従業員20人以内（商業・サービス業5人以内））等 ・当座貸越の場合 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たすもの〕		①事業資金
		② 季節資金は、小規模企業者（従業員20人以内（商業・サービス業5人以内））	②季節資金（益・年末）	3,000
	経営安定支援融資	[一般分] ①から④のいずれかの要件を満たす者 売上減少率 ①最近3カ月10%以上 ②最近6カ月5%以上 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④今期事業年度で税引前欠損金見込 [特別分] 天候不順等の影響を受けているもの [再生支援分] 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けているもの [資金繰り支援分] 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの（経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有しているもの）	運転資金	80,000 80,000
連鎖倒産防止・災害対策融資	① 国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等 ② ①以外の倒産事業者の関連中小企業者等 地震、火災、風水害等により被害を受けたもの	運転資金 設備資金	80,000 1災害につき80,000	

(H20.7.31.現在)

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率(年) [%]	担 保	付保	保証料 (年)			
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	2.45以内	原則として 無 担 保	必須	保証協会の定 める率 (0.41～ 1.43)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	経 営
	2.15以内						
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	2.35以内	原則として 無 担 保	必須	保証協会の定 める率 (0.13～ 1.34)			
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	2.40以内 特別小口2.35以内 当座貸越 変動金利2.20以内	原則として 無 担 保	必須	保証協会の定 める率 (0.13～ 1.19) 無保証 人の場 合 (0.50)	原則として市町の指 定する金融機関	商工会議所又は商 工会を経由のうえ (当座貸越の場合 は推薦書を添えて) 取扱金融機関	支
6カ月以内	2.15以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.35)		取扱金融機関	援
7年以内 (2年以内)	2.25以内 (付保の場合、1.80以内 SN保証利用の場合、 1.75以内)	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.13～ 1.19) SN保証 ②⑤利用 の場合 (0.50)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工 会の認定書を添え て取扱金融機関 ただし、再生支援 分については、商 工会議所、石川県 商工会連合会又は (財)石川県産業創 出支援機構の推薦 書を添えて取扱金 融機関	課
	1.85以内	原則として 無 担 保	必須	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.35) SN保証 ①～⑥利 用の場 合 (0.80) SN保証 ⑦⑧利 用の場 合 (0.70)			
7年以内 (1年以内) 実情に応じ 10年以内 (1年以内)	2.50以内 ただし、期間7年超の場合は、 変動金利2.15以内 (SN保証⑦⑧利用の場合、 2.25以内)	保証協会 所定の扱い	必須	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.35) SN保証 ①④利 用の場 合 (0.70)			
7年以内 (2年以内)	1.50以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.35) SN保証 ①④利 用の場 合 (0.70)		①市町長の認定書 を添えて取扱金 融機関 ②取扱金融機関 市町長等の被災証 明書を添えて取扱金 融機関	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

石川県制度金融－3

制度名	融資対象	資金使途	融
			限度額〔千円〕
(被災企業の復旧・復興を緊急支援)	能登半島地震対策融資	[①復旧支援分] 能登半島地震により、3市4町(※)内の事業所及び主要な事業用資産に損害を受けたもの等 (申込取扱期間：平成21年3月31日まで)	①設備資金と付帯運転資金 100,000
	[②復興支援分] 3市4町(※)内の中小企業者で、能登半島地震により最近1カ月間の売上高が地震直前年同期比で10%以上減少する見込みがあるもの (申込取扱期間：平成20年7月31日まで) ※3市4町：災害救助法が適用となった七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	②運転資金 80,000 (特認160,000)	
(県外企業等の新規立地に) 企業立地促進融資	県外からの企業の新規立地で県が指定する用地(工場適地等)に立地し、雇用効果及び下請波及等の経済効果があるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)
(労働関係) 勤労者育児・介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000
〔観光交流局関係〕			
(観光関係設備資金) 観光施設整備資金融資	[一般分] ① 旅館(ビジネスホテルを含む。)業者 ② ①を構成員とする組合	設備資金	100,000 (特認200,000)
民宿整備資金融資	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000
〔健康福祉部関係〕			
(バリアフリー関係) バリアフリー施設整備促進融資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	設備資金	新築等30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000
〔環境部関係〕			
(環境保全関係) 環境保全資金融資	環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	事業資金	50,000 (特認100,000) [ただし、土壤汚染対策法に基づく措置の場合] 100,000
(産業廃棄物処理関係) 産業廃棄物処理施設整備資金融資	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課(担当：金融グループ) [石川県庁：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地]
 TEL (076) 225-1522 (直通) TEL (076) 225-1111 (代表)

企業立地促進融資制度：石川県商工労働部産業立地課(企業誘致担当)
 TEL (076) 225-1517 (直通)

労働関係融資制度：石川県商工労働部労働企画課(担当：企画・労働福祉グループ)
 TEL (076) 225-1531 (直通)

観光関係融資制度：石川県観光交流局観光推進課(担当：観光地活性化グループ)
 TEL (076) 225-1542 (直通)

(H20.7.31.現在)

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率(年) [%]	担 保	付保	保証料 (年)			
10年以内 (2年以内) 特認 15年以内 (2年以内)	1.00以内 ただし、期間が10年超の復 旧支援分と期間7年超の復 旧支援分は 変動金利1.70以内 (SN保証・災害関係保証利 用の場合、1.65)	金 融 機 関 所定の扱い	必須	保証協 会の定 める率 (0.13～ 1.19)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	[復旧支援分で利 子補助等を受け ない場合] 市町長等の被災証 明書等を添えて取 扱金融機関	経 営 支 援 課
7年以内 (2年以内) 特認 10年以内 (2年以内)	原則として 無 担 保	原 則 として 無 担 保		SN保証 ④・災害 関係保 証利用 の場合 (0.50)		[それ以外の場合] 商工会議所又は商 工会の認定書、確 認書等を添えて取 扱金融機関	
15年以内 (2年以内)	2.25以内 ただし、期間が10年超の場合は 変動金利1.95以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.35)		知事の認定書を添 えて取扱金融機関	産 業 立 地 課
5年以内 (1年以内)	1.30	連帯保証人 1名	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労 働 企 画 課
10年以内 (3年以内)	2.45以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.45～ 1.90)	商工組合中央金庫、三菱 東京UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、北國銀 行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、 信用金庫、信用組合、信用 農業協同組合連合会	取扱金融機関 〔特認の場合は知 事の認定書を添 えて〕	観 光 推 進 課
10年以内 (1年以内)	2.25以内						
10年以内 (3年以内)	1.00以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.35)	商工組合中央金庫、三菱 東京UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、北國銀 行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、 信用金庫、信用組合、信用 農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	厚 生 政 策 課
設備 10年以内 運転 5年以内	一般分 2.25以内 特利分 2.25以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.35)	商工組合中央金庫、三菱 東京UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、北國銀 行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、 信用金庫、信用組合、信用 農業協同組合連合会	知事の適格証明書 を添えて取扱金融 機関	環 境 政 策 課
10年以内 (2年以内)	2.25以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.35)	商工組合中央金庫、三菱 東京UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、北國銀 行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、 信用金庫、信用組合、信用 農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	廃 棄 物 対 策 課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

バリアフリー関係融資制度：石川県健康福祉部厚生政策課（担当：管理・援護グループ）
TEL (076) 225-1411（直通）

環境保全関係融資制度：石川県環境部環境政策課（担当：企画管理グループ）
TEL (076) 225-1461（直通）

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度：石川県環境部廃棄物対策課（担当：審査グループ）
TEL (076) 225-1471（直通）

金 沢 市 制 度 金 融 ー 1

制 度 名		融 資 対 象 事 業 等	融 資 対 象 者	融	
				限 度 額	返 済 期 間
産 業 振 興 資 金	一 般 分	店舗、事務所、工場（工業地域内）、福利厚生施設などの新增設、改造、取得ならびに関連設備の設置	中 小 企 業 者 及 び 組 合	千円 1 事業 100,000 (対象経費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 〔ほかに1年以内据置〕
	特 別 分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新増設、改造、取得ならびに関連設備の設置	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
	公 害 防 除 資 金	事業所から発生する公害を防止するための施設の設置および土壌汚染対策	中 小 企 業 者	1 事業 100,000 (対象経費の9/10以内)	10年以内 (同 上)

企 業 立 地 促 進 資 金	特定事業所、高度技術工場、製造工場等（特定地区内）、流通業務施設の新増設、取得	企 業 者 (製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業など)	1 事業 500,000 (対象経費の3/4以内)	15年以内 (同 上)
中 心 市 街 地 活 性 化 事 業 資 金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店	事業認定を受けた中小企業者及び組合（小売業・一般飲食店など）	1 企業 100,000 1 組合	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
中 小 企 業 情 報 化 推 進 資 金	企業のIT（情報技術）化	事業認定を受けた中小企業者及び組合	1 企業 20,000 1 組合	10年以内 〔1年以内据置を含む〕
伝 統 産 業 工 房 等 整 備 資 金	伝統工芸品を製作するための工場の整備ならびに工房で使用する設備機器の設置	伝 統 産 業 従 事 者	1 事業 20,000 (対象経費の3/4以内)	10年以内 (同 上)
中 小 企 業 振 興 特 別 資 金	経営安定のために必要な事業資金	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 企業 40,000 1 組合	7年以内 〔2年以内据置を含む〕
中 小 企 業 振 興 特 別 資 金 (原油・原材料価格高騰対策分)	同 上	同 上	上の別枠で 1 企業 30,000 1 組合	同 上
緊 急 経 営 安 定 特 別 資 金 (セーフティネット資金)	経営安定関連保証（信用保険法第2条第4項第1～8号）による、経営安定のために必要な事業資金	経営安定関連保証の信用保証を受ける中小企業者及び組合	1 企業 50,000 1 組合	運転7年以内 〔1年以内据置を含む〕 設備10年以内 〔1年以内据置を含む〕
中 小 企 業 創 業 者 支 援 資 金	創業のため若しくは創業後の経営安定に必要な事業資金	創業を図り又は創業して1年未満の中小企業者	1 企業 20,000	6年以内 〔6か月以内据置を含む〕

(H20.9.1.現在)

資 内 容				受 付	
利 率	返済方法	担保	連帯保証人		
年2.45%	元金均等償還	金融機関 の定める ところに よります	金融機関 の定める ところに よります	取 扱 金 融 機 関 等 商 工 中 金 北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 石 動 信 用 金 庫 金 沢 中 央 信 用 組 合 石 川 県 医 師 信 用 組 合 三 井 住 友 銀 行 み ず ほ 銀 行	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204 〔公害防除資金に〕 ついては環境指 導課で受付する〕 TEL (220) 2521
年2.25%					

年2.25%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204
年2.25%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ	同 上
年2.05%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年2.25%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ (石川県医師信用組合を除く)	同 上
年2.25%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ	随 時 取 扱 金 融 機 関
年2.25%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年2.25%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年2.25%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

金 沢 市 制 度 金 融 - 2

制 度 名		融 資 対 象 事 業 等	融 資 対 象 者	融	
				限 度 額	返 済 期 間
季 節 資 金		季節的な資金需要に対応するために必要な短期事業資金	中 小 企 業 者 及 び 組 合	千円 1 企業 6,000 1 組合 10,000	6 か月以内
小 口 事 業 資 金	追 認 小 口 分	追認保証による、小規模事業者の経営安定のために必要な事業資金	従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）の中小企業者	1 企業 15,000	運転 5 年以内 〔 1 年以内 〕 据置を含む 設備 7 年以内 〔 1 年以内 〕 据置を含む
	当 座 貸 越 分	当座貸越による、小規模事業者の経営安定のために必要な事業資金	追認小口分利用者のうち一定の財務要件を充たす中小企業者	1 企業 5,000 (追認小口分の内枠)	2 年以内

その他の団体に協調している制度

機械工業構造改善事業貸付金（機械貸与）	機械金属、電気電子工業等に使用する設備および生製品の品質向上のための試験、計測機器の設置	中 小 企 業 者	1 企業 (特)	60,000 80,000	7 年以内 (同 上)
---------------------	--	-----------	-------------	------------------	----------------

(H20.9.1.現在)

資 内 容				取 扱 金 融 機 関 等	受 付
利 率	返済方法	担保	連帯保証人		
年2.15%	割賦または一括	金融機関の定めるところによります	金融機関の定めるところによります	産業振興資金に同じ	夏季：6月～8月 年末：11月～12月 取扱金融機関
年2.40%	元金均等償還	原則無担保	保証協会の定めるところによります	産業振興資金に同じ ほかいち信用組合	随 時 金沢商工会議所 TEL(263)1161 森本商工会 TEL(258)0276
年2.20% (変動金利)	随時または金融機関約定の扱い				

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

年2.75% 〔貸与料助成制度あり〕	元金18回均等償還 (4ヶ月毎)	無担保機械の所有権は完済後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL(268) 0121
-----------------------	---------------------	--------------------	------	-----------	----------------------------

七 尾 市 制 度 金 融

融資制度名		融 資 対 象	資金使途	限 度 額	
追認保証小口事業資金 (県と協調)		市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。) 商工会議所又は商工会の会員若しくは経営指導を受けている者。常時使用する従業員が40名以内 (商業・サービス業10名以内)。	運 転 資 金	15,000千円	
			設 備 資 金	12,500千円	
中 小 企 業 振 興 資 金	店 舗 改 装 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築 店内の改装 駐車場設置	5,000千円	
	観 光 施 設 整 備 資 金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下)	観光施設の 整備改善		
	機 械 設 備 近 代 化 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者。 (資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機械器具、 装置の購入		
	経 営 安 定 資 金	市内に住所、事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運 転 資 金	5,000千円	
	高 度 資 化 資 金	共同施設設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	施設設置、 土地購入等	30,000千円
		工 場 集 団 化 工 場 共 同 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。	工業団地の 造成、共同 工場の建設	
		店 舗 等 集 団 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合。 (資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の 造成	
		商 店 街 近 代 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。	商店街の環 境整備	
		小 売 商 業 店 舗 共 同 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。	スーパーマ ーケット等 の共同設立	
	辺 地 産 業 育 成 資 金		市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。県信用保証協会の保証対象業種。	運 転 資 金 設 備 資 金	5,000千円
観 光 施 設 整 備 資 金	一 般 事 業	市内の旅館業を営む者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者。	設 備 資 金	50,000千円	
	特 別 事 業	市内の旅館業を営む者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設 備 資 金	300,000千円	
延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金 (石川県鉄工機電協会と協調)		市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1 企業 60,000千円 (特) 80,000千円	

(H20.4.1.現在)

融 資 内 容						
貸付期間	利 率	返済方法	担 保	保 証 人	取扱金融機関	申込み・問合せ
運転 5年以内	2.40%以内	月賦償還	要 せ ず	保証協会の 取扱いによる		
設備 7年以内	2.35%以内	一括償還				
7年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還	要せず(付保 の場合は指定 金融機関の取 扱いによる)	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
5年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還 一括償還				
10年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還 半年賦償還	商工中金の取 扱いによる	商工中金の 取扱いによる	商 工 中 金	商工中金金沢支店 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
5年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還	要せず(付保の場 合は指定金融機関 の取扱いによる)	1名以上	のと共栄信用金庫	のと共栄信用金庫 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
10年以内 (3年据置)	2.45%以内	月賦償還	指定金融機関 の取扱いによる	指定金融機 関の取扱い による	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
15年以内 (3年据置)	2.25%以内	月賦償還				
7年以内 (12か月限度据置)	2.75%	貸付の 翌年度から 均等償還	無担保機械の 所有権は完済 後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会

小松市制度金融－1

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額 (千円)	
経 営 安 定 支 援	中 小 企 業 業 緊 急 支 援 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運 転 資 金		20,000
	中 小 企 業 業 振 興 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設 備 資 金		40,000
	中 小 企 業 季 節 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏 季 ・ 年 末 の 運 転 資 金		5,000
新 規 立 地 支 援	中 小 企 業 業 立 地 促 進 資 金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者（一部市外中小企業者の立地も可）	設 備 資 金	投資額の3分の2以内で	100,000
起 業 支 援	起 業 家 支 援 資 金	市内で新たに事業を開始しようとする者（開業1年未満の者含む）	事 業 資 金		7,000
組 合 支 援	組 合 体 質 強 化 資 金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事 業 資 金	共 同 転 貸	50,000 10,000
	高 度 化 事 業 助 成 資 金	独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設 備 資 金	（総事業費－独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県融資額）の80%以内で	100,000
特 定 目 的 事 業 支 援	公 共 事 業 推 進 商 店 振 興 資 金	公共事業工事で影響のある商店	運 転 資 金		1,000
	都 市 計 画 事 業 設 備 資 金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建 築 取 得 資 金	費用の40%以内で	15,000
	環 境 保 全 施 設 整 備 資 金	公害の発生及び地球温暖化を防止するための施設を整備する中小企業者・組合・個人	環 境 保 全 施 設 資 金	個 人 ・ 会 社 組 合	5,000 10,000
	防 火 設 備 等 整 備 資 金	市内の防火対象物で消防用設備等を設備する者	消 防 用 設 備 資 金	一 定 施 設	10,000 (20,000)

資 条 件			取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課
期間(内据置期間)	利率(年)%	担保・保証人			
6年以内 (6月以内)	2.25	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商工組合中央金庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
7年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
6月以内	2.15	金融機関所定の扱い		取扱金融機関 (夏季：6月15日～8月31日) (年末：11月1日～12月末)	商工振興課
土地建物10年以内 (1年以内) 機械設備7年以内 (1年以内)	2.30	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
6年以内 (6月以内)	2.25	担 保：信用保証協会 所定の扱い 保証人：1名以上 (法人の場合は代表者を含めて2名以上)		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
運 転 5年以内 (6月以内) 設 備 7年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商工振興課
10年以内 (6月以内)	2.35	担 保：金融機関所 定の扱い 保証人：組合の役員		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
3年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及 促進課 土木課 都市計画課 料金業務課
耐火建築物15年以内 (6月以内) その他の建築物12年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	都市計画課
5年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境企画課
7年以内 (10年以内) (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い	消防長の適格証明書を添えて取扱金融機関	消 防 本 部 予 防 課	

小松市制度金融－2

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額 (千円)	
特定目的事業支援	下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	
	排水設備工事促進資金	し尿及び生活排水を下水道に接続する者	改造資金	個人事業者アパート	1,000 5,000
	地域下水道排水設備工事促進資金	し尿及び生活排水を下水道に接続する者	改造資金	1,000	
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金	1,000	
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	住宅生活	100,000 10,000
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	住宅生活	100,000 10,000
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務する勤労者	生活資金	1,000	
経営安定支援	小口融資	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）	事業資金	15,000	
		特別小口 小規模事業者（従業員20名以内 商業・サービス業5名以内）		12,500	
		当座貸越：小口融資利用者のうち一定の財務要件等を満たす者		5,000	
	小口零細融資	零細分：従業員20名以内		12,500	
県外企業等の新規立地支援	企業立地促進融資	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	投資額の3分の2以内で 500,000	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

その他の団体に協調している制度

機械設備貸与支援	(社)石川県鉄工機電協会 延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設、機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	特認	60,000 80,000
----------	-------------------------------------	---	--------	----	------------------

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

資 条 件			取扱金融機関	融資申込先	所 轄 課
期間 (据置期間)	利率 (%)	担 保			
5年以内	1.65	金融機関所定の扱い	小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及促進課
5年以内	無利子	連帯保証人 1名 連帯保証人 2名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内	無利子	連帯保証人 1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.30	連帯保証人 1名	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.725~4.425 固定1.45~5.500	担保：住宅資金-有担保：生活資金-無保証人：協会保証付により原則不要	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.725~4.425 固定1.45~5.500	担保：住宅資金-有担保：生活資金-無保証人：協会保証付(場合により保証人要)	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
3年以内	2.80	担保：無保証人：取扱金融機関所定の扱い	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
設備 運転 7年以内 5年以内 (1年以内)	2.40	無担保、保証人：金融機関所定の扱い	原則として 市指定の金融機関	商工会議所 経由の上、 取扱金融機関	県経営支援課
	2.35	無担保・無保証			
2年以内	2.20	無担保、保証人：金融機関所定の扱い			
設備 運転 7年以内 5年以内 (1年以内)	2.35	無担保：無保証(但し、法人の代表者除く)			
15年以内 (2年以内)	2.25	金融機関所定の扱い			

7年以内 (1年以内)	2.75	頭金：10%、無担保保証人：2名以上	(社) 石川県鉄工機電協会	(社) 石川県鉄工機電協会	(社) 石川県鉄工機電協会
----------------	------	--------------------	------------------	------------------	------------------

輪 島 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額
			輪 島 市 中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 (輪 島 市 制 度)
	特別融資枠 200万円		
	設 備	1,000万円	

※利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度～19年度の新たな融資申込者に限り0.35%の利子補給を行っています。

融 資 条 件				信用保証		取 扱 金 融 機 関
返済期間	利率 (%)	担 保	保証人	付保	保証料	
5年以内 (据置5ヶ月以内)	石川県 小口融資制 度の利率に 準ずる。	金融機関 所定の扱い	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の 定める率	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫
5年以内 (据置1年以内)						
8年以内 (据置8ヶ月以内)						

珠 洲 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額	
商 工 関 係	小 口 融 資	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員40人以内〔商業・サービス業10人以内〕）等	運 転 資 金 設 備 資 金	15,000千円 無保証人 12,500千円	
	鉄工機電協会延払 機械設備貸与資金	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等	機 械 貸 与 金 資 金	60,000千円 特認 80,000千円	
観 光 関 係	民 宿 整 備 資 金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000千円	
労 働 関 係	勤 労 者 貸 付 資 金	組織労働者	生 活 資 金 住 宅 資 金	生活	10,000千円
	勤 労 者 小 口 資 金	市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上雇用されており、安定した収入のある勤労者	生 活 資 金	住宅	100,000千円
					1,000千円

※利率については、変動することがあります。

融 資		内 容			取扱金融機関	申込み先
期間（据置期間）	利 率	担 保	保証人	保証利率		
運転5年以内 （1年以内） 設備7年以内 （1年以内）	2.15%以内	原則不要	条件による	保証協会の 定める率 (0.13～1.19%)	指定金融機関	商工会議所を經由の うえ取扱金融機関
7年以内 （1年以内）	2.75%以内	不 要	2名以上	——	石川県鉄工 機電協会	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会
10年以内 （1年以内）	2.00%以内	金融機関所定の扱い		保証協会の 定める率 (0.45～1.90%)	石川県知事が 定める指定金 融機関	取 扱 金 融 機 関
生活10年以内 住宅35年以内	金融機関所定	生活資金無担保 住宅資金有担保	条件による	——	北陸労働金庫 珠洲支店	北 陸 労 働 金 庫 珠 洲 支 店
3年以内	2.8%	金融機関所定の扱い			同 上	同 上

加賀市制度金融－1

○商工業振興資金

制度名	融資対象	資金用途	融		
			限度額	期間（うち据置期間）	
商	小口事業資金（一般分） ※小口事業資金（特別小口分）（県と協調）	①一般分の場合は、商工会議所又は商工会の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって従業員40人以内（商業・サービス業10人以内）等 ②特別小口分（無保証人）の場合は、商工会議所又は商工会の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員20人以内（商業・サービス業5人以内））等	設備資金 運転資金	15,000千円 ※特別小口分（無保証人）の場合 12,500千円	設備7年以内（1年以内） 運転5年以内（1年以内）
	小口事業資金（当座貸越分）（県と協調）	一般分の対象者で、一定の財務要件等をみとす方	事業資金	5,000千円（極度額） ※ただし、小口事業資金と併せて15,000千円以内	2年以内
業	新規開業事業転業資金 ☆	1年以上市内に在住し、市内において新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	10,000千円 （事業費の2/3以内）	設備7年以内（1年以内） 運転5年以内（1年以内）
		中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	20,000千円 （事業費の2/3以内）	設備10年以内（1年以内） 運転7年以内（1年以内）
興	組合強化資金 ☆	商工会議所又は商工会の会員である組合、組合員	設備資金 運転資金	組合 組合員 50,000千円 20,000千円	設備7年以内（1年以内） 運転5年以内（1年以内）
			ア 工場 イ 運輸 ウ 研究所・ソフトウェア		
資	企業立地促進資金	○加賀市企業立地促進条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資	①県の地域総合整備資金の貸付を受けるもの ☆	500,000千円 （事業費の2/3以内）	15年以内（3年以内）
			②上記以外の設置 ☆	500,000千円 （事業費の2/3以内）	10年以内（2年以内）
			石川県企業立地促進融資制度対象者（県と協調）	500,000千円 （事業費の2/3以内）	15年以内（2年以内）

☆印の制度については、市税等の滞納状況によっては、融資を利用出来ない場合があります。

(H20.6.20現在)

資 内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
利率 (%)	担 保			
2.15%以内	原則無担保	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店	商工会議所又 は商工会を 經由のうえ、取 扱金融機関 (随時)	観 光 商 工 業 課
2.20%以内 (変動金利)	原則無担保		保証協会の定める率	
2.20%以内	担 保： 県信用保証協会の所定の 扱いによる	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫、加賀農業協同組合 の市内各支店	商工会議所又 は商工会を 經由のうえ、取 扱金融機関 (随時)	
2.20%以内	金融機関の所定の扱いに よる	・組合は県信用保証協会、 組合員はこれに加賀市 転貸保証協会を加えたい ずれかの保証を付する。 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店 商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
1.90%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店	市長の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)
1.95%以内	金融機関の所定の扱いによる			
2.00%以内 ただし、期間が10 年超の場合は、変 動金利1.95%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	石川県知事が定める金 融機関	

業等の事業所 エ 保養施設 オ 高度化事業を実施する組合 カ 観光施設 キ 産業振興に係る施設

加賀市制度金融－２

制度名	融資対象	資金用途	融		
			限度額	期間（うち据置期間）	
商 工 業 振 興 資 金	商店街振興資 金☆ ①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等 ②①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	設備資金	① 100,000千円 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000千円 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)	
		運転資金	① 30,000千円 ② 10,000千円	5年以内 (1年以内)	
製 造 加 工 業 振 興 資 金☆	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者	設備資金	30,000千円 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	
		運転資金	10,000千円	5年以内 (1年以内)	
中 小 企 業 季 節 資 金☆	中小企業者	運転資金	5,000千円	6ヶ月以内	
観 光 振 興 資 金☆	旅館業者を構成員とする組合員等	設備資金	30,000千円	10年以内 (2年以内)	
		運転資金	15,000千円	5年以内 (1年以内)	
民 宿 整 備 資 金 (県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)	
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤労者生活安定小口資 金☆	勤労者	生活資金	1,000千円	3年以内
	育 児 ・ 介 護 休 業 資 金☆	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000千円	5年以内
	消 費 生 活 協 同 組 合 資 金☆	消費生活協同組合	設備資金	1,000千円	7年以内
運転資金			9,000千円	1年以内	
環 境	公害防止施設整備資 金☆	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)

(H20.6.20現在)

利率 (%)	内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
	担 保	保 証 料			
1.95%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関の所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	観 光
2.20%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	
2.15%以内	金融機関の所定の扱いによる	———	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	取扱金融機関(盆6/15~8/31、年末11/1~12/30)	商 工
2.10%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	商工中金金沢支店	取扱金融機関(随時)	
2.00%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	石川県知事が定める取扱金融機関	取扱金融機関(随時)	課
2.80%以内	金融機関の所定の扱いによる	———	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	
1.30%以内	金融機関の所定の扱いによる 保証人1名以上	———	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	
2.60%以内 1.97%以内	金融機関の所定の扱いによる	———	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	
2.20%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	環 境 安 全 課

加賀市役所

地域振興部観光商工課

TEL0761-72-7900

環境安全課

TEL0761-72-7890

羽 昨 市 制 度 金 融

	制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	原 資 (予 算 額 要 求 額) 千 円
労働関係	勤 労 者 資 金 貸 付 金	市内に在勤在住の労働者に生活資金及び住宅資金として低利な融資を行い生活の安定を図る。	生活資金 住宅資金	利子補給
	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金 融 資 貸 付 金	同一事業所に勤続1年以上かつ羽昨市在住1年以上で、扶養家族を有し、市税を滞納していないこと。	生活資金	利子補給
	勤 労 者 育 児 休 業 ・ 介 護 休 業 資 金 融 資 貸 付 金	育児・介護休業の利用者に生活資金として低利な融資を行うことで、生活の安定を図る。	生活資金	利子補給
商工関係	機 械 設 備 貸 与 資 金 融 資 貸 付 金 鉄 工 機 電 協 会	中小企業基本法に規定する中小企業者共同組合等の共同事業施設	機械設備 計測機器 購入資金	24,659 (預託利率) 1.4% 新規分は補正で対応
	羽 昨 市 経 営 支 援 融 資 貸 付 金	市内に、事業所を有し1年以上継続して同一の事業を営み、市税を滞納していない者。	運転資金 設備資金	利子補給
	小 口 事 業 融 資 制 度	商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている者であって、従業員が40人以内（商業又はサービス業は10人以内）の小規模企業者であること。ただし、商工会が特に認めたものは対象とする。 特別小口（無保証人）、当座貸越	運転資金 設備資金	利子補給
	石 川 県 企 業 立 地 促 進 融 資 制 度	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請けへの波及効果のあるもの	設備資金	利子補給

(H19.6.1現在)

融資期待額 (協調倍率) 千円	融 資 条 件						取扱金融機関
	限度額 (千円)	返済期間 (措置期間)	利率 (%)	返済方法	担保	保証人	
	10,000 100,000	10年以内 35年以内	3.725~5.6% 1.45~3.375%	元 利 均等償還	無し 有り	条件による	北陸労働金庫 羽咋支店
	1,000	3年以内	2.80% (保証料0.8%)	元 利 均等償還	無し	条件による	北陸労働金庫 羽咋支店
	1,000	5年以内 融資額50万円以下は 3年以内	1.30% (保証料0.18%)	元 利 均等償還	無し	1名以上	北陸労働金庫 羽咋支店
(2倍) 市:1 県:1	一般枠 60,000 特認枠 80,000	7年 (1年以内)	中小企業近代 化資金等助成 法による2.75 (県による利子補給) 一般分 0.5% IT等分0.75%	元 金 均等償還	無し	2名以上	石川 県 鉄工機電協会
	10,000 15,000	5年以内 7年以内	2.00% 保証料 保証協会の 定める率	元 金 均等償還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店
	15,000 無保証人の場合 12,500 当座貸越 5,000	5年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	2.10%以内 当座貸越(変動) 変動金利1.90%以内 保証料 保証協会の 定める率 無保証人の場 合 0.50%	元 金 均等償還	原則 無し	条件による	北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店
	500,000 (投資額の 2/3以内)	10年以内 (固定) 又は 15年以内 (変動)	固定 2.00% 変動 1.95%	元 金 均等償還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店 商工中金金沢支店

白山市制度金融

制度名	融資対象	資金用途	融	
			限	度額
中小企業経営 安定資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者等	〔事業資金〕 事業経営の安定及び合理化	(運転資金) (設備資金) (特認)	1,500万円 2,000万円 3,500万円
企業体質改善資金	市内に工場又は事業所（製造業）を有し、1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者等	〔設備資金〕 機械設備の購入又は生産設備の建設		2,000万円 (総事業費の3/4以内)
店舗近代化資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者（卸売業、小売業及びサービス業）	〔設備資金〕 店舗の新築、改築、増築及び店内施設の設置並びに顧客用駐車場（用地取得費を除く）の整備		2,000万円
中小企業特別支援 融資資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者等で、最近3か月又は6か月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少しているもの	〔運転資金〕 経営の安定及び経営基盤の強化		1,500万円
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	〔運転資金〕 夏季及び年末年始の資金需要		500万円
中小企業創業者支援 融資資金	①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者 ①②のいずれかに該当し、創業者支援定期セミナー等を受け、自己資金を有する者	〔事業資金〕 開業に必要な資金		1,000万円
誘致工場建設資金 (一般分)	市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	〔設備資金〕 基準内用地の取得費又は基準内工場の新設若しくは増設		5億円 (総事業費の2/3以内)
勤労者小口資金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者	〔生活資金〕 生活の維持・向上に必要な資金全般	1人	100万円
勤労者育児休業等 生活資金	市内に居住し、育児休業を取得中又は取得しようとする者で、育児介護休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し育児休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	〔生活資金〕 育児休業期間中に必要とする生活資金	1人	100万円

(H20.7.10現在)

資 条 件		融 資 申 込 先		
返 済 期 間	利 率	返 済 方 法	担 保 ・ 保 証 人	
(運転資金) 7年以内 (据置期間1年以内) (設備資金) 10年以内 (据置期間2年以内)	(運転資金) 年2.20% (設備資金) 年2.35%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.35%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.15%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関
7年以内 (据置期間1年以内)	年1.95%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関
6か月以内	年2.15%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏季6/15～8/31 年末年始 11/1～12/30
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.15% 45歳以上の 開業者 年1.95%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.45%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市企業立地課又は各 支所担当課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関
3年以内	年2.80%	元金又は 元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)
5年以内 (但し、借入額が50万円以下の 場合は3年以内)	年1.30%	元利均等 月賦償還 等	金融機関の取扱い	(市商工振興課又は各 支所担当課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関

能美市制度金融－1

制度名		融資対象	資金使途	融	
				限度額(千円)	期間(内据置期間)
経営安定支援	中小企業季節金融資産	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる市税を完納した中小企業者で夏季分は6/1～8/31、冬季分は11/1～12/31まで取扱う	夏季・年末の季節運転資金	5,000	6ヶ月以内 夏季は6/1～8/31まで取扱う 冬季は11/1～12/31まで取扱う
	商工会青年部特別融資	商工会青年部員で申込時前、1年間の青年部事業への参加率が50%以上で、青年部在席期間が1年以上であること	事業資金	2,000	3カ年 部員資格喪失のときは一括返済
特定目的事業支援	住宅建設資金金融資産	市内に在住する者及び市内への転入希望者で自己の家を市内で新築(購入)又は増築、及び公営住宅を譲り受けようとする市内在住者等	住宅資金	5,000(新築)、 2,000(増築) 公営住宅の譲受者は譲受金額の50%以内	20カ年
	観光施設整備資金金融資産	1年以上同一の事業を営し、市内に観光客を対象とした設備を有し、過去3年間市税を完納し、市の観光開発の政策に従って、施設設備の整備を行う者	事業資金	250,000	5カ年(1年)
労働関係	勤労者生活安定小口金融資産	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に引き続き1年以上勤務している者で市税を完納していて、扶養者を有する者	生活資金	1,000	3カ年
	勤労者休業資金金融資産	育児休業制度を導入している事務所に勤務し、育児休業中で、期間終了後に復職することが確実に育児休業に係る他の公的資金を利用せずかつ償還能力を有する連帯保証人を1人以上つけられる者	生活資金	1,000	5カ年(1年) 3カ年(1年)※ ※融資額が50万円以下の場合

資 条 件		取扱金融機関等	各種融資別 利子補給利率	(融資) 申込先
利率(年)%	担保・保証人			
石川県小口 融資(季節資 金)制度要綱 に準ずる	金融機関所定の取扱い	北國・北陸 銀行 鶴来・金沢 信金	利子補給補助金 融資額の1/7相当額 に利子補給	金融機関に各商工 会の認定書を添付 して直接申し込む
2.9%(年)	金融機関所定の取扱い	北國・北陸 銀行 鶴来・金沢 信金	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	金融機関に直接申 し込む
変動金利 (実行時長期 プライムレート)	担保：有 保証人：2名以上	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/4相当額 に利子補給	商工観光課へ申込 書を提出
5.0%以内(年) (金融情勢 の変化等で 変更する)	金融機関所定の取扱い 石川県信用保証協会保証 ：金融機関の付保申し出 による	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給	市長の認定証を添 付し、取扱金融機 関へ申し込む
2.9%以内(年) (3月、9月の 長期プライム レートを基準 に見直し)	金融機関所定の取扱い	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直 接申し込む
1.40%(年)	連帯保証人は1人以上 保証料は金融機関所定の 取扱い	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直 接申し込む

能美市制度金融－2

○助成・奨励制度

制度名		補助・助成・奨励対象	資金使途	補助	
				限度額(千円)	交付期間
特定 目的 事業 支援	公衆浴場施設整備資金	普通公衆浴場経営者で環境衛生金融公庫から施設整備資金の貸付を受けた者	施設整備資金	公庫法に基づく	公庫法に基づく
	公衆浴場施設改善事業費	公衆浴場経営者が行う次の施設（風呂釜・ろ過機・温水器）の新設又は更新の事業を行う者	設備資金	風呂釜（基本額 1,500） ろ過器（基本額 750） 温水器（基本額 600）	
	環境保全資金	市内で1年以上同一の事業を営み、自己資金での公害防止施設の設置又は改善が困難な市税の滞納のない中小企業経営者が借入を行った場合	設備資金	500	資金の貸付を受けた年度から5ヵ年間（1会計年度中1回のみ）
	九谷焼後継者定着支援資金	九谷上絵協同組合、県九谷窯元協同組合とその他で市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所卒業生（原則として新卒）を新たに雇用する九谷焼製造者	事業資金	30(月額)	最初の給与支払月から2年
	温泉利用環境保全資金	市内において温泉旅館業を営み、かつ、能美市公共下水道に下水道を接続している者のうち、市長が認めた者	事業資金	当該年度の入湯税の1/2	
	国際見本市出展奨励金	国際見本市や展示会などに自社の製品を出品し、企業の国際化や海外市場への販路開拓、ひいては事業の拡大を図る市内の中小企業及び同企業の団体	事業資金	300	1会計年度で1回。ただし同一企業が複数年申請した場合は、3年間で2回
労働 関係	中高年齢者等職業訓練奨励金	公共職業訓練施設に入校を許可された日まで市内に1年以上居住する45～65歳までの者か身体障害者手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者	生活資金	50(訓練期間6～12ヶ月未満) 100(訓練期間12ヶ月以上)	
	未組織労働者信用保証料補助金	労働組合が組織されていない事業所で働く市内在住の労働者や転入希望者で自己の家を新築・増築しようとする者が融資を受ける際に支払う信用保証料に対する補助金	生活資金		事業資金を借り入れた年度
支 援	経営安定支援特別助成金	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で能美市事業融資委員会で借入承認のあった石川県経営安定支援融資資金（一般分）を利用した者	運転資金		資金の貸付年度から5ヵ年間（1会計年度中1回のみ）
貸 与 支 援	機械設備 中小企業 設備投資 促進助成 資金	市内で1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、市内の事業所に当該貸与に係る設備を設置した者 社団法人石川県鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与制度や国、県の設備貸与を受ける者	設備資金	500	設備貸与の開始年度から3ヵ年間

助成・奨励条件	補助・助成・奨励別 交付金額算定方法	申込先
関連する制度・融資等		
環境衛生金融公庫	補助金（利子補給） 約定残高（3月末日の返済残高）の1%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 施設改善事業費の1/3か基本額の1/3の少ない 額	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金（利子補給） 約定残高（3月末日の返済残高）の1%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 支払給与の1/4の額	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	助成金 当該年度下水道使用料の1/2の額	市長へ請求書を提 出
	奨励金 出展費用（小間料等）の1/2の額	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	奨励金 5万円・10万円 （訓練期間により異なる）	市長へ交付申請書 を提出
	補助金 信用保証料の労働者負担分	北陸労働金庫が申 請書を取りまとめ て市長に提出
石川県（経営安定支援融資一般分）	補助金（利子補給） 当該年度に支払った借入金利子÷利率×0.5%	市長へ交付申請書 及び商工会の認定 書を提出
鉄工機電協会の延払いによる機械設 備貸与小規模企業者等設備導入助成 法に規定する設備貸与（財）石川県産 業創出支援機構の産学・産業間連携 等設備貸与	助成金 貸与料支払額×1%÷貸与利率	市長へ交付申請書 及び商工会の認定 書を提出

制 度 名		補助・助成・奨励対象	資金使途	補 助	
				限 度 額(千円)	交 付 期 間
構造改革支援	地域商工業活性化資金 利子補助金	市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者及びその組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制度の一般分又は企業活性化分の融資を受けている者	事業資金	700	資金の貸付年度から一般分は3ヵ年間、企業活性化支援分は5ヵ年間、(1会計年度中1回のみ)
近代化支援	小売商業近代化支援	食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、施設及び設備の改善の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合	事業資金	700	工事が完了した該当年度
	商店街並びに商店近代化資金	小売商業近代化支援と同じ対象の小売販売業で、店舗改装(内部のみの改装も含む)店内備品、駐車場、アーケード、商店街の共同施設の他に市長が商店経営の近代、合理化に特に必要と認めたもの	事業資金		資金の貸付年度から3ヵ年間(1会計年度中1回のみ)
活性化支援	商店街活性化支援	新たに空き店舗を小売業、飲食又はサービス業の店舗として長期的活用する事業か商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行おうとする中小小売業者とその団体及びNPO法人	事業資金	空き店舗対策:2,000 イメージアップ:500 商店街活性化:2,000 街中活性化事業: 市長決定	いずれの事業も1会計年度中1回のみで新規の事業に限る
支信用保証料	商工業振興資金信用保証	市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県制度資金(小口事業資金)を借り受けようとする市税を完納した個人又は法人の中小企業者	事業資金	事業者負担金額:300 借り換えの場合は借換前と後の差額	事業資金を借り入れした年度、借換した場合も、その同じ年度で交付
滑金化支援	能美市融資制度(利子補給)	金融機関:上記能美市融資制度で融資を行った場合(助成・奨励金は除く)	事業資金		

助成・奨励条件	補助・助成・奨励別 交付金額算定方法	申込先
関連する制度・融資等		
石川県 (地域商工業活性化制度一般分) 石川県 (地域商工業活性化制度企業活性分)	補助金(利子補給) 約定残高(3月末日の返済残高)の0.7%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 投資金額の5%分 (投資額300万円以上)	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
石川県(小口事業資金融資制度) 石川県(地域商工業活性化融資制度)	補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0%×融資期日/365日	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 事業対象経費の1/2	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
石川県(石川県小口事業資金) 石川県(石川県小口零細事業資金)	補助金:借入金保証料に対する事業者負担分 を全額一括補助(300千円を限度)、借換は差 額	商工会に提出し、 毎月ごとに申請書 を市長に提出
	補助金(利子補給) 補助対象資金×市が定める利子補給率(%)× 融資期間/365日	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出

かほく市制度金融

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
かほく市	勤労者生活安定資金 小口資金融助 利子補給補助	扶養家族を有し、市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に雇用されており、市税を滞納しておらず、北陸労働金庫の定める保証を付することができること。	生活資金	100万円
	機械設備貸与資金 貸付資金 鉄工機電協会	・中小企業基本法に規定する中小企業者 ・協同組合等	機械設備計測 機器購入資金	一般枠 6,000万円 特認枠 8,000万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
3年以内	労働金庫の算 定に基づく (利) 率	金融機関の所 定の扱いによ る	必要な場合 がある		北陸労働金庫
7年 (1年以内)	2.75%	無 し	2名以上		石川県 鉄工機電協会

各町の制度金融—野々市町・内灘町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
野々市町	野々市町中小企業設備等近代化資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金 運転資金	3,000万円 運転 1,500万円
		町外で同一事業2年以上、又は1年以上の町民で町内において新規事業開設者	設備資金	1,500万円
	野々市町中小商業者活性化資金	大型店の進出により影響を受ける中小商業者であり、商工会の会員または経営指導を受けている町税完納者	設備資金 運転資金	5,000万円 運転 3,000万円
	野々市町中小企業季節資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	季節的な 運転資金	限度額 500万円
内灘町	商工業緊急支援融資	イ. 事業所並びに事務所又は住所を町内に有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者であること ロ. 経済環境の変化の影響を受けて、最近3ヶ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額と比して減少している者で、内灘町商工会会長が認定したもの ハ. 町税を完納していること	運転資金	700万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
設備10年以内 (1年) 運転 6年以内 (1年)	2.10%	金融機関所定 の 扱 い	金融機関所定 の 扱 い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫	野々市町役場 産業振興課
同 上	2.00%	同 上	同 上		(商工会の証明を 受けて) 野々市町役場 産業振興課
6 か月以内	年2.05%	同 上	同 上		(夏季) 6月15日 ～8月31日 (年末) 11月1日 ～12月31日 取扱金融機関
5 年以内 (据置期間は 6 ヶ月以内)	1.8% (H18.4.1より)	金融機関の定 めるところに よる	金融機関の定 めるところに よる		内灘町商工会

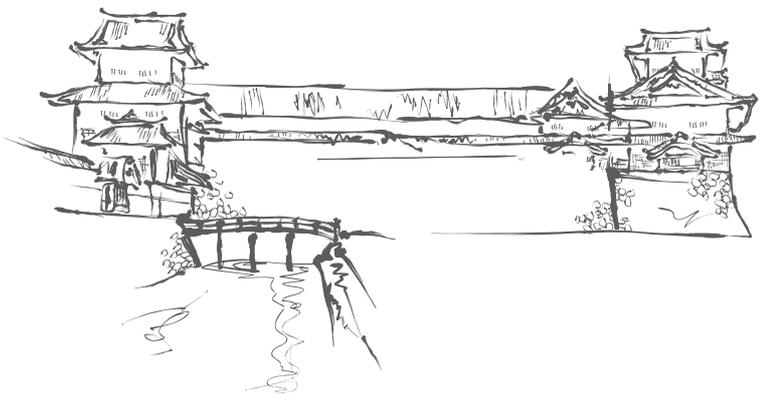
各町の制度金融一志賀町・能登町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
志 賀 町	商工観光業振興 近代化資金	イ. 1年以上町内に事業所を有し、引 き続き事業を営む商工会の会員もし くは商工会が行う経営指導を6か月 以上前から受けている事業者 ロ. 町税を完納していること	設 備 資 金	1,000万円 (組合 1,300万円)
	中小企業経営安定化資金	イ. 町内に住所、事業所を有する個人 又は法人であって、原則として1年 以上同一事業を営んでいる者 ロ. 町税を完納していること	運 転 資 金	500万円
	地域産業活性化資金	イ. 1年以上町内に事業所を有し、引 き続き事業を営む商工会の会員もし くは商工会が行う経営指導を6か月 以上前から受けている事業者 ロ. 町税を完納していること	施設整備資金	3,000万円 (特認 5,000万円)
能 登 町	商工振興対策融資制度	商工会の会員である商工業者又は原則 として1年以上引き続き町内で同一 の事業を営んでいる中小企業者及び小 規模企業者とする	短期事業資金	3,000千円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
7年以内 (6か月以内)	年2.0%	原則として信用保証協会の信用保証を付するもの	・個人2名以上 組合・法人 代表者の他2 名以上 ・町税を完納 していること	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	商工会を経由のう え取扱金融機関
5年 (6か月以内)	年2.0%	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	・原則2名以上 法人は代表 者の個人保 証追加	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	町を経由のう え取扱金融機関
7年以内 (1年以内)	年2.0%	金融機関所定の扱 い	金融機関所定の扱 い	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	商工会を経由のう え取扱金融機関
1年以内	町長と取扱金融機関が協議し定める。 〔平成20年度〕 年2.0%	原則無担保扱 い	取扱金融機関の定めるところによる	北國銀行宇出津支店 北國銀行柳田支店 北國銀行小木支店 北國銀行松波支店 興能信用金庫本店 興能信用金庫鵜川支店 興能信用金庫柳田支店 興能信用金庫小木支店 興能信用金庫松波支店	商工会に申込み

設備資金貸付制度

	設備資金貸付制度（国の制度）								
対 象 企 業	従業員数が50人以下の中小企業（但し、※1を参照） 〔性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが 適当でないと認められる業種は対象外〕								
対 象 設 備	・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外								
貸 付 限 度 額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・一般の企業</td> <td style="text-align: right;">50～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>・未創業または創業後1年未満の企業</td> <td style="text-align: right;">25～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>・創業後1～5年未満の企業</td> <td style="text-align: right;">50～6,000万円</td> </tr> <tr> <td>・経営革新支援法、農商工等連携促進法の認定計画による場合</td> <td style="text-align: right;">66～6,000万円</td> </tr> </table>	・一般の企業	50～4,000万円	・未創業または創業後1年未満の企業	25～4,000万円	・創業後1～5年未満の企業	50～6,000万円	・経営革新支援法、農商工等連携促進法の認定計画による場合	66～6,000万円
・一般の企業	50～4,000万円								
・未創業または創業後1年未満の企業	25～4,000万円								
・創業後1～5年未満の企業	50～6,000万円								
・経営革新支援法、農商工等連携促進法の認定計画による場合	66～6,000万円								
貸 付 割 合	設備購入代金の1 / 2 以内 ※経営革新支援法、農商工等連携促進法の認定計画による場合は2 / 3 以内								
貸 付 利 息	無利子								
貸 付 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）								
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）								
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：3名以上（うち第三者1名） 個人：2名以上（うち第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（うち第三者1名） ※不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。								
担 保	貸付金額1,000万円以上（譲渡担保に適さないものは300万円以上）、その他必要に応じて設定させていただきます。 ※ 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます。								
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出すること。								
固 定 資 産 税	借受人は、貸付設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。								
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります。								
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622								
<p>※特認企業</p> <p>※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。</p> <p>② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。</p> <p>③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。</p>									



設 備 貸 与 制 度

1. 割 賦

	設備貸与制度（国の制度）	産学・産業間連携等設備貸与制度（県の制度）
対 象 企 業	・ 性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないとして認められる業種は対象外	
対 象 設 備	・ 県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・ 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外	
企 業 要 件		・ 産学・産業間連携事業の対象企業 ・ モノづくり再生支援プログラム対象企業 ・ 経営革新支援法等承認企業 ・ 地域貢献型企業
従 業 員 数	50人以下（但し※1を参照）	中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） ・ 製造業は300人以下 ・ 卸売業・サービス業は100人以下 ・ 小売業は50人以下
割 賦 限 度 額 （消費税込）	100万円～6,000万円以下 （未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）	
保 証 金	設備価格の10%	
割 賦 損 料（利率）	年2.75%（実質金利1.5～2.25%） 県からの利子助成（一般分 0.5%、不況業種分、革新・連携・転換分、過疎・準過疎地域分 0.75%、不況業種＋経営革新等分、不況業種＋過疎等分、過疎等＋経営革新等分 1.0%、不況業種＋経営革新＋過疎等分 1.25%）が受けられる	
貸 与 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）	
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（うち第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。	
担 保	必要に応じて設定させていただきます。	
損 害 保 険 の 付 保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保すること。	
固 定 資 産 税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。	
設 備 の 所 有 権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します。	
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 割賦限度額を超える場合にはその超過分を前納すること。 但し、超過分は割賦限度額の概ね2割を限度とします。	
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622	
※特認企業 ※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。 ① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。 ② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。 ③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。		

2. リース

	リース制度（国の制度）
対 象 企 業	従業員数が50人以下の中小企業（但し、※1を参照） 〔性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが 適当でないと認められる業種は対象外〕
対 象 設 備	・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
リ ー ス 限 度 額 （消費税込）	100万円～6,000万円以下 （未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）
リ ー ス 期 間	3～7年（下記別表のとおり）
月 額 リ ー ス 料 率	3.006% [3年]～1.408% [7年]（下記別表のとおり） 県からの利子助成（割賦損料に置換し、一般分 0.5%、不況業種分、革新・連携・転換分、過疎・準過疎地域分 0.75%、不況業種＋経営革新等分、不況業種＋過疎等分、過疎等＋経営革新等分 1.0%、不況業種＋経営革新＋過疎等分 1.25%）が受けられる
償 還 方 法	・前払リース料なし。 ・リース料は、毎月定額支払。
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担 保	必要に応じて設定させていただきます。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費（損金）として処理できます。
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622

別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4 ～ 5 年	3年（36カ月）	3.006%
5 ～ 7 年	4年（48カ月）	2.312%
6 ～ 8 年	5年（60カ月）	1.886%
7 ～ 11 年	6年（72カ月）	1.609%
8 ～ 13 年	7年（84カ月）	1.408%

- ※ 月額リース料は、リース設備購入価格（消費税を含む）に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。
- ※ リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、左表のとおりとなります。

※特認企業

※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。

- ① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。
- ② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
- ③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

利子助成は石川県のほか市町からも利子助成があります。金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市町、かほく市が該当しております。詳細な助成内容については当機構又は各市町にお問い合わせ下さい。

延払による機械設備貸与制度

申込受付期間	平成20年4月1日（火）より随時受付
募集枠	18億円
貸与対象企業	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等の共同事業施設
貸与対象機械設備	平成20年度中に石川県内に設置される機械金属、電機電子工業等に使用する設備および生産品の品質向上のための試験・計測機器
貸与の限度額	一般枠 6,000万円まで 特認枠 1台の価格が6,000万円を超えるものは、8,000万円まで
連帯保証人	1. 個人企業の場合…2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 2. 法人企業の場合…代表者を含め2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 3. 協同組合の場合…協同組合の全理事
保証金（頭金）	貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。
担保	不 要
貸与期間および償還方法	1. 貸与期間 原則として7年以内 2. 償還方法 1年以内据置で、原則として4カ月毎（7月1日、11月1日、3月1日）の元金18回均等償還
貸与利率及び利子補給	年利率2.75% 利子補給 ①「一般分」…0.5% ②「不況業種」「経営革新等」「過疎・準過疎地域」…0.75% ③「経営革新等+不況業種」「不況業種+過疎・準過疎地域」「経営革新等+過疎・準過疎地域」…1.00% ④「経営革新等+不況業種+過疎・準過疎地域」…1.25% ⑤その他…市・町による別途利子補給制度あり
申込方法先	申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申し込み下さい。 社団法人 石川県鉄工機電協会 担当：企画振興課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目3番地 TEL (076) 268-0121 FAX (076) 268-3577 www.tekkokiden.or.jp/kz_setsubi.html



中小企業高度化資金－１

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集 団 化 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(1) 計画作成主体 計画作成主体は、事業協同組合・協同組合連合会です。</p> <p>(2) 参加者数 参加する中小企業者（特定中小事業者、企業組合又は協業組合をいいます。）は、原則として10名以上必要です。 ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施可能です。 特別の法律に基づく高度化事業については、当該法律の要件が別途課せられます。</p> <p>(3) 施設の整備 ① すべての組合員は、事業協同組合等の組合員たる資格（協同組合連合会にあっては、その会員たる組合員の組合員たる資格）に係る事業を行うために必要な団地内に以下の特定施設を整備する必要があります。 ア 製造業、ソフトウェア業及び情報サービス業又はその他の業種に属する事業者：工場、事業場又は研究施設 イ 貨物自動車運送業者：貨物自動車ターミナル又は車庫 ウ 倉庫業者：倉庫 エ 商業又はサービス業者：店舗、事業場又は倉庫（ただし、倉庫のみの設置を行うことはできません） ② 組合員の3分の2以上が従来の施設の全部又は一部を廃止し、団地内に移転する必要があります。</p> <p>(4) 共同事業の実施 組合は、参加する中小企業者のために、団地内で中小企業等協同組合法第9条の2第1号、第4号、第5号に基づく共同事業を行う必要があります。 なお、中小企業等協同組合法第9条の2第2号に基づく共同金融事業、第9条の2第3号に基づく組合員のための福利厚生事業については、高度化制度の貸付対象とはなりません。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>(1) 計画作成主体 計画の作成主体は、以下の組合又は連合会です。 ① 事業協同組合 ② 協同組合連合会 ③ 商店街振興組合 ④ 商店街振興組合連合会</p> <p>(2) 集積区域 本事業は、組合員の相当部分が集積している区域（これを集積区域といいます）内で行うものであり、組合員が利用している工場、店舗や事業場などの施設の敷地面積が集積区域全体の面積の2分の1以上の場合に実施することができます。</p> <p>(3) 組合員数 組合員の数は、原則として10人以上必要です。ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施することができます。</p> <p>(4) 中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が、特定中小事業者、企業組合、協業組合である必要があります。</p> <p>(5) 施設の整備 組合員の2分の1以上が、組合の定款で定める資格事業を行う施設を整備（改造又は新設）する必要があります。 ただし、特別の理由がある場合は、5人以上で実施することができます。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－２

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集積区域整備事業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
施設集約化に係る事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（入居する者が占有利用する設備及び組合員又は出資者以外で大企業が占有する部分は、貸付対象となりません。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(6) 共同事業の実施 組合は、組合員のために適切な共同事業を行う必要があります。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>《共同化形態》 事業協同組合や出資会社が、組合員や出資者である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員や出資者のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、組合員や出資者の経営の近代化・合理化を図る形態。 主な要件</p> <p>(1) 事業の実施 組合員又は出資者は、組合又は出資会社が作成する共同化計画に基づいてそれぞれ事業を行わなければなりません。</p> <p>(2) 建物の整備 主として一の建物を整備し、組合員又は出資者のすべてが当該建物においてそれぞれ事業を行うことが必要です。</p> <p>(3) 組合員又は出資者数</p> <p>① 組合の場合は、組合員の数が4人以上であること。 ② 出資会社の場合は、出資しようとする特定中小事業者の数が4人以上であること。</p> <p>(4) 中小企業者の割合 組合の場合は、組合員の3分の2以上が特定中小事業者等（特定中小事業者、企業組合、協業組合）、出資会社の場合は、出資者の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。</p> <p>(5) 出資割合 出資会社が実施主体の場合には出資者である特定中小事業者は、出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有する必要があります。</p> <p>(6) 適切な共同事業の実施 組合又は出資会社は、組合員又は出資者の経営の合理化を図るための共同事業を実施する必要があります。</p> <p>(7) 利用面積割合 特定中小事業者等である組合員又は特定中小事業者である出資者の行う事業に利用する建物の床面積の合計が、組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する床面積の3分の2以上でなければなりません。 なお、利用面積の算定にあたっては、次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）の利用する面積は除きます。 ア 1社の大企業又はその役員から50%以上出資を受けている中小企業者 イ 大企業又はその役員から100%の出資を受けている中小企業者</p> <p>(8) 組合員以外の利用面積割合 組合員以外の者に施設の一部を利用させる場合は、組合員以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、組合員の利用する建物延べ床面積の20%以内までとなっています。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－ 3

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
<p>施設集約化事業 (協業組合又は合併・ 出資会社の行う事業)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-top: 20px;">施設集約化に係る事業</p>	<p>協業組合、中小企業者である会社(合併会社又は出資会社)</p>	<p>建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（協業組合、合併会社又は出資会社以外の大企業が利用する部分については、貸付対象となりません。）</p>
<p>連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社(出資会社)</p>	<p>本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>《事業統合形態》 協業組合や合併会社・出資会社が、主として一の建物を整備・運営し、従来の事業の全部又は一部について協業化するなどの事業統合を行うことにより、経営の近代化・合理化を図る形態。 主な要件 (1) 事業の実施 組合員又は会社は、協業化計画に基づき、当該建物において統合した事業を共同経営しなければなりません。 (2) 建物の整備 主として一の建物を整備しなければなりません。 (3) 組合員又は出資者数 ① 協業組合の場合は、組合員の数が4人以上であること。 ② 合併会社又は出資会社の場合は、合併又は出資しようとする特定中小事業者の数が4人以上であること。 (4) 中小企業者の割合 組合及び合併又は出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。 (5) 出資割合 合併会社又は出資会社が実施主体の場合には合併又は出資をしようとする特定中小事業者は、合併又は出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有する必要があります。 (6) 協業組合、合併会社又は出資会社以外の者の利用面積割合 協業組合、合併会社又は出資会社以外の者に施設の一部を利用させる場合は、これら以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、協業組合、合併会社又は出資会社の利用する建物延べ床面積の3分の1以内までとなっています。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>共通要件に適合する連鎖化に係る事業を行う連鎖化組合又は出資会社であって、次に該当するものとする。 ① 連鎖化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。 ア 組合員の数が4人以上であること イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。 ウ 小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてが、それぞれ当該連鎖化組合との間に当該連鎖化組合が行う連鎖化に係る事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該連鎖化組合が行う連鎖化事業が小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。 エ 当該連鎖化組合は、その組合員たる小売商業者又はサービス業者の経営の近代化・合理化を図るために、当該組合員の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、組合員及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適切に実施するものであること。 ② 出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。 ア 出資者が4人以上であるもの イ 出資者の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－４

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)	事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社 (出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。
共同施設に係る事業	共同施設 (特定中小企業団体の行う事業)	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
	共同施設 (協業組合又は企業組合の行う事業)	

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>小事業者であること。</p> <p>ウ 当該出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。</p> <p>エ 連鎖化（連鎖化組合又は出資会社の行う事業）を実施するに当たっては、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてが、それぞれ当該出資会社との間に当該出資会社が行う連鎖化事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該共同出資会社が行う連鎖化事業が、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。</p> <p>オ 当該出資会社は、その出資者たる小売商業者又はサービス業の経営の近代化・合理化を図るために、当該出資者の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、出資者及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適切に実施するものであること。</p> <p>③ 当該連鎖化組合又は出資会社は、店舗経営やチェーン活動のために必要な経験、知識又は技術をもつ専門的職員の配置に努め、参加組合員又は出資者に対して、メリットある品揃え企画、商品開発、販売計画の立案、経営に関する指導・教育等の機能を提供できる本部機構の整備に努めること。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>《事業協同組合などが行う事業》 組合が、組合員の経営の近代化・合理化を図るための共同事業の用に供する施設を整備・所有し、組合員が共同利用する事業</p> <p>主な要件</p> <p>(1) 組合員数 組合員の数が4人以上必要です。なお、アーケード、カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業については、10人以上必要となります。</p> <p>(2) 中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が特定中小事業者等（特定中小事業者、企業組合、協業組合）でなければなりません。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>《協業組合又は企業組合が行う事業》 中小企業者が、他の中小企業者と従来の事業の全部又は一部を共同化、協業化して、共同経営するための施設を整備する事業</p> <p>主な要件</p> <p>(1) 組合員数 組合員の数が4人以上必要です。</p> <p>(2) 中小企業者の割合 協業組合の場合は、組合員の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。</p>			

中小企業高度化資金－５

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
設備リースに係る事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	リース設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(1) 貸付けの対象となる事業は、以下の要件のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>① 他の高度化事業を実施する又は、実施している組合の行う設備リース事業</p> <p>② 次の法律の認定を受けて行う設備リース事業</p> <p>ア 下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）</p> <p>イ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）</p> <p>ウ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「労働力確保法」という。）</p> <p>エ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「流通業務総合効率化法」という。）</p> <p>オ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「省エネ・リサイクル支援法」という。）</p> <p>カ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という。）</p> <p>キ 中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）</p> <p>ク その他中小企業の振興を図ることを目的とした法律</p> <p>③ 組合員の3分の2以上が同一業種又はこれと密接に関連する業種に属する事業を行う事業者である組合（その地区が都道府県の区域又はその区域を越える区域であり、かつ、その組合員の数が当該地区におけるこれらの事業を行う事業者の数の2分の1以上を占めているものに限る。）が実施する事業であって、当該組合員の2分の1以上が参加するもの</p> <p>④ 組合員の2分の1以上が公害防止に関する法令等により規制の対象とされる公害発生対象施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>⑤ 組合員の2分の1以上が安全衛生に関する法令等により規制の対象とされる安全衛生施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>(2) 組合員数 組合員の数が4人以上必要です。</p> <p>(3) 中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が特定中小事業者等（特定中小事業者、企業組合、協業組合）でなければなりません。</p> <p>(4) リース設備の保全措置 リース設備に対しては、損害保険契約を締結するなどの設備の対価保全措置を講じることが必要です。</p> <p>(5) リース対象の借受者 リース対象の借受者は組合員である特定中小事業者等であって、4人以上であることが必要です。なお、次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）は対象とはなりません。</p> <p>ア 1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者</p> <p>イ 大企業又はその役員から100%の出資を受けている中小企業者</p> <p>(6) 買取予約付き賃貸借契約の締結 設備リース事業の実施に当たっては、当該組合又は連合会とリースを受ける組合員又は所属員（以下この項において「借受者」とい</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－6

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
設備リースに係る事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	リース設備。
<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">経営改革に係る事業</div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>新商品・新技術等の開発を共同して行う事業</p> <p>情報の収集・処理又は提供を共同して行う事業</p> </div> </div>	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）、経営革新計画承認グループ（経営革新計画承認グループについては、承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上かつ3分の2以上が中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する中小企業者等であること）	<p>貸付けの対象となる施設は、次の施設（附帯する施設を含みます。）に係る建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 商品開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ② 技術開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ③ デザイン開発又はシステム開発事業に必要な施設 ④ 試験及び検査事業に必要な施設 ⑤ 上記の事業及びこれらに準ずる事業に係る教育・研修事業に必要な施設 ⑥ 需要の開拓その他上記に準ずる事業に必要な施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>う。)の間において、次の内容による買取予約付賃貸借契約を締結するものとする。</p> <p>① 貸借料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は、借受者に移転しないこと。</p> <p>② 賃貸期間は、原則として、当該リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。</p> <p>③ 当該組合又は連合会は、借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10%程度の金額を契約締結と同時に徴するものであること。</p> <p>ただし、土地等不動産又は有価証券（リース設備の取得価額の10%以上の価値を有するものに限る。）を担保として徴する場合は、この限りではない。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>ア 中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む）、需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を整備するものであること。</p> <p>イ 当該事業が、その組合員の相当数によって十分に利用されることとなっているものであること。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	貸付対象施設の設置資金の80%以内
<p>中小企業者の財務管理、販売管理又は在庫管理等経営の合理化を図るための情報の収集・処理又は提供その他の事業の用に供する電子計算機、事務所その他の施設を整備するもの（特定中小企業団体が実施する場合においては、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を取得し、組合員に買取予約付で賃貸するもの（以下「情報処理設備リース」という。）を含む。</p>			
<p>① 流通業務総合効率化法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの</p> <p>ア 流通業務総合効率化法に規定する、中小企業者である認定総合効率化事業者（認定中小総合効率化事業者）が、他の認定中小総合効率化事業者と合併（あるいは、他の認定中小総合効率化事業者に対して出資）し、流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に従って流通業務総合効率化事業を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定総合効率化計画に記載されている認定総合効率化事業者であること（ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること）</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－7

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
<p>企業合同に係る事業</p>	<p>中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）</p>	<p>建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。</p>
<p>総合効率化計画認定グループ事業</p>	<p>総合効率化計画認定グループ（協同で事業を行う者が4人以上であるもの）の参加者である中小企業者</p>	<p>建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（総合効率化計画認定グループ事業の用に供するものに限る。）</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ウ 出資会社の場合は、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者として認定総合効率化計画に記載された構成員である中小企業者の5分の4以上が出資していること</p> <p>エ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、中小企業者である認定総合効率化事業者の所有であること</p> <p>② 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの</p> <p>ア 本州四国連絡橋法の規定による認定を受けた、中小企業である一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者（認定中小企業者）が他の認定中小企業者と合併（あるいは、他の認定中小企業者に対して出資）し、本州四国連絡橋法に規定する認定実施計画に従って事業規模の縮小等を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること（ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること）</p> <p>ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている認定中小企業者の所有であること</p> <p>③ 新事業活動促進法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの</p> <p>ア 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた中小企業者（承認中小企業者）が、他の承認中小企業者と合併（あるいは、他の承認中小企業者に対して出資）し、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画又は同法第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って経営の担当部分の向上又は経営基盤の強化を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が承認中小企業者であること（ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること）</p> <p>ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画に記載されている承認中小企業者の所有であること</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>(1) 事業の実施主体 総合効率化計画認定グループ</p> <p>① 流通業務総合効率化法第4条第1項（同法第5条第1項による変更の認定があったときは、変更後のもの）の認定を受けた総合効率化計画に従って事業を行うものであること。</p> <p>② 総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上であること。</p> <p>③ 総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の3分の2以上が流通業務総合効率化法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であること。</p> <p>④ グループ参加者に次の者が含まれる場合は、その者は参加者の4分の1以内であること。</p> <p>ア 大企業</p> <p>イ 1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－ 8

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループ（協同で事業を行う者が4人以上であるもの）の参加者である中小企業者	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（総合効率化計画認定グループ事業の用に供するものに限る。）
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>中小企業者 ウ 大企業又はその役員から100%の出資を受けている中小企業者 (2) その他 当該事業を共同で実施するに当たり、流通業務の総合化・効率化が図られるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方その他の事項について、当該事業を共同で実施する参加者間の合意がなされていることが必要である。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>[無利子貸付についての要件] (1)「施設集約化に係る事業」のうち、特定中小企業団体又は出資会社の行う事業又は協業組合又は合併・出資会社の行う事業を実施する事業協同組合若しくは協業組合の組合員、合併会社又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者である事業協同組合等若しくは事業協同小組合又は協業組合にあっては、次の要件に該当するものであること。 ア 組合員のすべてが特定中小事業者等であること。 イ 組合員の5分の4以上が次のいずれかに掲げる小規模事業者であること。 (ア) 特定中小事業者にあっては、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の者であること。 (イ) 企業組合にあっては、当該組合の事業に常時従事する組合員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の者であること。 (ウ) 協業組合にあっては、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の者(協業組合の組合員にあっては、当該協業組合への加入に際し常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)を越えていた者を除く。)であること。 ② 貸付けの対象者である合併会社又は出資会社にあっては、次の要件に該当するものであること。 ア 合併又は出資しようとする者のすべてが特定中小事業者等であること。 イ 合併又は出資しようとする者の5分の4以上が常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の特定中小事業者であること。 ③ 当該事業を事業協同組合等又は事業協同小組合が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当するものであること。 ア 組合員たる特定中小事業者等のすべてが、その事業の用に供する工場又は事業場の全部若しくは一部を当該事業により整備される共同工場たる一棟の建物に移転するものであって、次の要件に該当すること。</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－ 9

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(ア) 上記①のイの組合員たる特定中小事業者等である小規模事業者については、その操業の全部を移転するものであること。</p> <p>ただし、小規模事業者が当該共同工場において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、当該兼業部門を移転しないことができる。</p> <p>(イ) 当該事業協同組合等又は事業協同小組合の組合員が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる者であること。</p> <p>イ 当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該新規組合員の事業の用に供する共同工場又は拡充する共同事業の用に供する共同施設を整備することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて共同工場その他の施設を整備した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>④ 当該事業を協業組合又は合併会社若しくは出資会社が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 当該協業組合の組合員又は合併若しくは出資しようとする特定中小事業者は、従来の工場、事業場その他の施設における操業のうち、協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止して、当該共同工場において当該操業を協業化又は集約化するものであって、次の要件に該当すること。</p> <p>(ア) 協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であること。</p> <p>(イ) 当該協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる事業であること。</p> <p>イ 協業組合が当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該協業事業に係る工場その他の施設を整備することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて協業事業に係る工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>⑤ 当該事業により整備される共同工場等の施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－10

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(2) 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の設置に係る事業（以下「共同公害防止等施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「共同施設に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は中小企業たる生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会とする。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 共同公害防止施設は、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設</p> <p>(イ) ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>(ウ) 産業廃棄物を処理するための設備及びその施設に係る施設</p> <p>(エ) 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>(オ) その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害若しくはこれに準ずるものの発生を防止するため特に必要と認められる設備又は省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する公害防止用設備及びその整備に係る施設</p> <p>イ 省資源・省エネルギー共同施設は、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する施設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 資源有効利用設備及びその設置に係る施設</p> <p>a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその整備に係る施設</p> <p>(イ) エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設</p> <p>a 省エネルギー型製造設備であってエネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設</p> <p>b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設</p> <p>d 高温又は冷温のエネルギー放射を防止するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその整備に係る施設</p> <p>f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－11

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に整備される場合における共同公害防止等施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア）建物が騒音等の公害防止又は省資源・省エネルギー転換のための特殊な構造になっている場合には、その特殊な構造とするために必要となる部分を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>（イ）建物が、生産関連施設等及びそれと一体的に整備される公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の上屋として整備されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p> <p>なお、この規定は、一棟の建物の内部に生産関連施設等と公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備が併設される場合における建物に準用される。</p> <p>ウ 構築物については、公害防止又は省資源・省エネルギー転換のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に整備される公害防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設を整備されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p> <p>(3) 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち下請振興法第5条第1項の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業、伝産法第4条第1項若しくは第2項の承認を受けた振興計画若しくは同法第6条第1項の認定を受けた共同振興計画又は同法第7条第1項の認定を受けた活用計画に基づき実施する事業、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づき実施する事業又は施行規則第11条第1項第3号の規定に適合する出資会社が実施する事業</p> <p>(4) 「集団化事業」又は「集積区域整備事業」のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、集団化事業又は集積区域整備事業を実施する事業協同組合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会とする。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、地域環境の保全に資する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 緑地、公園、その他工場立地法（昭和34年法律第24号）施行規則第4条（ただし、第4号及び第5号を除く。）に掲げる施設</p> <p>イ 地域住民の用にも供され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路</p> <p>ウ その他地域環境の保全に資すると認められる施設</p> <p>(5) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業（以下「共同防</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－12

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>災施設事業」という。)に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業者たる生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会、企業組合若しくは協業組合又は合併会社若しくは出資会社であること。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、特に必要と認められる施設であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ア 消融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等） イ 集中災害検知装置 ウ 消防・消火施設 エ 防風・防砂林 オ その他災害の防止に特に資すると認められる施設</p> <p>③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に整備される場合における共同防災施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、共同防災設備の整備金額が明確である場合に限り、当該設備を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、生産関連施設等及びそれと一体的に整備される共同防災設備の上屋として整備されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。 ただし、共同防災設備だけを整備するために必要な最小限の建物は、貸付対象とすることができる。</p> <p>ウ 構築物については、共同防災のために必要と認められるものであれば、原則として、その整備金額の全額を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に整備される共同防災施設を整備されるものである場合は、共同防災施設の対象としない。</p> <p>(6) 小売振興法第4条第1項から第5項までの規定に基づき認定を受けた事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」のうち、小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業</p> <p>② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち、小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業</p> <p>③ 「施設集約化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第3項の規定に基づく認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業組合員の2分の1以上が小規模事業者であること。</p> <p>④ 「連鎖化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第5項の規定に基づく認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>⑤ 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、小売振興法第4条第4項の規定に基づく認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－13

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(7) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」のうち、労働力確保法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた改善計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、当該改善計画に記載されている事業の用に供する研修施設、従業員共同宿舎、食堂又は託児施設であって、各高度化事業の実施主体たる組合又は連合会が整備する共同施設とする。</p> <p>(8) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」又は「施設集約化に係る事業(特定中小企業団体の行う事業に限る。)」若しくは「共同施設に係る事業(特定中小事業団体の行う事業に限る。)」のうち、流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会(以下この号において「認定組合」という。)であって、次の要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>ア 認定組合が実施する流通業務総合効率化事業は、当該認定組合の組合員又は所属員(以下「組合員」という。)たる特定中小事業者等の3分の1以上かつ4人以上が参加するものであること。</p> <p>イ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>ウ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員たる特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること。</p> <p>エ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。</p> <p>(9) 流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づく「企業合同に係る事業」</p> <p>(10) 中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のすべてが、中心市街地活性化法第9条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている特定中小事業者等であること</p> <p>② 「経営改革(特定中小企業団体又は出資会社の行う事業)に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する中小事業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発(当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。)需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を整備する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のすべてが、同法第9条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－14

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ（共同で事業を行う者が4人以上であるもの）の参加者である中小企業者	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供するものに限る。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>型新事業を行う特定中小事業者等であるものとする。</p> <p>③ 「集積区域整備事業」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づくものとする。</p> <p>(11) 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付は、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>③ 「施設集約化に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>(12) 中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付は、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設事業」、「連鎖化に係る事業」、「設備リースに係る事業」、又は「経営改革（特定中小企業団体の行う事業に限る）」のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（中小企業新事業活動促進法第34条第1項に規定する調査結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していると確認されるものに限る。）であって、次のア又はイに該当するもの。なお、経営革新計画承認グループの行う事業にあつては次のイに該当するもの。</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた中小企業者であること</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること</p> <p>② 中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する「企業合同に係る事業」</p> <p>(13) 総合効率化計画認定グループ事業のうち、次の要件の全てに該当するものであること。</p> <p>① 自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員である特定中小事業者等による利用料の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の2分の1を超えるものであること。</p> <p>② 自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内
<p>(1) 事業の実施主体 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ</p> <p>① 中小企業新事業活動促進法第11条第1項（同法第12条第1項の認定があったときは、変更後のもの）の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って事業を行うものであること。</p>	無 利 子	20年以内 (3年以内)	90%以内

中小企業高度化資金－15

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ（共同で事業を行う者が4人以上であるもの）の参加者である中小企業者	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供するものに限る。）
地域産業創造 基盤整備事業	第3セクター（公益法人・株式会社）、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所又は市町村、東京都の特別区	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>② 異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上であること。</p> <p>③ 異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の3分の2以上が中小企業新事業活動促進法第11条第1項の認定を受けた中小企業者であること。</p> <p>④ グループ参加者に次の者が含まれる場合は、その者は参加者の4分の1以内であること。</p> <p>ア 大企業</p> <p>イ 1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者</p> <p>ウ 大企業又はその役員から100%の出資を受けている中小企業者</p> <p>(2) その他</p> <p>当該事業を共同で実施するに当たり、工程管理や品質管理が統一的行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方その他の事項について、当該事業を共同で実施する参加者間の規約等が策定されていることが必要である。</p>	無 利 子	20年以内 (3年以内)	90%以内
<p>〔地域産業創造基盤事業の事業計画の基準〕</p> <p>地方公共団体と地元産業界等が協力して、地域中小企業又は創造的中小企業の新商品、新技術開発及び研究開発等における能力向上を支援するため、起業化支援センター（インキュベーター）、技術開発センター及び研修センター等の地域産業おこしの基盤施設を整備して、事業を行うもの。</p>	無 利 子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	貸付対象施設の設置資金（特定会社が行う事業の場合、貸付けの対象となる施設設置資金のうち、事業の施設の設置に対して、中小企業基盤整備機構から出資がある場合）は、その出資額は控除されます。）の80%以内
<p>対象となる事業は、第三セクターや商工会等が、小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために、駐車場、休憩場、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設（以下、この事業において「商業活性化施設」といいます。）又は当該施設と併せた店舗の整備。</p> <p>① 対象施設の範囲</p> <p>上記対象事業を行うための施設であって、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>ア 商業活性化施設（商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適切な規模と認められる必要があります。）</p> <p>イ 共同店舗（主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗をいい、商業活性化施設と併せて整備することが必要です。）</p> <p>② 共同店舗の基準</p> <p>共同店舗を整備する場合は、次の基準を満たす必要があります。</p> <p>ア 一の商店街の区域内に共同店舗を整備する場合には、共同店舗において事業を行う特定中小小売商業者等（小売商業の事業を行う特定中小事業者等）又は特定中小サービス業者等（サービス業の事業を行う特定中小事業者等）の数が5人以上であること。</p>	無 利 子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－16

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
災害復旧貸付事業、緊急健康被害等防止貸付事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害復旧事業及び緊急健康被害等防止事業に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>イ 上記の「一の商店街の区域内に共同店舗を整備する場合」とは、次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>(ア) 当該商店街の区域内において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上である場合</p> <p>(イ) 地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合</p> <p>ウ 上記ア以外の場合は、共同店舗において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上であること。ただし、地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画があつて、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を整備する場合にあつては、共同店舗において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。</p> <p>エ 共同店舗の利用者の3分の2以上が特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等であり、かつ、特定中小小売商業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。</p> <p>ただし、認定基盤施設計画に基づいて実施する場合は、利用者の3分の2以上が小規模小売商業者又は小規模サービス業者であること。</p> <p>オ 当該共同店舗において特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積が3分の2以上（認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する場合は、4分の1以上）であり、かつ、特定中小小売商業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等（娯楽・教養・文化・宿泊施設を営む中小サービス業者は除く。）の利用する部分以上であること。</p> <p>ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社（大企業）及びみなし大企業に共同店舗を利用させる場合には、店舗面積の3分の1以内とする（この場合、大企業及びみなし大企業は、第三セクター又は公益法人に対して出資などを行っているもの又は商工会等の会員であるものに限ります。）。</p> <p>カ 店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。ただし、認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する場合であつて、娯楽・教養・文化・宿泊施設を営むサービス業者を誘致する場合は除くものとします。</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>(1) 災害復旧貸付における災害とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難となつてると都道府県知事が認める事態をいう。</p> <p>(2) 災害復旧貸付に係る資金の貸付を受けて行う事業は、原則として、実施するそれぞれの高度化事業ごとに定める要件を備えなければならない。</p> <p>(3) 災害復旧貸付は、災害の発生による施設の被害について、当該施設の所在地を管轄する市町村長等の発行する証明書（以下「罹災証明書」という。）又は都道府県知事による罹災の認定により施設の罹災が確認され、当該被害により事業活動の運営が著しく困難とな</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	90%以内

中小企業高度化資金－17

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧貸付事業、緊急健康被害等防止貸付事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害復旧事業及び緊急健康被害等防止事業に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>っていることが認められるものであること。</p> <p>(4) 災害復旧貸付は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。</p> <p>ただし、貸付けの対象施設については、それぞれの施設のうち、当該事業活動の運営上必要不可欠であると認められるものに限る。</p> <p>① 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含む。以下同じ。）を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 罹災前に高度化事業を実施していた組合、連合会若しくは会社（以下この号において「実施組合等」という。）の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者、経営革新計画承認グループの参加者である中小企業者、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループの参加者である中小企業者、総合効率化計画認定グループの参加者である中小企業者又は実施主体たる特定中小事業者等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは整備した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>(イ) 既往の高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは整備した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>イ 中小企業者が罹災した施設の復旧に当たって、新たに高度化事業を行う場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 組合若しくは連合会（以下この号において「組合等」という。）、当該組合等の組合員若しくは所属員、経営革新計画承認グループの参加者である中小企業者、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループの参加者である中小企業者又は総合効率化計画認定グループの参加者である中小企業者が、罹災した施設の復旧を図るために災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあっては、当該組合等の組合員若しくは所属員の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合</p> <p>(イ) 中小企業者が罹災後、新たに組合、連合会若しくは会社（以下この号において「新設組合等」という。）を設立し、又は経営革新計画承認グループの参加者である中小企業者、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループの参加者である中小企業者、総合効率化計画認定グループの参加者である中小企業者若しくは実施主体たる特定中小事業者として罹災した施設の復旧を図るため、災害復旧貸付により高度化事業を実施する場合にあっては、当該新設組合等の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者、経営革新計画承認グループの参加者である中小企業者、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループの参加者である中小企業者、総合効率化計画認定グループの参加者である中小企業者又は当該特定中小事業者の相当部分の者が、罹災地</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	90%以内

中小企業高度化資金－18

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧貸付事業、緊急健康被害等防止貸付事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害復旧事業及び緊急健康被害等防止事業に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>中小企業者又は当該特定中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合</p> <p>ウ 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 実施組合等の組合員若しくは所属員、出資特定中小事業者、経営革新計画承認グループの参加者である中小企業者、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループの参加者である中小企業者又は総合効率化計画認定グループの参加者である中小企業者（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは整備した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>(イ) 高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは整備した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>② 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会、商工連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（なお、特定会社、公益法人又は商工会等については罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは整備した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>イ 特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、罹災した中小企業者を支援するため、災害復旧貸付に係る高度化資金を利用して新たに高度化事業を実施する場合については、特定会社、公益法人、商工会等又は市町村の支援対象中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合又はこれに準ずるものであると都道府県知事が認める場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>ウ 既往の高度化資金により取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受けて、当該施設の復旧を図る場合については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人、商工会等又は市町村（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは整備した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>③ 災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用期間は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書</p>	無 利 子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	90%以内

中小企業高度化資金－19

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧貸付事業、緊急健康被害等防止貸付事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害復旧事業及び緊急健康被害等防止事業に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>の提出が行われたものを適用するものとする。 ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合等都道府県知事が認めた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 緊急健康被害等防止貸付事業については、事業用施設に使用された石綿の除去等の措置を講じ、健康被害の防止を図るための事業を行うものであること。</p> <p>備考：石川県商工労働部 経営支援課 〒920-8580 鞍月1丁目1番地 TEL076-225-1522 独立行政法人中小企業基盤整備機構 〒105-8453 東京都虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル TEL 03-3433-8811</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	90%以内

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 1

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（一般貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済制度の共済契約者で次の要件を全て満たしている方</p> <p>① 共済契約成立後、貸付資格判定基準日（※）までの掛金納付月数が12か月以上であること。ただし、前納掛金は含みません。</p> <p>② 掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定基準日において10万円以上に達していること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）、事業関連資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円のいずれか少ない額から一般貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で10万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）一般貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に一般貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間 及 償 還 方 法	<p>㊦ 貸付金額が100万円以下の場合：6か月又は12か月（期限一括償還）</p> <p>㊧ 貸付金額が105万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p> <p>㊨ 貸付金額が305万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p> <p>㊩ 貸付金額が505万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月、60か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年1.5% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	<p>不 要</p> <p>（注）貸付金等を完済しないで共済金等を請求したときは、当該共済金等から貸付額が控除されます。また、貸付金の返済期日後12ヶ月を経過してなお、貸付金が返済されないときは、納付掛金から貸付額が控除されます。</p>
申 込 先	共済契約者が借入窓口として登録申出した金融機関（登録申出がない場合は、商工組合中央金庫本・支店）	
備 考	<p>（※）貸付資格判定基準日：貸付資格及び限度額は、借入申込み時期が4月1日～9月30日までであれば、前年の10月末日を、10月1日～翌年3月31日までであれば、当年4月末日を基準日として判定されます。</p> <p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>	

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 2

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（傷病災害時貸付け）
融 資 対 象	<p>一般貸付けの資格を取得している共済契約者（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で次の①、②又は③のいずれかに該当している方</p> <p>① 疾病又は負傷により5日以上入院を要したため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（医師の診断書が必要）</p> <p>② 災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により直接（事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊等）又は間接（売上高の減少）に被害を受けたため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・その他相当の団体の証明が必要）</p> <p>③ 一般災害（火災、爆発、風水害等）により、事業所又は主要な資産（共済契約者が会社の役員であるときは、その会社の事業所又は主要な資産）について、全壊、流失、半壊等の被害を受けたため、又は共済契約者の取引先が罹災により売上高の減少が見込まれるため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・その他相当の団体から証明が必要）</p>
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と原則として1,000万円のいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）傷病災害時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額の範囲内となります。また、共済契約者（会社等の役員であるときは、その会社等）が前年度確定申告書に添付した決算書に基づき次の計算を行って得た額が1,000万円を超えるときは、この計算を行って得た額。</p> <p style="text-align: center;">計算式：（流動負債－当座資産）＋1/2（給与＋賃金＋その他経費）</p>
融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
担 保 ・ 保 証 人	不 要 （注）共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	<p>災害時貸付…商工組合中央金庫の本店又は支店</p> <p>傷病時貸付…商工組合中央金庫の本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送</p>
備 考	<p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 3

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（創業転業時貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方</p> <p>① 共済事由又は準共済事由が生じていること又は生じることが確実に認められること。</p> <p>② 新規開業・転業を行う意思を持っていること。</p> <p>③ 新規開業・転業後も小規模企業者であること。</p> <p>④ 共済金等を請求せずに、新規開業・転業後に再び共済契約者となり、前後の共済契約について掛金納付月数を通算すること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（創業転業時貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）創業転業時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に創業転業時貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 （注）共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>	

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 4

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（新規事業展開等貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方</p> <p>① 現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意志をもっていること。</p> <p>② 共済契約者（会社等の役員の場合は除きます。）の後継者が、新たな事業の分野に進出する意志をもっていること。</p> <p>③ 後継者が現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思を持っていること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）新規事業展開等貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に新規事業展開等貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月） （半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月） （半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9%、前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	<p style="text-align: center;">不 要</p> <p>（注）共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。</p>
申 込 先	商工組合中央金庫本・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>	

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 5

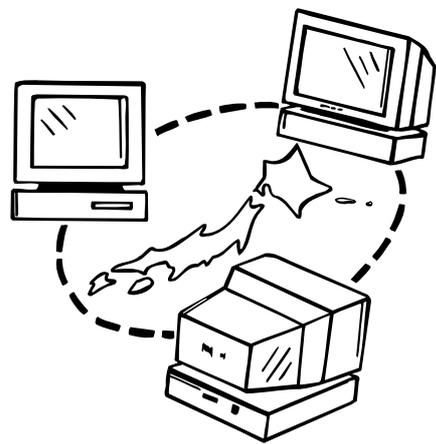
融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（福祉対応貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次に該当する方</p> <p>① 共済契約者又は同居の親族が高齢者（65歳以上）又は身体障害者であること。</p> <p>② 住居又は事業所を高齢者、障害者に対応するために改築等の計画又は福祉機器等の購入計画があること。</p>	
資 金 使 途	福祉資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（福祉対応貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）福祉対応貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に福祉対応貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>㊦ 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>㊧ 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 （注）共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>	

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 6

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（緊急経営安定貸付け）
融 資 対 象		<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、青色申告会、又はTKC企業共済会のいずれかの団体から受けた方。</p> <p>① 最近3月間又は6月間の売上が前年同期に比して5%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p> <p>② 最近3月間又は6月間の売上が2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少しており、かつ、前年同期に比して減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p>
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（緊急経営安定貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）緊急経営安定貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に緊急経営安定貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 （注）共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		<p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 7

融 資 制 度 名		中小企業倒産防止共済制度
加 入 対 象 者		<p>引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業・建設業・運輸業その他の業種の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人 ・従業員50人以下または資本金5千万円以下の小売業の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金5千万円以下のサービス業の会社及び個人 ・従業員900人以下または資本金3億円以下のゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）の会社及び個人 ・従業員300人以下または資本金3億円以下のソフトウェア業又は情報処理サービス業の会社及び個人 ・従業員200人以下または資本金5千万円以下の旅館業の会社及び個人 ・企業組合及び協業組合・事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売等共同事業を行っている組合
融 資 対 象		<p>加入後6か月以上を経過して、かつ、6か月以上の掛金を納付しており、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合</p> <p>(注) ・倒産とは、(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがなされた場合、(2) 手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する場合は共済金の貸付けが受けられません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 共済金の貸付け請求時に加入者が中小企業者でないとき、(2) 共済金の貸付けの請求が取引先事業者の倒産の日から6か月を経過した後になされたとき、(3) 共済金の貸付けを請求した共済契約者が請求時に自ら倒産し又はこれに準ずる事態にあるときなど。
融 資 条 件	限 度 額	<p>共済金の貸付額は、共済契約に基づき払い込んだ掛金総額^(注)の10倍に相当する額と回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります。また、共済金の貸付限度額は、すでに貸付けを受けている共済金の貸付残高を含めて3,200万円となります。(原則50万円以上で5万円の整数倍)</p> <p>(注) 「掛金総額」とは貸付請求時までに納付した掛金から既に貸付を受けている場合、貸付金額の1/10に相当する額を差し引いた額及び共済金または一時貸付金の償還が滞ったために償還金等に充てられた額を差し引いた額</p>
	融 資 期 間 (据置期間)	<p>5年(据置期間6か月を含む毎月均等償還)</p> <p>(注) 償還期日後3か月を経過して、なお共済金の償還のない時は、償還額(違約金を含む)を掛金総額から取りくずし償還に充当することになります。</p>
	利 率	<p>無利子</p> <p>(注) 貸付けを受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源にあてられます。</p>
	担 保 ・ 保 証 人	不要
申 込 先		加入の申込手続きを行った商工会議所、商工会連合会、市町村の商工会、中小企業団体中央会、または機構が事務を委託している中小企業の組合、お取引の金融機関本・支店
備 考		<p>・一時貸付金制度 中小企業倒産防止共済制度加入者は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL (050) 5541-7171 http://www.smrj.go.jp/</p>



信用保証制度 - 1

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
普通保証	一般保証	事業資金	
	無担保保証		
普通保証の内枠	長期経営資金保証	長期経営事業資金（組合を除く）	業態申告書
	当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	資格要件申告書 誓約書
	事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続事業資金（カード借入）	資格要件申告書 誓約書
	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	金融機関推薦書
	無担保クイック保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	風俗営業飲食業保証	1) 風俗営業飲食業の設備資金・運転資金 2) 特例風俗営業飲食業の設備資金・運転資金	1) 国民生活金融公庫の融資証明書 2) 生活衛生同業組合の資金証明書
	手形割引保証	手形割引による運転資金	手形割引支払人調
	季節融資保証	季節運転資金	取扱期間： 盆資金6月15日～8月31日 年末資金11月1日～12月29日
	小口零細企業保証	小規模企業者の事業資金	
	公害防止対策保証	公害防止資金 （中小企業信用保険法の公害防止保険に該当するもの）	経済産業局長又は知事の認定書
特別保証	エネルギー対策保証	1) 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設を設置する事業資金 2) 工場等の省エネ措置に関する事業資金	1) 省・石油代替エネルギーの施設の設置に関する計画書、補足説明書、見積書及びカタログ等 2) 知事の承認書
	海外投資関係保証	海外での直接投資及び合弁事業の事業資金	海外直接投資に関する計画書
	新事業開拓保証	1) 新事業開拓事業資金（新商品・新技術の研究開発、企業化、需要の開拓） 2) 研究開発等事業関連保証（研究開発等事業計画に必要な資金） 3) 特定新技術事業活動関連保証（特定補助金等の成果を利用した事業活動に必要な資金） 4) 経営革新関連保証（承認経営革新計画に基づく経営革新のための事業に必要な資金） 5) 経営資源活用関連保証（産生法に規定する経営資源活用新事業に必要な資金） 6) 新事業分野開拓保証（新事業創出促進法の一部を改正する法律に規定する実施計画の事業に必要な資金） 7) 経営資源再活用関連保証（産生法に規定する経営資源再活用計画に必要な資金） 8) 周辺地域整備関連保証（周地整備法に規定する同意利便性向上等事業計画に必要な資金）	1) 新事業の開拓に関する計画書 2) 上記1)の計画書及び知事の認定書（経過措置有） 3) 上記1)の計画書及び特定補助金等の交付を証する書面 4) 上記1)の計画書及び行政庁の承認通知書 5) 上記1)の計画書及び認定経営資源活用新事業計画 6) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書（経過措置有） 7) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書 8) 上記1)の計画書及び知事の認定書
	経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第4項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に係る経営の安定に必要な事業資金	市町村長の認定書
	災害関係保証	激甚災害法に定める事業の再建資金	市町村長の罹災証明書

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H20.4.1現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
2億円 4億円 組合	金融機関 所定の利率	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要	約定書締結金融機関
8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	不要	
2億円 1申込 2,000万円以上 100万円単位		運転 3年以上15年以内 (6ヵ月以内) 設備 3年以上20年以内 (6ヵ月以内)	必要	約定書締結金融機関 但し、政府系(中公、国金) 及び代理貸は除く。
100万円以上 2億8,000万円		1年又は2年〔更新可〕	5,000万円以内 原則不要 5,000万円超 必要	約定書締結金融機関 但し、覚書締結金融機関に 限る。
100万円以上 2,000万円万円		1年又は2年〔更新可〕	原則不要	
一般分3,000万円 特別分5,000万円 1申込1,000万円以上 100万円単位		2年以内〔更新可〕	不要	
3,000万円		5年以内		
2,000万円		7年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴求	
3,000万円		1年以内	不要	
7,000万円 組合 1億4,000万円		6ヵ月以内	必要に応じ 徴求	
1,250万円 但し既存の保証付 融資残高を合算		運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	原則として 無担保	
5,000万円 組合 1億円		10年以内 (1年以内)	原則必要	約定書締結金融機関
1) 2億円 組合 4億円 2) 4億円 組合 8億円		10年以内 (1年以内)		
2億円 4億円 組合		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
1) 2億円 組合 4億円 2) 3億円 組合 6億円 3) 3億円 組合 6億円 4) 3億円 組合 6億円 5) 3億円 組合 6億円 6) 3億円 組合 6億円 7) 3億円 組合 6億円 8) 3億円 組合 6億円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
2億8,000万円 第6号 3億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 7年以内 (1年以内) (安定化特別保証借換は10年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴求		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内 (2年以内)			

信用保証制度 - 2

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
労働力確保関連保証	労働力確保法に定める改善事業の事業資金	知事の認定通知書
中小小売商業関連保証	小振法に基づく高度化事業並びに連鎖化事業の事業資金	知事又は経産大臣等の認定書
商店街整備等支援 関連保証	小振法に定める公益法人で、商店街整備等支援計画の高度化事業資金（公益法人のみ）	知事の認定書
伝統的工芸品振興保証	（伝産法に係る保証） 1) 活用計画の事業資金（特定会社を含む） 2) 支援計画の事業資金（公益法人）	経済産業大臣の認定書 （1）については経過措置有）
地域伝統芸能等保証	（地域伝統芸能等活用法に係る保証） 地域伝統芸能等の特定事業の事業資金	市町村長の認定書
省エネ・リサイクル 支援保証	（特定事業活動促進法に係る保証） 1) 特定事業活動の事業資金 2) 特定設備の設置・改善の事業資金	1) 知事の承認書
特別 中心市街地商業等 活性化関連保証	1) 特定事業計画に従って、中心市街地で都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設を整備する事業に必要な資金 2) 中小企業商業高度化事業計画に従って、中心市街地整備改善活性化法に掲げる中小小売商業高度化事業に必要な資金	1) 主務大臣等の認定書 2) 経済産業大臣の認定書
中心市街地商業等 活性化支援関連保証	認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金	主務大臣の認定書
別 創業等関連保証	申込人が新事業活動促進法第2条第2項及び第3項に掲げる創業者又は新規中小企業者である期間内に行う事業の実施のために必要な設備及び運転資金	創業計画書
地域新事業 創出関連保証	同意集積地域において、高度技術の開発、利用を図り新たな事業の創出に寄与する業種として政令に定めるものに属する事業を行うのに必要な事業資金	市町村長の認定書（経過措置有）
保証 経営革新関連保証	（新事業活動促進法に係る保証） 経営革新計画に従って行われる事業に必要な資金	行政庁の承認書
経営基盤強化関連保証	（新事業活動促進法に係る保証） 経営基盤強化計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の承認書
新事業分野開拓 関連保証	主務大臣の認定を受けた実施計画に従って新事業分野開拓のための事業に必要な資金	主務大臣の認定書（経過措置有）
創業関連保証	産生法第2条第4項各号に掲げる創業者の事業の実施のために必要な資金	創業計画書
経営資源活用関連保証	産生法第23条第2項及び27条に規定する経営資源活用新事業の実施に必要な資金	認定経営資源活用新事業計画
流動資産担保 融資保証	流動資産（売掛債権及び棚卸資産）担保による事業資金	流動資産担保融資保証制度事務取扱要領に定める資料
事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者の事業資金	事業再生に関する計画書他、事務取扱要領に定める書類
資金繰り円滑化 借換保証	保証付き既往借入金の借換え資金 借換えに伴う新たな事業資金	・事業計画書 ・経営安定関連保証利用の場合は中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に基づいた市町村長の認定書

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H20.4.1現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定の利率	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			
2億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			
1) 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 2) 2億8,000万円		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		10年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円 公益法人 2億8,000万円		15年以内 (1年以内)			
特定会社、公益法人 5億6,000万円		15年以内 (1年以内)			
1,500万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		10年以内 (1年以内)			不 要
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			必要に応じ 徴 求
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			
1,000万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		10年以内 (1年以内)			不 要
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)			必要に応じ 徴 求
2億円 (保証割合80%)	1年間 (個別保証の場合は1年以内) 〔更新可〕	必 要 (流動資産担保)	銀行、信用金庫等中小企業 信用保険法施行令(昭和25 年政令第350号)第1条の2 に規定する金融機関		
2億円	10年以内	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関		
特別保証に係る 既往借入金残高 経営安定関連保証 2億8,000万円 第6号 3億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (1年以内)	既往借入金 の保証条件 に準ずる			

信用保証制度－3

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証	周辺地域整備関連保証	(発電用施設周辺地域整備法に係る保証) 同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行うために必要な資金	知事の認定書
	下請振興関連保証	(下請中小企業振興法に係る保証) 承認計画に従って行う振興事業に必要な資金	主務大臣の承認書 流動資産担保融資保証に準ずる書類
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	(新事業活動促進法に係る保証) 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	流通業務総合効率化関連保証	(流通業務総合効率化法に係る保証) 主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って行われる総合効率化のための事業に必要な資金	主務大臣の認定に係る総合効率化計画
	特定研究開発等関連保証	(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に係る保証) 経産大臣の認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等に必要となる資金	経産大臣の認定を受けた特定研究開発等計画
	地域産業集積関連保証	(地域産業活性化法に係る保証) 1) 承認企業立地計画資金 2) 承認事業高度化計画資金	知事の承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画
	地域産業資源活用事業関連保証	(中小企業地域資源活用促進法に係る保証) 認定地域産業資源活用事業計画に従って行う地域産業資源活用事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	特定信用状関連保証	外国法人与経営を実質的に支配していると認められる中小企業者	事務取扱要領に定める書類
	事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	事務取扱要領に定める書類
再挑戦支援保証	過去に廃業経験を有する創業者で事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過していないもの	資格要件申告書 創業・再挑戦計画書	
保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証	中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)の引き受けに係る債務の保証	特定社債保証資格要件申告書他
保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者の事業経営に必要な資金	知事の認定書

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H20.4.1現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定の利率	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関
2億円 (保証割合80%)		1年間〔更新可〕 (個別保証の場合は1年以内)	必 要 (売掛債権担保)	
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 4億円 (組合6億円) 流動資産担保保険 2億円 (保証割合80%)		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 3億円 (組合6億円)		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 4億円 (組合6億円) 流動資産担保保険 2億円 (保証割合80%)		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
2億円		1年以内		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		3年以内		
1,000万円		10年以内 (1年以内)	不 要	
保証限度	支払利率 (年率)	保証期間	担保	対象金融機関
4億5,000万円	発行体 所定の利率	7年以内	2億円超 原則有担保	中小企業信用保険法施行令 第1条の4に規定する金融 機関
保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間	担保	対象金融機関
普通保証 5億円 無担保保証 1億円	金融機関 所定の利率	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	1億円超 原則有担保	約定書締結金融機関

信用保証制度－4

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 支 度 保 証	経営革新等支援 融資保証 (注1)	1) 新事業活動促進法承認企業の事業資金 2) 格差対策分 3) 新たに海外展開を行うもの（既の実施しているものを含む）の事業資金 4) 情報技術を活用する事業資金	1)、2) 知事又は大臣の承認書 3) 知事の認定書 4) 商工会議所又は商工会の認定書
	地域商工業活性化 融資保証	1) 一般分 工場、店舗、事業所等の新・増設又は移転の資金 2) 産学・産業間連携支援分 ア 産学・産業間連携対象事業により設備投資を行う中小企業者 イ 知事認定連携事業計画により設備投資を行う中小企業者 3) 子育て環境改善分 従業員の子育て環境を改善するため、福利厚生施設等の設備投資を行う中小企業者 4) 商業振興分 大型店の進出の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者が行う上記の設備投資に係る資金 5) 企業活性化事業を行うための運転資金	商工会議所又は商工会の認定書
	事業転換支援 融資保証 (注2)	1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けている者で、他業種への事業転換資金 2) 他業種への多角化に必要な事業資金 3) 多角化を目的として分社化し、他業種への多角化に必要な事業資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	創業者支援 融資保証	1) 一般分 事業を営んでいない個人が県内で新たに中小企業者として開業するための事業資金 2) 中高年齢者創業支援分 3) 過疎地域創業支援分	商工会議所又は商工会の認定書
	経営安定支援 融資保証	1) 一般分 一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている者の運転資金 2) 特別分 天候不順により事業活動に影響を受けている者の運転資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	経営安定再生支援 融資保証	経営安定に支障を生じ商工調停士又は再生支援協議会の指導を受けている者の運転資金	商工会議所、石川県商工会連合会又は再生支援協議会の推薦書
	資金繰り支援 融資保証	1) 県制度融資に係る既往債務（保証付債務に限る）の借換資金 2) 1) の借換と併せて行う事業計画に必要な事業資金	市町長の認定書（原本）
連鎖倒産防止・災害対策 融資保証	1) 取引先事業者の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となったための運転資金 2) 地震、火災、風水害等による被害の復旧資金	1) 売掛金債権等の確認書類（写） （市町村長の認定書（原本）） 2) 市町長等の被災証明書	

- (注1) 経営革新等支援融資保証の(1)経営革新支援分について、次世代型企業として認定され、知事の推薦書を受けた企業の保証限度は4億円（運転1億円）です。
(2) 格差対策分については、小規模企業、不況業種、過疎地域の各項目に該当する場合、貸付利率が低減（0.1%～0.5%）されます。
(注2) 事業転換支援融資保証で格差対策分に該当する場合、貸付利率が低減（0.1%～0.5%）されます。

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。
 ※各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。(H20.4.1現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
1)、2) 2億円 (運転5,000万円) 3) 2億円 (運転5,000万円) 4) 2億円 (運転5,000万円)	1)、3)、4) 1.60%以内 (期間10年超、変動 金利1.55%以内) 2) 下記注1	1)、2)、3)、4) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫、信用組合、 JAバンク石川信連
1)、2)、3) 5,000万円 (特認2億円) 4) 5,000万円 (運転1,000万円) (特認2億円) 5) 3,000万円	1)、5) 1.80%以内 (期間10年超、変動 金利1.75%以内) 2)、3)、4) 1.60%以内 (期間10年超、変動 金利1.55%以内)	1)、2)、3) 設備 15年以内 (2年以内) 4) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内) 5) 運転 5年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
5,000万円 (運転2,000万円) (特認2億円)	1.60%以内 (期間10年超、変動 金利1.55%以内)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		
2,000万円 創業支援PG先4,000万円 (運転 1,000万円) (創業支援PG先2,000万円)	1) 2.20%以内 2) 1.90%以内 3) 1.90%以内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	原則不要	
8,000万円	1.55%以内 SN 1.50%以内	1)、2) 7年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	
8,000万円	1.60%以内	7年以内 (2年以内)	原則不要	
8,000万円 (特認2億8,000万円)	2.25%以内 (期間7年超、変動 金利2.15%以内 SN⑦⑧2.25%以内)	7年以内 (1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
1) 5,000万円 2) 一災害につき 5,000万円	2.00%以内	7年以内 (2年以内)		

信用保証制度 - 5

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 制 度	能登半島地震 対策融資保証	1) 復旧支援分、3) 復旧拡充分、4) 復旧特別分 3市4町内の事業所等が損害を受けたもの等	1)、3)、4) 市町長等の被災証明 (特認は会議所等の認定書も必要)
		2) 復興支援分、5) 復興特別分 3市4町内の中小企業者で売上が10%以上減少するもの 等	2)、5) 会議所等の認定書
	追認小口保証	従業員40人(商業・サービス業10人)以下の企業者の事業 資金	商工会議所又は商工会の融資委員 会承認書
	追認特別小口保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者 の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員 会承認書、納税証明書
	小口当座貸越 (貸付専用型) 根 保 証	小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たす企業者 の反復継続事業資金	商工会議所又は商工会の推薦書
	小口零細融資保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者 1) 零細分 2) 創業者支援分	商工会議所又は商工会の認定書
	季節融資保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者 の季節運転資金	益資金 6月15日～8月31日 年末資金 11月1日～12月29日
保 証	企業立地促進融資保証	県外企業の本県における新規立地又は知事が別に定めた用 地への県内企業の立地のための設備資金	知事の認定書 認定書に添付した書類(写) 独立採算計画書 移転前の財務諸表(3期分)
	バリアフリー施設 整備促進融資保証	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づき公益 的施設の整備を行うための資金	知事の認定書
	環境保全資金融資保証	1) 環境保全資金分 ①公害防止設備資金 ②産業廃棄物処理施設資金 ③循環型社会づくりのための施設整備資金 ④地球環境保全のための施設整備資金 ⑤ISO14001導入資金 2) 産業廃棄物処理施設整備資金分 ①産業廃棄物最終処分場整備事業 ②産業廃棄物焼却施設整備事業	1) 知事の適格証明書 2) 知事の認定書
	中小企業再生・ 事業転換支援保証	中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けてい るもので、経営再生のために必要となる設備及び運転資金	1) 商工会議所会頭・商工会連合会 会長・支援機構理事長の確認書 (写) 2) 経営改善計画書

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

※各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。(H20.4.1現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
1)、3)、4) 1億円	1.00%以内 (期間10年超、変動金利1.70%以内)	1)、3) 10年以内(2年以内) 4) 15年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
2) 8,000万円 5) 1億6,000万円	1.00%以内 (期間7年超、変動金利1.70%以内)	2) 7年以内(2年以内) 5) 10年以内(2年以内)		
1,500万円	2.15%以内	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円	2.10%以内	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	不 要	約定締結金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
500万円	変動金利 2.20%以内	2年以内〔更新可〕	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円 但し既存の保証付 融資残高を合算	2.10%以内	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)		原則として市町村指定金融機関
300万円	2.15%以内	6ヵ月以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
2億円	2.00%以内 (期間10年超、 変動金利 1.95%以内)	15年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
新築等 3,000万円 (工事費の20%以内) 改修 1,000万円	1.00%以内	10年以内(3年以内)		商工中金、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1) 5,000万円 (組合)共同処理施設 1億円 2) ① 2億円 ② 1億円	1) 一般分 2.00%以内 特利分 2.00%以内 2) 2.00%以内	1) ①～④ 10年以内 ⑤ 5年以内 2) 10年以内		商工中金、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫(石動信金除く)、JAバンク石川信連
1億6,000万円	金融機関 所定の利率	10年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	約定締結金融機関

信用保証制度－6

保証料率表

保証制度名	適用保険等			リスク 考慮 保証 料 系 の 適 用 有 無	責任 共 有 制 度 の 対 象 有 無	信用保証料率 ^{※3※4※5}						
	一般・ 特例等 ※1※2	保険の種類	備 考			責 任 共 有 外 料 率	責 任 共 有 料 率	無担保(%)		有担保(%)		
								最高	最低	最高	最低	
普 通 保 証	一般保証	一般	普通	○	○	－	(1)-2	－	－	1.80	0.35	
	無担保保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(1)-1	1.90	0.45	－	－	
	小口零細企業保証	一般	普通・無担保		○	×	1	－	2.20	0.50	2.10	0.40
		一般	特別小口		×	×	一律	－	1.00		－	
		特例	普通・無担保・特別小口	経営安定関連	×	×	一律	－	0.70		0.70	
	長期経営資金保証	一般	普通	○	○	－	(1)-2	－	－	1.80	0.35	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(2)	1.62	0.39	1.52	0.29	
	事業者カードローン当座貸越根保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(2)	1.62	0.39	1.52	0.29	
	無担保当座貸越(貸付専用型)根保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(2)-1	1.62	0.39	－	－	
	無担保クイック保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(1)-1	1.90	0.45	－	－	
	風俗営業飲食業保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(1)	1.90	0.45	1.80	0.35	
	手形割引根保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(2)-1	1.62	0.39	－		
	季節融資保証	一般	普通・無担保	○	○	－	(1)	1.90	0.45	1.80	0.35	
特 別 保 証	公害防止対策保証	一般	公害防止	×	○	－	一律	－		0.85		
	エネルギー対策保証	一般	エネルギー	×	○	－	一律	－		0.85		
		特例	エネルギー		×	○	－	一律	－		0.85	
	海外投資関係保証	一般	海外投資関係	×	○	－	一律	－		0.95		
	新事業開拓保証	一般・特例	新事業開拓		×	○	－	一律	－		0.95	
		特例	新事業開拓	無保証人	×	○	－	一律	1.10		－	
	経営安定関連保証	特例	普通・無担保・特別小口	経営安定関連 1～6号	×	×	一律	－	0.70		0.70	
		特例	普通・無担保	経営安定関連 7、8号	×	○	－	一律	0.60		0.60	
		特例	特別小口	経営安定関連 7、8号	×	×	一律	－	0.70		0.70	
	災害関係保証	特例	普通・無担保・特別小口		×	×	一律	－	0.70		0.70	
	労働力確保関連保証	特例	普通・無担保		×	○	－	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	－	0.80		0.80	
	中小小売商業関連保証	特例	普通・無担保		×	○	－	一律	0.70		0.70	
特例		特別小口		×	×	一律	－	0.80		0.80		
商店街整備等支援関連保証	特例	普通・無担保	公益法人	×	○	－	一律	1.15		1.05		
伝統的工芸品振興保証	特例	普通・無担保		×	○	－	一律	0.70		0.70		
	特例	特別小口		×	×	一律	－	0.80		0.80		
	特例	普通・無担保	公益法人	×	○	－	一律	1.15		1.05		
地域伝統芸能等保証	特例	普通・無担保		×	○	－	一律	0.70		0.70		

各信用保証制度要綱等に定める保証料率は、本表に拠るものとする。

※責任共有保証料率は、平成19年10月1日以降保証申込分から適用されるもの。

(H20.4.1現在)

保証制度名	適用保険等			リスク考慮型保証料率 対象の有無	責任共有制度 対象の有無	信用保証料率 ^{※3※4※5}						
	一般・特例等 ※1※2	保険の種類	備考			責任共有料率	責任共有料率	無担保(%)		有担保(%)		
								最高	最低	最高	最低	
特別保証	地域伝統芸能等保証	特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	省エネ・リサイクル支援融資保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	1.05		0.95	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		-	
	中心市街地商業等活性化関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	中心市街地商業等活性化支援関連保証	特例	普通・無担保	公益法人 特定会社	×	○	-	一律	0.70		0.70	
	創業等関連保証	特例	無担保		×	×	一律	-	0.80		-	
	地域新事業創出関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	経営革新関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	経営基盤強化関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	新事業分野開拓関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	創業関連保証	特例	無担保		×	×	一律	-	0.80		-	
経営資源活用関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70		
	特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80		
流動資産担保融資保証	一般	流動資産担保		×	○	-	一律	-		0.68		
事業再生保証制度	一般	事業再生		×	×	一律	-	2.20		2.20		
証	資金繰り円滑化借換保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(1)	1.90	0.45	1.80	0.35
		一般	特別小口		×	×	一律	-	1.00		-	
	特例	普通・無担保・特別小口	経営安定関連 1~6号	×	×	一律	-	0.80		0.80		
	特例	普通・無担保	経営安定関連 7、8号	×	○	-	一律	0.70		0.70		
	特例	特別小口	経営安定関連 7、8号	×	×	一律	-	0.80		0.80		
周辺地域整備関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	1.15		1.05		
	特例	特別小口		×	×	一律	-	1.00		-		
下請振興関連保証	特例	流動資産担保		×	○	-	一律	-		0.56		
異分野連携新事業分野開拓関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70		
	特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80		
	特例	新事業開拓		×	○	-	一律	-		1.05		
	特例	流動資産担保		×	○	-	一律	-		0.56		

保証制度名	適用保険等			リスク 考慮 保証 料率 適用 の有 無	責任共 有制度 対象の 有無	信用保証料率※3※4※5						
	一般・ 特例等 ※1※2	保険の種類	備考			責任共 有外 料率	責任共 有料率	無担保(%)		有担保(%)		
								最高	最低	最高	最低	
特別保証	流通業務総合効率化関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	特定研究開発等関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
		特例	新事業開拓		×	○	-	一律	-		1.05	
	地域産業集積関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
	地域産業資源活用事業関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	0.70		0.70	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	0.80		0.80	
		特例	新事業開拓		×	○	-	一律	-		1.05	
		特例	流動資産担保		×	○	-	一律	-		0.56	
	特定信用状関連保証	特例	普通		○	○	-	(1)	1.90	0.45	1.80	0.35
	事業再生円滑化関連保証	特例	普通・無担保		×	○	-	一律	1.76		1.76	
		特例	特別小口		×	×	一律	-	1.00		-	
	再挑戦支援保証	特例	無担保		×	×	一律	-	0.80		-	
	中小企業特定社債保証	一般	特定社債		○	○	-	(1)	1.90	0.45	1.80	0.35
中堅企業特別保証	特例	破綻金融機関等関連特別等		×	×	一律	-	0.65		0.70		
県制度保証	経営革新等支援融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
		特例	普通・無担保	経営革新関連	×	○	-	一律	0.60		0.60	
		特例	新事業開拓	経営革新関連	×	○	-	一律	0.60		0.60	
	地域商工業活性化融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(3)	1.43	0.41	1.40	0.38
	事業転換支援融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(3)	1.43	0.41	1.40	0.38
	創業者支援融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(3)	1.43	0.41	1.40	0.38
	経営安定支援融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(5)	1.19	0.13	1.16	0.10
		特例	普通・無担保	経営安定関連 2、5号	×	×	一律	-	0.50		0.50	
	経営安定再生支援融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
	資金繰り支援融資保証	特例	普通・無担保	経営安定関連 1~6号	×	×	一律	-	0.80		0.80	
		特例	普通・無担保	経営安定関連 7、8号	×	○	-	一律	0.70		0.70	
	連鎖倒産防止・災害対策融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
特例		普通・無担保	経営安定関連 1、4号	×	×	一律	-	0.70		0.70		
能登半島地震対策融資保証(復旧)	一般	普通・無担保		○	○	-	(5)	1.19	0.13	1.16	0.10	
	特例	普通・無担保	災害関係	×	×	一律	-	0.50		0.50		

保証制度名	適用保険等			リスク考慮型保証料体系の適用有無	責任共有制度の対象の有無	信用保証料率※3※4※5						
	一般・特例等※1※2	保険の種類	備考			責任共有外料率	責任共有料率	無担保(%)		有担保(%)		
								最高	最低	最高	最低	
県 制 度 保 証	能登半島地震対策融資保証(復旧)	特例	普通・無担保	経営安定関連4号	×	×	一律	-	0.50		0.50	
	能登半島地震対策融資保証(復興)	一般	普通・無担保		○	○	-	(5)	1.19	0.13	1.16	0.10
		特例	普通・無担保	経営安定関連4号	×	×	一律	-	0.50		0.50	
	追認小口保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(5)	1.19	0.13	1.16	0.10
	追認特別小口保証	一般	特別小口		×	×	一律	-	0.50		-	
	小口当座貸越根保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(5)	1.19	0.13	1.16	0.10
	小口零細融資保証	一般	普通・無担保		○	×	5	-	1.34	0.13	1.31	0.10
		一般	特別小口		×	×	一律	-	0.50		-	
	季節融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
	企業立地促進融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
	バリアフリー施設整備促進融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
	環境保全資金融資保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(4)	1.35	0.33	1.32	0.30
		一般	公害防止		×	○	-	一律	-		0.84	
	中小企業再生・事業転換支援保証	一般	普通・無担保		○	○	-	(6)	1.81	0.36	1.78	0.33
		特例	普通・無担保	経営安定関連1~6号	×	×	一律	-	0.80		0.80	
特例		普通・無担保	経営安定関連7, 8号	×	○	-	一律	0.70		0.70		

- ※1. 「一般」とは、普通・無担保・特別小口・流動資産担保・公害防止・エネルギー・海外投資関係・新事業開拓・事業再生・特定社債の一般保険を指し、うち、料率の弾力化の対象となる適用保険は「普通・無担保・特定社債保険」の3種の一般保険及び特定信用状関連特例となる。
- ※2. 「特例」とは、経営安定関連・経営革新関連等の特例保険を指す。
- ※3. 「別表」の「リスク考慮型保証料体系表」若しくは「リスク考慮型保証料体系表」(責任共有保証料率分)を適用する。同体系表については、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に区分①～⑨の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。
- ※4. 財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により、「中小企業の会計に関する指針(中小企業会計)」のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合、または「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、全保証制度を対象に各表示保証料率より0.1%更に引き下げるものとします。
- ※5. 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものの。「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」又は「保証料率」とする。

リスク考慮型保証料体系表

[別表]

区 分		信用保証料率 (%) *1 *2									
体 系		無担・ 有担保	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1-1	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1-2	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
特殊保証	2-1	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
	2-2	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33
県制度保証A (体系1)	3-1	無担保	1.64	1.49	1.34	1.19	1.04	0.89	0.74	0.59	0.43
	3-2	有担保	1.61	1.46	1.31	1.16	1.01	0.86	0.71	0.56	0.40
県制度保証B (体系2)	4-1	無担保	1.54	1.39	1.24	1.09	0.94	0.79	0.64	0.49	0.33
	4-2	有担保	1.51	1.36	1.21	1.06	0.91	0.76	0.61	0.46	0.30
県制度保証C (体系3)	5-1	無担保	1.34	1.19	1.04	0.89	0.74	0.59	0.44	0.29	0.13
	5-2	有担保	1.31	1.16	1.01	0.86	0.71	0.56	0.41	0.26	0.10
県制度保証D	6-1	無担保	2.09	1.89	1.69	1.49	1.24	0.99	0.79	0.59	0.39
	6-2	有担保	2.06	1.86	1.66	1.46	1.21	0.96	0.76	0.56	0.36

※1 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に区分①～⑨の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、上記表の区分⑤の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（リスク考慮型保証料体系が適用される保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

※2 財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により、「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計）」のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合、または「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、全保証制度を対象に各表示保証料率より0.1%更に引き下げる。

リスク考慮型保証料体系表（責任共有保証料率分）

[別表]

区 分		責 任 共 有 保 証 料 率 (%)※1 ※2									
体 系		無担・ 有担別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責 任 共 有 保 証 料 率	(1)－1	無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	(1)－2	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
責 任 共 有 (特殊保証)	(2)－1	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	(2)－2	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29
責 任 共 有 県制度保証 A (体系 1)	(3)－1	無担保	1.43	1.32	1.17	1.01	0.90	0.83	0.68	0.52	0.41
	(3)－2	有担保	1.40	1.29	1.14	0.98	0.87	0.80	0.65	0.49	0.38
責 任 共 有 県制度保証 B (体系 2)	(4)－1	無担保	1.35	1.24	1.09	0.93	0.82	0.75	0.60	0.44	0.33
	(4)－2	有担保	1.32	1.21	1.06	0.90	0.79	0.72	0.57	0.41	0.30
責 任 共 有 県制度保証 C (体系 3)	(5)－1	無担保	1.19	1.08	0.93	0.77	0.66	0.59	0.44	0.28	0.13
	(5)－2	有担保	1.16	1.05	0.90	0.74	0.63	0.56	0.41	0.25	0.10
責 任 共 有 県制度保証 D	(6)－1	無担保	1.81	1.66	1.46	1.26	1.06	0.91	0.71	0.51	0.36
	(6)－2	有担保	1.78	1.63	1.43	1.23	1.03	0.88	0.68	0.48	0.33

※1 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に区分①～⑨の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、上記表の区分⑤の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（リスク考慮型保証料体系が適用される保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

※2 財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により、「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計）」のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合、または「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、全保証制度を対象に各表示保証料率より0.1%更に引き下げる。

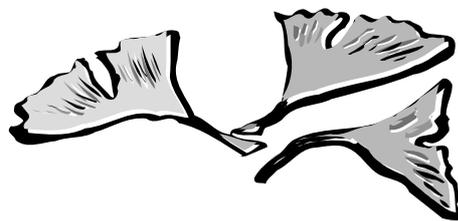


おことわり

各制度の説明については、「簡潔・見やすく」という編集方針のもとに、できる限りの内容を織り込んだつもりですが、紙面の制約上、内容の一部を割愛させていただいたものもあります。

資金の調達を考えておられる方は、当該機関へ確認のうえご相談下さい。

尚、利率等の諸条件につきましては、金融情勢により変更する場合がありますのでご容赦下さいますようお願い申し上げます。



連 鎖 倒 産 防 止 融 資 制 度 一 覧

融資（制度）名称	対 象 者	資金使途	融資限度額	利 率	融資期間	据置期間	備 考	お問合せ先
【石川県】 連鎖倒産防止・災害 対策融資	① 国の指定する倒産事業者の関連中小企業 者等 ② ①以外の倒産事業者の関連中小企業者等	・ 運転資金	8,000万円	1.50%以内	7年以内	2年以内	担保は金融機関所定の扱い信 用保証協会の担保は任意	・ 取扱金融機関 ・ 石川県商工労働部経営 支援課（金融グループ） TEL：076-225-1522
経営安定支援融資 （一般分）	① 最近3ヶ月の月平均売上が前年同月比▲ 10%以上 ② 最近6ヶ月の月平均売上が前年同月比▲ 5%以上 ③ 今期事業年度において税引前利益で欠損 見込み ④ 前期事業年度において税引後利益で欠損 上記いずれかの要件を充たすことを商工会 議所・商工会の認定を受けた者	・ 運転資金	8,000万円	.25%以内 （普通保証付きの 場合は1.80%）	7年以内	2年以内	担保は金融機関所定の扱い信 用保証協会の担保は任意	・ 取扱金融機関 ・ 石川県商工労働部経営 支援課（金融グループ） TEL：076-225-1522"
小口零細融資 （零細分）	従業員の数が20人（商業又はサービス業の 場合は5人）以下の小規模事業者	・ 事業資金	1,250万円 （ただし、既利用 の保証協会の保証 付融資残高と併せ て1,200万円の範囲 内）	2.35%以内	5年以内	1年以内	担保：原則無担保 保証：信用保証協会の保証が 必須	・ 取扱金融機関 ・ 石川県商工労働部経営 支援課（金融グループ） TEL：076-225-1523"
【商工組合中央金庫】 取引企業倒産対応資 金	取引先の倒産により経営に困難をきたして いる方	・ 設備資金 ・ 長期運転資金	長期・短期 それぞれ 15,000万円	基準利率長期貸付 2.45%～3.05%	設備資金15年以内 運転資金5年以内 特に必要な場合 7年以内	設備資金2年以内 運転資金1年以内 特に必要な場合 1年以内	保証人免除の特例があります	商工組合中央金庫 金沢 支店 TEL：076-221-6141
【中小企業金融公庫】 取引企業倒産対応資 金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をき たしている方	・ 運転資金	15,000万円 （別枠）	短期貸付1.875%～	7年		担保・保証人が必要です	中小企業金融公庫 金沢 支店 TEL：076-231-4275
【国民生活金融公庫】 取引企業倒産対応資 金	取引企業の倒産などにより、経営に困難を きたしている方	・ 運転資金	3,000万円 （別枠）	基準利率2.45%～	5年以内 （特に必要な場合 は7年以内）	1年以内	平成24年3月31日まで	国民生活金融公庫 金沢 支店 TEL：076-263-7191"
【北國銀行】 北國セーフティネッ ト緊急融資	真柄建設株式会社の民事再生を受けて、事 業の安定に支障を生じている、又は生じるお それのある事業者	・ 運転資金	月商の4か 月分以内	基準利率2.65%～ 相談のうえ決定し ます。	5年以内	—	期間：平成20年7月7日（月）～ 平成20年12月30日（火） 担保・保証：相談のうえ決 定します	北國銀行 ダイレクトセンター TEL：0120-680-069 各営業所窓口

原油等価格高騰対策一覧-1

部局名	項目	国への要請	県の施策		備考
			対応済	新たな対応	
商工労働部 (経済産業省)	中小企業金融対策等	<ul style="list-style-type: none"> 政府系金融機関及び民間金融機関に対し、中小企業への更なる円滑な資金供給を図るよう要請すること 国においては、原油・原材料価格高騰の影響が大きい中小企業の実態を十分調査す 原油・原材料価格高騰の影響が大きいにも関わらず、セーフティネット保証第5号の指定基準に満たない業種がある場合は、当該指定基準の緩和を検討すること 	特別相談窓口の設置(H19.12～) 経営支援課内、商工会議所・商工会		
			経営安定支援融資(限度額8,000万円、利率2.25%)と償還猶予制度を活用した柔軟・きめ細かな対応の要請	新たな制度融資の創設 ① 運転資金(既存制度と別枠の低利融資) 売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1カ月の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの 限度額8,000万円、 利率1.95%(既存制度2.25%) ② 設備資金(原油等の使用量削減に繋がる設備投資に対する低利融資) 原油・原材料の使用量が20%以上削減できると見込まれる設備を導入するもの 限度額5,000万円(特認2億円)、 利率2.25%(既存制度2.45%)	
			下請かけこみ寺を開設 H20.4～ ISICO		
			下請取引の適正化及び下請事業者への配慮等を要請 (H19.12.5 商工労働部長通知)		
				金融円滑化等のための連絡協議会の開催 県、金融機関、経済団体等	
農林水産部 (農林水産省)	金融支援等	家畜飼料特別支援資金の円滑な融通を図るため、農業信用基金協会が無担保・無保証人で行う債務保証について、国の支援を拡大すること	相談窓口の設置 水産課、水産総合センターに設置 (農林業は担当部課で個別に対応)	農林業総合相談窓口の設置(7/24) 燃油、肥料、飼料等の相談について、農林総合事務所(企画調整室)に窓口設置	
			<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善促進資金(スーパーS)等 限度額500万円(個人)、利率1.90% 漁業経営安定資金(運転資金) 限度額:800万円(個人)、12,000万円(法人) 利率:2.85% 漁業近代化資金(設備資金) 限度額:9,000～36,000万円 利率:1.90% 	漁業者対策としての金融支援 ・低利・長期の運転資金融資制度の創設 漁業経営安定資金(燃油高騰対策資金) 利率1.35%(既存制度2.85%) 期間3年以内(既存制度1年以内) ・既往融資の償還猶予 漁業経営安定資金(運転資金) 最大2年 漁業近代化資金(設備資金) 最大3年	
	<ul style="list-style-type: none"> 農業用燃料、肥料等の高騰対策について <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー機械などの導入を支援するとともに、肥料等の農業資材価格の高騰に対応する支援策(土壌診断への支援等)を実施すること コスト上昇分が農産物価格に適正に反映されるよう、流通業者・消費者等の理解を醸成する方策を講ずること 飼料価格の高騰に伴う対策の強化について <ul style="list-style-type: none"> 飼料価格が高止まりした場合でも、価格安定制度による補てんが受けられるよう、制度を見直すこと 水田を活用した国産飼料の生産拡大対策を強化すること 	省エネルギー型田植機・乾燥機導入支援 白山市等5地区(H19) ・施設園芸の省エネルギー技術指導 ・施設園芸木質燃料暖房機支援 野々市町 畜産緊急支援チームの設置(H19.7) ・国の緊急対策の活用推進 ・自給飼料の確保・増産に向けた呼びかけ ・生産性に係る自己診断の実施、改善指導	営農、技術指導の徹底 省エネルギー栽培管理方法 局所施肥や地力に応じた施肥方法 融資制度、環境保全型農業の周知		

原油等価格高騰対策一覧-2

部局名	項目	国への要請	県の施策		備考
			対応済	新たな対応	
農林水産部 (農林水産省)	水産業対策	<ul style="list-style-type: none"> 漁業用燃油価格の高騰について、価格の補てん措置を講ずること 漁業用燃油の安定確保策を講ずること・燃油高騰緊急対策新基金に基づく省エネルギー対策事業について、沖合漁業を含めた全ての漁業者が活用できるよう支援対象の拡大、基金の増額、事業期間の延長措置などを講ずること 国制度資金について、利子補給率の引き上げや貸付条件の緩和などを講ずること・漁船用の省エネルギーエンジンの開発を促進するとともに、試験段階にある省エネルギー技術の実用化に取り組むこと・コスト上昇分が水産物価格に適正に反映されるよう、消費者・流通業者等の理解を醸成する方策を講ずること 	<ul style="list-style-type: none"> 協業化による省エネ型操業体制促進事業国の基金事業と連動して、省エネルギー型漁業推進のためのグループ 計画づくり、技術講習会等の活動経費を助成 水産資源有効活用事業 スルメイカの省エネルギー操業のため、水中集魚灯(LED)を使用した漁獲、燃油消費比較調査を実施 首都圏大型小売店販路拡大事業 首都圏大型小売店との連携による商品開発や販路拡大の取り組みを支援 水産物出荷体制構築事業(H19～) 都市圏の卸売業者、仲買人等のニーズに合わせた規格統一と品質向上の取り組み、販促活動等への支援 漁業経営構造改善事業(H19) 県漁協に対する燃油配送用タンクローリー購入支援 		<p>(H19国補正) 燃油高騰緊急対策新基金を設置 (社)大日本水産会 102億円 (事業内容)-</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー施設・機器導入支援 省エネルギー型操業体制転換実証試験を実施 輪番休業し、種苗放流等を実施 <p>*本県3地区4グループ(143隻)での実証試験が承認済み(事業費24億円)</p>
企画振興部 (国土交通省)	地方空港路線維持対策	<ul style="list-style-type: none"> 地方航空路線の廃止、減便が行われないよう、地方航空路線の維持に向けた具体的な対策を早急に検討・実施すること 地方空港における国内航空ネットワーク及び国際線を維持するため、着陸料の負担に対する支援など運航コスト軽減のための緊急避難的な措置を実施すること 			
	地方バス路線対策	燃料価格の高騰を反映した必要な予算額を確保すること	<p>既存の生活バス路線維持対策費補助金で、国と協調して対応するほか、国補以外の赤字路線の運行欠損に対して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行欠損(県1/3 市町1/3等) 車両購入費(県1/2 市町1/2) 		
	離島航路対策	<ul style="list-style-type: none"> 燃料価格の高騰等を反映した必要な予算額を確保すること 事務処理の迅速化による早期支払いを実施すること 	<p>へぐら航路⑭に対し、航路経営により生じる欠損を補填 (実欠損額と国庫補助金の差額について、県(4/5)と輪島市(1/5)で補填)</p>		
土木部	建設業対策			<p>単品スライド条項運用を発動 7/7～</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象資材 鋼材類、燃料油 品目類ごとの増額分が全体工事費の1%を超えるものが対象
県民文化局	生活関連物資価格の調査等		<ul style="list-style-type: none"> 生活関連商品の供給確保と価格安定を関係事業者へ要請(H19.11) 生活関連品目の価格調査・公表 1月～8品目、7月～10品目 食パン、食用油追加 	<ul style="list-style-type: none"> 旧盆の需要期に向け、生活関連商品の供給確保と価格安定を関係事業者へ再度要請 調査品目の追加 8月～20品目 ハイオクガソリン、軽油、灯油(店頭)、トイレトペーパー、シャンプー、スパゲッティ、うどん、しょうゆ、マヨネーズ、バター追加 	

関係機関所在地一覧表

1. 金融機関

(1) 政府系金融機関 県内支店等

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
商工組合中央金庫金沢支店	(920-0964) 金沢市本多町3-1-25 http://www.shokochukin.go.jp/	(076) 221-6141
中小企業金融公庫金沢支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) http://www.jasme.go.jp/	(076) 231-4275
国民生活金融公庫金沢支店	(920-0974) 金沢市川岸町47 http://www.kokukin.go.jp/	(076) 263-7191
国民生活金融公庫小松支店	(923-0801) 小松市園町二-1 http://www.kokukin.go.jp/	(0761) 21-9101
日本政策投資銀行北陸支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) http://www.dbj.go.jp/	(076) 221-3211
農林漁業金融公庫北陸支店	(920-0853) 金沢市本町1-5-2(リファーレ9階) http://www.afc.go.jp/	(076) 263-6471
住宅金融支援機構北陸支店	(920-8637) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) http://www.jhf.go.jp/	(076) 233-4251
日本銀行金沢支店	(920-8678) 金沢市香林坊2-3-28 http://www.boj.or.jp/	(076) 223-9541

(2) 銀行 本・支店

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
みずほ銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-7 http://www.mizuhobank.co.jp/	(076) 232-1161
三菱東京UFJ銀行金沢中央支店	(920-0961) 金沢市香林坊2-3-25 http://www.bk.mufg.jp/	(076) 221-3121
三井住友銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町7 http://www.smbc.co.jp/	(076) 221-3151
中央三井信託銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町10 http://www.chuomitsui.co.jp/	(076) 231-4221
住友信託銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-13 http://www.sumitomotrust.co.jp/	(076) 261-7171
新生銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町1-50 http://www.shinseibank.com/	(076) 232-9969
あおぞら銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町2-37(三栄ビル) http://www.aozorabank.co.jp/	(076) 231-4151
農林中央金庫金沢支店	(920-8703) 金沢市香林坊1-2-16 http://www.nochubank.or.jp/	(076) 231-1101
北國銀行本店	(920-8670) 金沢市下堤町1 http://www.hokkokubank.co.jp/	(076) 263-1111
北陸銀行金沢支店	(920-8686) 金沢市尾山町2-22 http://www.hokugin.co.jp/	(076) 263-5131
富山第一銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町1-8(朝日生命ビル) http://www.first-bank.co.jp/	(076) 221-6131
福井銀行金沢支店	(920-0031) 金沢市広岡3-1-1(金沢パークビル) http://www.fukuibank.co.jp/	(076) 231-4235
福邦銀行金沢支店	(920-0025) 金沢市駅西本町1-14-21 http://www.fukuho.co.jp/	(076) 262-0266

(3) 信用金庫

名 称	(千)	所 在 地	電 話
金 沢 信 用 金 庫	(920-8710)	金沢市香林坊1-3-8 http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/	(076) 262-2111
北 陸 信 用 金 庫	(920-8674)	金沢市玉川町11-18 http://www.hokurikushinkin.co.jp/	(076) 233-1188
鶴 来 信 用 金 庫	(920-2121)	白山市鶴来本町1-ワ107-2 http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/	(0761) 92-1212
の と 共 栄 信 用 金 庫	(926-8601)	七尾市桧物町35 http://www.notoshin.co.jp/	(0767) 52-3450
興 能 信 用 金 庫	(927-0493)	鳳珠郡能登町字宇出津△字45-1 http://www.kono-shinkin.co.jp/	(0768) 62-1122
石 動 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(920-0841)	金沢市浅野本町1-15-25 http://www.shinkin.co.jp/isurugi/	(076) 251-2135
石 川 県 信 用 金 庫 協 会	(920-0902)	金沢市尾張町1-4-15	(076) 261-1876

(4) 信用組合

名 称	(千)	所 在 地	電 話
金 沢 中 央 信 用 組 合	(920-0905)	金沢市上近江町15	(076) 261-7111
石 川 県 医 師 信 用 組 合	(920-8201)	金沢市鞍月東2-48 (日赤共同ビル2F) http://www.ishikawa.med.or.jp/sinkumi/	(076) 239-0126
社 団 法 人 石 川 県 信 用 組 合 協 会	(920-0903)	金沢市博労町68岡田ビル3F	(076) 263-7573

(5) そ の 他

名 称	(千)	所 在 地	電 話
石 川 県 信 用 保 証 協 会	(920-0918)	金沢市尾山町9-25 http://www.incl.ne.jp/cgc-ishikawa/	(076) 222-1511
北 陸 労 働 金 庫	(920-8552)	金沢市芳斉2-15-18 http://www.hokuriku.rokin.or.jp/	(076) 231-8000
石 川 県 銀 行 協 会 金 沢 手 形 交 換 所	(920-0937)	金沢市丸の内4-12	(076) 261-0510

2. 県・市町関係

名 称	(庁) 所 在 地	電 話
石 川 県 庁	(920-8580) 金沢市鞍月1丁目1番地 http://www.pref.ishikawa.jp/	(076) 225-1111
金 沢 市 役 所 (商業振興課)	(920-8577) 金沢市広坂1丁目1番地1 http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/	(076) 220-2111
加 賀 市 役 所 (観光商工課)	(922-8622) 加賀市大聖寺南町ニ41番地 http://www.city.kaga.ishikawa.jp/	(0761) 72-1111
加 賀 市 役 所 山中温泉支所	(922-0192) 加賀市山中温泉湯の出町タ33	(0761) 78-1111
小 松 市 役 所 (商工振興課)	(923-8650) 小松市小馬出町91 http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/	(0761) 22-4111
白 山 市 役 所 (商工振興課)	(924-8688) 白山市倉光2丁目1番地 http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/	(076) 276-1111
白 山 市 役 所 美川支所	(929-0292) 白山市美川浜町ヨ103番地	(076) 278-3200
白 山 市 役 所 鶴来支所	(920-2192) 白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地	(0761) 92-1111
白 山 市 役 所 河内支所	(920-2392) 白山市河内町口直海イ15番地	(0761) 92-1100
白 山 市 役 所 吉野谷支所	(920-2394) 白山市市原丁25番地	(0761) 95-5011
白 山 市 役 所 鳥越支所	(920-2393) 白山市別宮町口170番地	(0761) 94-2011
白 山 市 役 所 尾口支所	(920-2395) 白山市女原ト46番地	(0761) 96-7011
白 山 市 役 所 白峰支所	(920-2501) 白山市白峰ハ130番地	(0761) 98-2011
羽 咋 市 役 所 (商工観光課)	(925-8501) 羽咋市旭町ア200 http://www.city.hakui.ishikawa.jp/	(0767) 22-1111
七 尾 市 役 所 (産業政策課)	(926-8611) 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 http://www.city.nanao.lg.jp/	(0767) 53-1111
七 尾 市 役 所 田鶴浜支所	(929-2121) 七尾市田鶴浜町リ6番地	(0767) 68-3131
七 尾 市 役 所 中島支所	(929-2222) 七尾市中島町中島甲170番地	(0767) 66-1111
七 尾 市 役 所 能登島支所	(926-0211) 七尾市能登島向田町ろ1番地	(0767) 84-1111
輪 島 市 役 所 (商工業課)	(928-8525) 輪島市二ツ屋町2字29番地 http://www.city.wajima.ishikawa.jp/	(0768) 22-2211
輪 島 市 役 所 門前総合支所	(927-2192) 輪島市門前町走出6の69番地	(0768) 42-1111
珠 洲 市 役 所 (産業振興課)	(927-1295) 珠洲市上戸町北方1の6の2 http://www.city.suzu.ishikawa.jp/	(0768) 82-2222
か ほ く 市 役 所	(929-1195) かほく市宇野気ニ81番地 http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/	(076) 283-1111
かほく市役所 高松庁舎(商工観光課)	(929-1292) かほく市高松ウ1番地1	(076) 281-2122
かほく市役所 七塚庁舎	(929-1193) かほく市浜北ハ6番地1	(076) 283-7135
能 美 市 役 所 (商工観光課)	(923-1198) 能美市寺井町た35番地 http://www.city.nomi.ishikawa.jp/	(0761) 58-5111
能 美 市 役 所 辰口庁舎	(923-1297) 能美市来丸町1110	(0761) 52-8000
能 美 市 役 所 根上庁舎	(929-0192) 能美市中町子88	(0761) 55-4111
川 北 町 役 場 (産業経済課)	(923-1295) 能美郡川北町字壱ツ屋174番地 http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/	(076) 277-1111
野々市町役場 (産業振興課)	(921-8510) 石川郡野々市町字三納18街区1番 http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/	(076) 227-6000
津 幡 町 役 場 (産業経済課)	(929-0393) 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地 http://www.town.tsuibata.ishikawa.jp/	(076) 288-2121
内 灘 町 役 場 (産業振興課)	(920-0292) 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 http://www.town.uchinada.lg.jp/	(076) 286-1111
宝 達 志 水 町 役 場 (企画財政課)	(929-1392) 羽咋郡宝達志水町小川ハ250番地 http://www.hodatsushimizu.jp/	(0767) 28-5505

(注) 機関名欄の市町の()内の課名は、各市町の商工担当課です。

名 称	(庁) 所 在 地	電 話
宝 達 志 水 町 志 雄 庁 舎	(929-1492) 羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地 1	(0767) 29-3111
志 賀 町 役 場 (商工観光課)	(925-0198) 羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1 http://www.town.shika.ishikawa.jp/	(0767) 32-1111
志 賀 町 役 場 富 来 庁 舎	(925-0498) 羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地	(0767) 42-1111
中 能 登 町 役 場 (商工観光課)	(929-1892) 鹿島郡中能登町井田 4 部 1 番地 1 http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/	(0767) 76-1234
中 能 登 町 役 場 鹿 西 庁 舎	(929-1692) 鹿島郡中能登町能登部下85部 1 番地	(0767) 72-3131
中 能 登 町 役 場 鳥 屋 庁 舎	(929-1792) 鹿島郡中能登町末坂 9 部46番地	(0767) 74-1234
穴 水 町 役 場 (産業建設課)	(927-8601) 鳳珠郡穴水町川島ウの174番地 http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/	(0768) 52-0300
能 登 町 役 場	(927-0492) 鳳珠郡能登町宇出津新 1 字197番地 1 http://www.town.noto.ishikawa.jp/	(0768) 62-1000
能 登 町 役 場 柳 田 庁 舎	(928-0331) 鳳珠郡能登町柳田仁部54番地	(0768) 76-8300
能登町役場 内浦庁舎(商工観光課)	(927-0695) 鳳珠郡能登町松波13字75番地	(0768) 72-2500

(注) 機関名欄の市町の()内の課名は、各市町の商工担当課です。

3. 商工会議所・商工会

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
石川県商工会議所連合会	(920-0918) 金沢市尾山町9番地13 http://www.ishikawa-cci.jp/	(076) 263-1151
金沢商工会議所	(920-8639) 金沢市尾山町9番地13 http://www.kanazawa-cci.or.jp/	(076) 263-1151
白山商工会議所	(924-0871) 白山市西新町159番地2 http://www.hakusancci.or.jp/	(076) 276-3811
小松商工会議所	(923-8566) 小松市園町ニ1 http://www.komatcci.or.jp/	(0761) 21-3121
加賀商工会議所	(922-8650) 加賀市大聖寺菅生口17番地3 http://www.kagaworld.or.jp/	(0761) 73-0001
七尾商工会議所	(926-8642) 七尾市三島町70番地1 http://www.noto.or.jp/nanao/cci/	(0767) 54-8888
輪島商工会議所	(928-0001) 輪島市河井町20部1番地1 http://www.wajimacci.or.jp/	(0768) 22-7777
珠洲商工会議所	(927-1214) 珠洲市飯田町1丁目1番地9 http://www.suzu.co.jp/suzucci/	(0768) 82-1115
石川県商工会連合会	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 http://www.shoko.or.jp/	(076) 268-7300
山中商工会	(922-0112) 加賀市山中温泉西桂木町トの5の1番地 http://yuzaya.com/	(0761) 78-3366
能美市商工会	(923-1121) 能美市寺井町ヨ47番地 http://nomi.shoko.or.jp/	(0761) 58-4230
川北町商工会	(923-1267) 能美郡川北町字壺ッ屋93番地 http://kawakita.shoko.or.jp/	(076) 277-2133
美川商工会	(929-0224) 白山市美川中町ソ58 http://mikawa.shoko.or.jp/	(076) 278-3328
鶴来商工会	(920-2128) 白山市鶴来下東町カ26番地 http://tsurugi.shoko.or.jp/	(0761) 93-2211
白山商工会	(920-2375) 白山市上野町ヤ74番地 http://hakusan.shoko.or.jp/	(0761) 94-2828
野々市町商工会	(921-8821) 石川郡野々市町白山町8-16 http://nono.shoko.or.jp/	(076) 246-1242
かほく市商工会	(929-1215) かほく市高松ク42番地1 http://www.kahoku.biz/	(076) 282-5661
森本商工会	(920-3116) 金沢市南森本町ホ59-1 http://morimoto.shoko.or.jp/	(076) 258-0276
津幡町商工会	(929-0326) 河北郡津幡町字清水チ326番地の3 http://tubata.shoko.or.jp/	(076) 288-2131
内灘町商工会	(920-0271) 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地	(076) 286-4200
羽咋市商工会	(925-8585) 羽咋市旭町ア139番地 http://hakui.shoko.or.jp/	(0767) 22-1393
富来商工会	(925-0446) 羽咋郡志賀町富来領家町甲10 富来行政センター3階 http://togi.shoko.or.jp/	(0767) 42-2562
志雄商工会	(929-1425) 羽咋郡宝達志水町子浦そ18の1番地	(0767) 29-2245
志賀町商工会	(925-0141) 羽咋郡志賀町高浜町二の13番地1 http://shika.shoko.or.jp/	(0767) 32-1002
押水商工会	(929-1343) 羽咋郡宝達志水町小川ハ274の2番地 http://www.nsknet.or.jp/osmzs/	(0767) 28-2301
能登鹿北商工会	(929-2222) 七尾市中島町中島甲部170番地 http://n.rokuhoku.shoko.or.jp/	(0767) 66-0001

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
中能登町商工会	(929-1721) 鹿島郡中能登町井田に部50番地	(0767) 76-1221
穴水町商工会	(927-0027) 鳳珠郡穴水町字川島イ25番地1 http://anamizu.shoko.or.jp/	(0768) 52-0516
門前町商工会	(927-2151) 輪島市門前町走出2の121 http://monzen.shoko.or.jp/	(0768) 42-0360
能登町商工会	(927-0433) 鳳珠郡能登町字出津ト字44番4	(0768) 62-0181

4. 独立行政法人等

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
独立行政法人中小企業基盤整備機構	(105-8453) 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル http://www.smrj.go.jp/	(03) 3433-8811
独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター	(920-0352) 金沢市観音堂町への1 http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/index.html	(076) 267-0801
(財) 石川県産業創出支援機構	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml	(076) 267-1001
(社) 石川県鉄工機電協会	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目3番地 http://www.tekkokiden.or.jp/	(076) 268-0121
国際協力銀行大阪支店	(530-0004) 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php	(06) 6346-4770

金融の手引 第30版

平成20年9月 発行

編集発行者 石川県中小企業団体中央会
(〒920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地
地場産業振興センター新館5F
電話 (076) 267-7711
FAX (076) 267-7720
<http://www.icnet.or.jp>

【題字】 石川県中小企業団体中央会
名誉会長 安田隆明 筆

